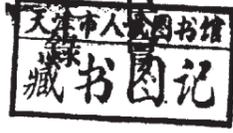
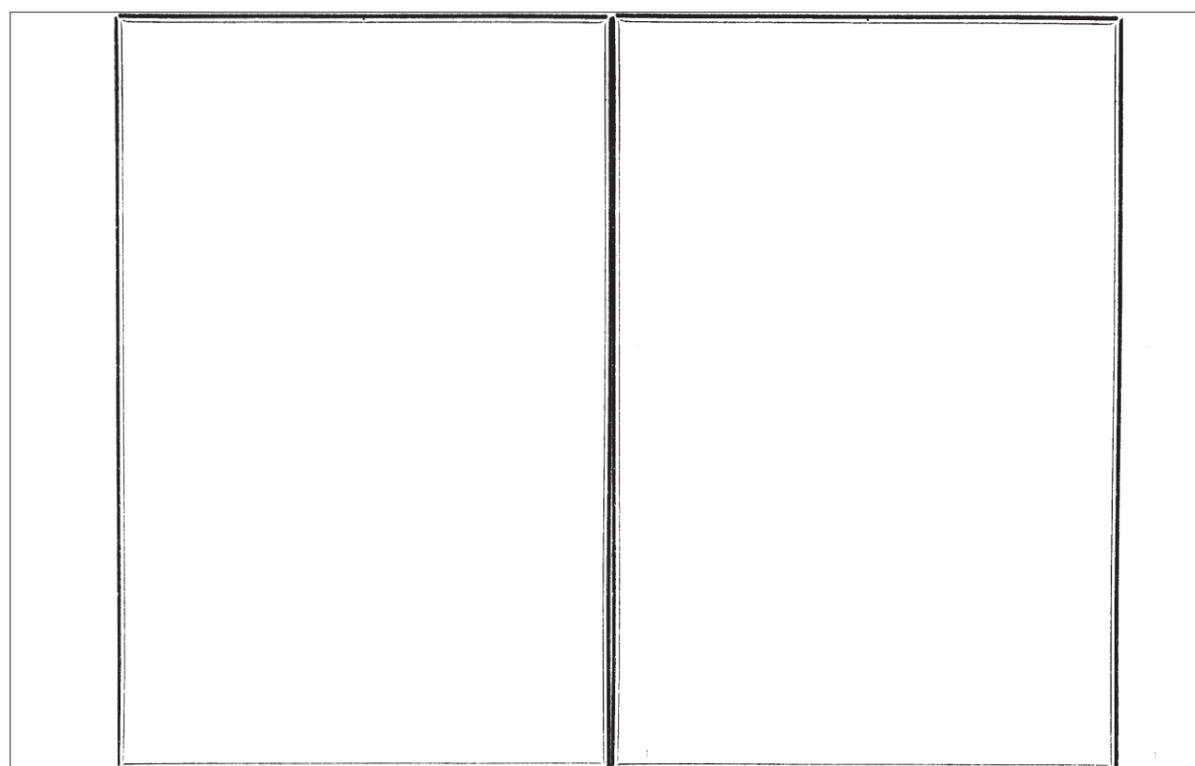
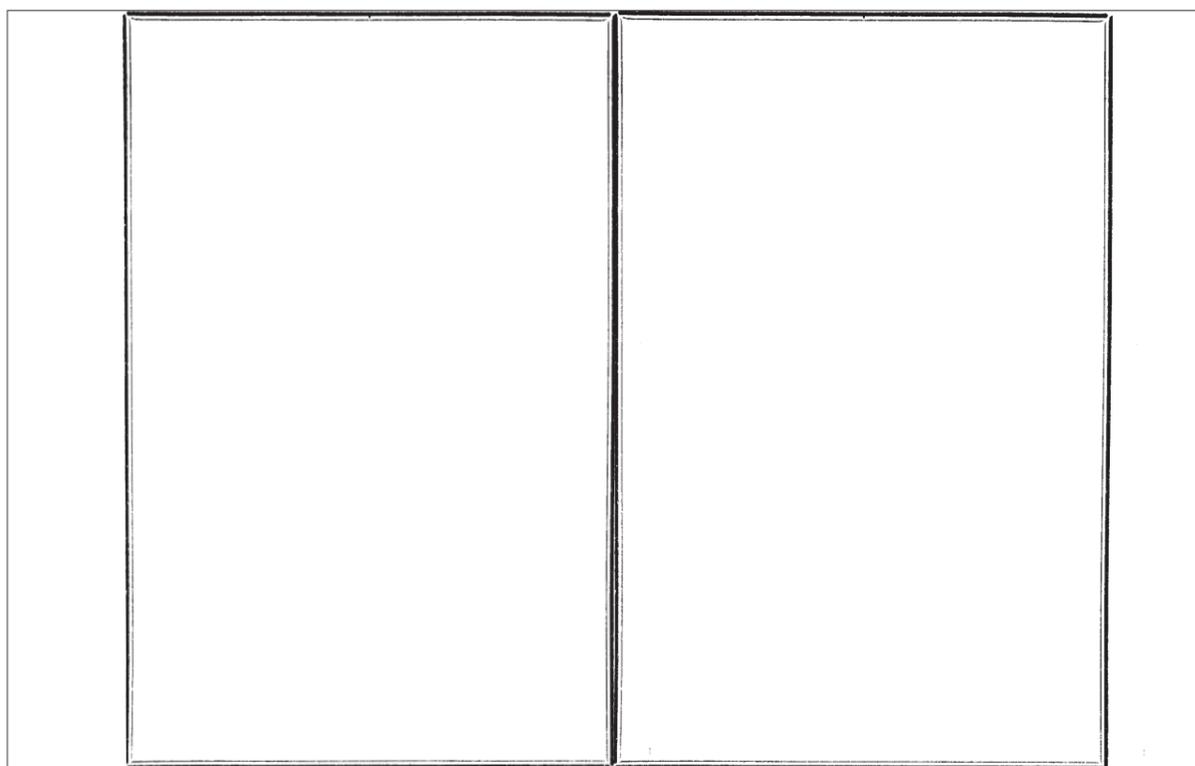


議事速記録第六十六號

昭和十二年第三十次居留民  
通常會議事速記



天津居留民團



議事目錄

第一日

(一)

一、會計検査委員補選選舉 六

二、民團會計検査報告 七

三、昭和十一年度居留民團事務報告 八

第二日

(四九)

一、昭和十一年度居留民團事務報告(前日ノ續キ) 五一

二、昭和十一年度居留民團歳入出決算承認ノ件 七四

三、昭和十一年度御下賜金記念事業特別會計歳入出決算承認ノ件 七九

四、雜種課金條例中改正ノ件 八〇

五、天津療病院諸料金條例中改正ノ件 九九

第三日

(一三三)

一、邦人教育費補助ノ件 一三三

(2)

二、帝國在郷軍人會天津分會補助金ノ件 一六一

三、第七團債償還ノタメ起債ノ件 一六五

四、昭和十二年度居留民團歳入出豫算案 一六六

昭和十二年度居留民團追加豫算案

昭和十一年度御下賜金記念事業特別會計歳入出豫算案

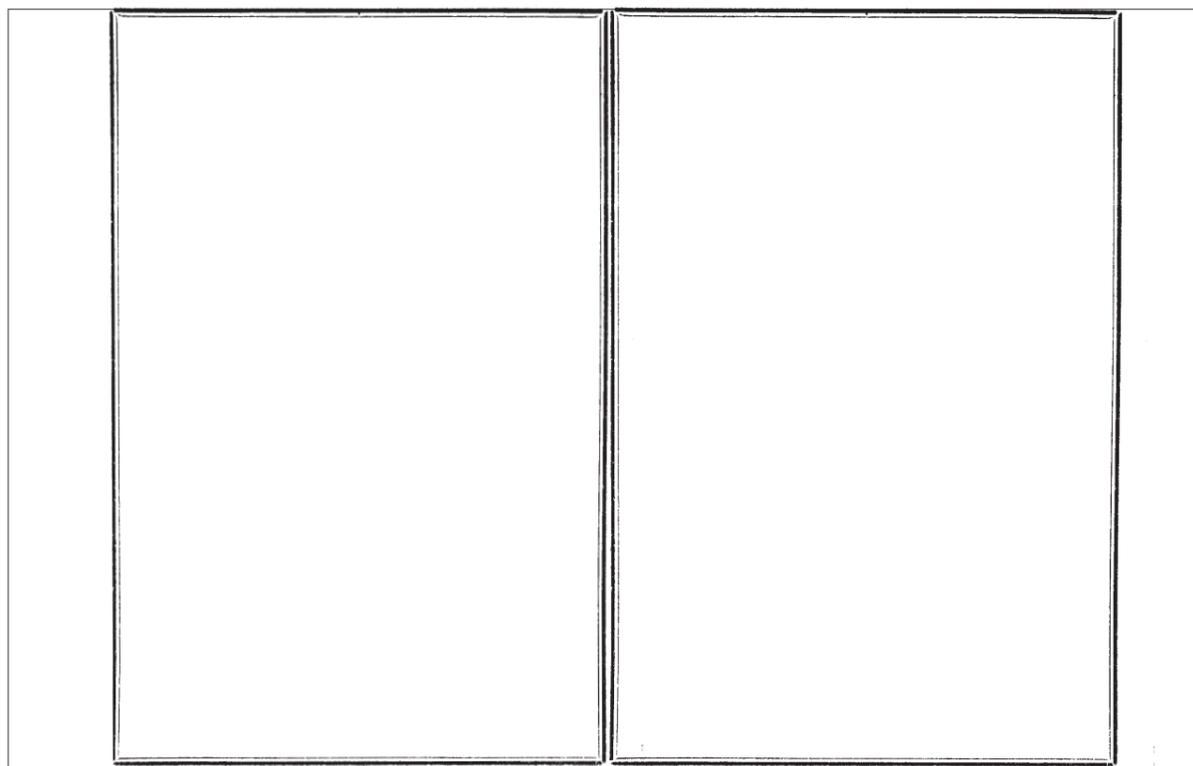
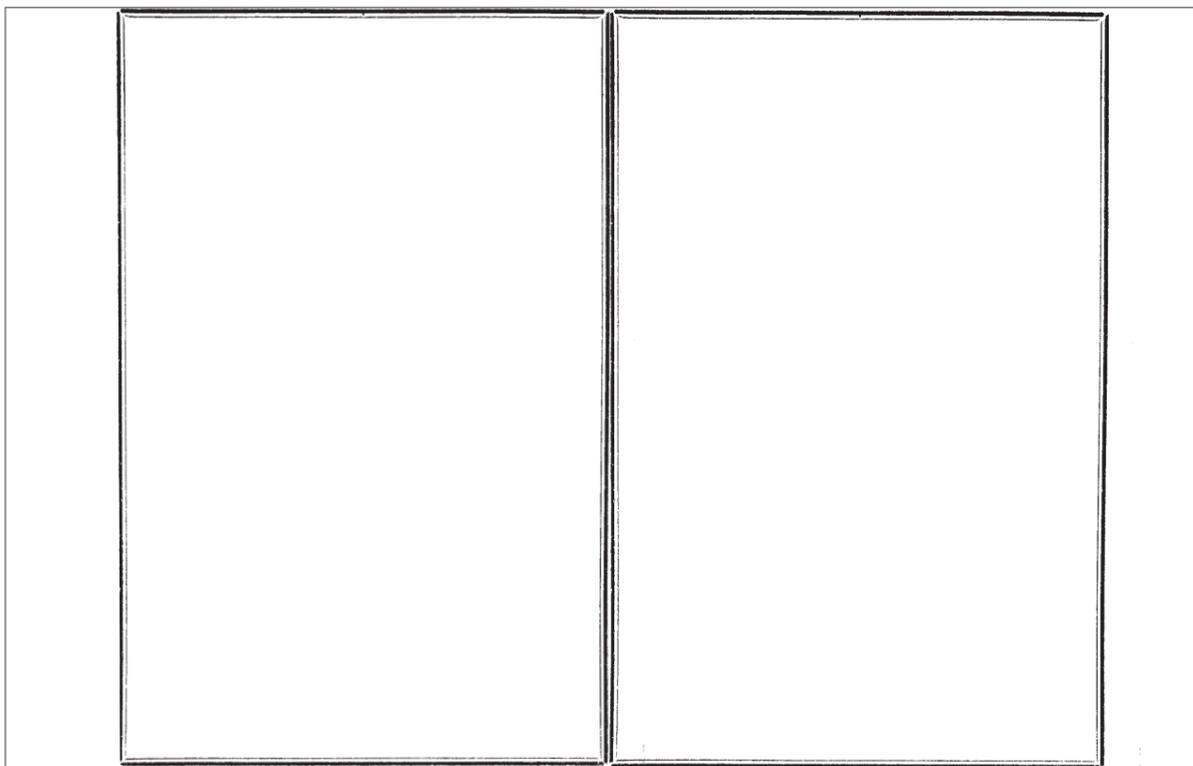
五、社會課設置ニ關スル建議案 一三四

六、居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案 (三四一)

附 錄 (二五二)

要 錄 (二五二)

(1)



昭和十二年第三十次居留民會通常會議事速記録(第一日)

昭和十二年三月二十八日 於 公會 堂

一、報告

- 一、民團會計檢査報告
- 二、昭和十二年居留民團事務報告

- 第一、昭和十一年度居留民團歳入出決算承認ノ件
- 第二、昭和十一年度御下賜記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件
- 第三、雜種課金條例中改正ノ件
- 第四、天津療病院諸料金條例中改正ノ件
- 第五、邦人教育費補助ノ件
- 第六、帝國在籍軍人會天津分會補助金ノ件
- 第七、第七團債償還ノタメ起債ノ件

- 第八、昭和十二年度居留民團歳入出決算案
- 第九、昭和十二年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第十、昭和十二年度御下賜記念事業特別會計歳入出豫算案

出席議員 (二十七名) (出席順)

- |        |         |        |          |
|--------|---------|--------|----------|
| 眞藤 樂生  | 山田 榮治   | ○大内 專  | 八木 忠良    |
| 上田 茂   | 佐藤 政作   | ○植前 香  | 菊地 新一    |
| 志村 正三  | ○原田 万造  | ○小澤 昇  | 清水 一太郎   |
| 山尾市二郎  | 鹽谷 信治   | 古田 治四郎 | ○早瀬 精一   |
| 足立 傳一郎 | 張 世 萬   | 木下 秀良  | ○佐々木 清一  |
| ○中村 三雄 | 佐々木 山太郎 | 伊丹 關次郎 | 岡本 久雄    |
| 橋本 磯太  | 金山 喜八郎  | 龜澤 省朝  | (○印參事會員) |

出席吏員

- 日井 民團長
- 小瀬 會計主任
- 以下吏員十一名

午後八時四十五分開會

○副議長 (龜澤省朝君)

(2)

(1)

(4)

(3)

只今迄の出席議員數二十四名であります、法定數に達して居りますから之より第三十次居留民會通常會議を開會致します、遠山議長引き續き御旅行中でありますので、私代つて議長代行させて頂きます、不馴れの事でございますから宜敷お願ひ致します。之より監督官より恒例によりまして召集の辭がございますから暫く御清聴を願ひます。

○堀内總領事(登壇) 拍手

茲に第三十次居留民會が開かれますので諸君は安息日である日曜日であるにも拘らず、斯く多數お集まり下さいまして民團の會議に參するといふ事は、全く居留民の福祉の爲め、所謂公共の奉仕をなされて居られます。此の點に付ては深く私は敬意を表します。本日の會議に於ては十一年度の民團決算の承認、十二年度の豫算を決定されるといふ事が議題になつて居ります。其の他にも澤山の議題がありますが主たるものは此の二つであります。華北の明朗化に依りまして北支に於ける我が在留民は異常なる發展を遂げて居ります、と民團は北支在留民の福祉を謀つて居るのであります。此の北支在留民の發展に従ふ施設も増えて參りましたに因つて民團の歳出も増えなければならぬと思ひます、従つて此の歳出増加は何れも居留民の負擔に關する事でありませぬ、此の點も考へなければなりません、此の兩方面からよく考へられて所謂慎重審議をされて、妥當なる決定に達せられん事を希望して巴みませぬ、之で私の監督官としての挨拶は終ります。(拍手)

○副議長(龜澤省朝君)

本民團の議事録署名者として木下秀良君、橋本磯太君、此の御兩名にお願いしたいと思います。御承知願ひます。先日配送の居留民團議長提出の追加議案は、お手許に配付してあります本日日程の通り押入致しましたから右様御承知願ひます。次から建議案が二つ出て居ります、只今讀み上げます。

○村田書記(朗讀)

- 居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案
- 一、現行居留民團法施行細則第五條ニ規定セル等級選舉制ハ速ニ撤廢スヘシ
- 天津ノ實情ヨリ見テ斯ル制度ハ選舉ノ公正ヲ期シ難シト認ムルニ依ル
- 右建議ス

昭和十二年三月二十八日

- 提出議員 志 村 正 三
- 賛成議員 山 田 榮 治

( 5 )

天津居留民會副議長 龜澤省朝殿  
 社會課設置ニ關スル建議案  
 天津居留民團ハ社會課ヲ設置シ社會事業ニ關スル適切ナル施設ト指導ヲ爲スヘシ  
 理由 由  
 近時急激ナル租界ノ發展ニ伴ヒ社會問題モ益々複雑化スルニ至リタルヲ以テ統制アル機關ニ於テ之ヲ施設ト指導ヲ爲スノ要アリト認ム  
 右建議ス  
 昭和十二年三月二十八日

全	菊地新
全	眞藤榮
全	早瀬精一
全	古田治四郎

提出議員 山田榮治  
 賛成議員 菊地新一  
 眞藤榮生

( 6 )

天津居留民會副議長 龜澤省朝殿  
 ○副議長(龜澤省朝君)  
 では此の兩建議案は適當の時期に上程致しますから御承知願ひます、では之から通常會日程一居留民團會計検査委員補選を致します。兼ねて八木議員が辭任に付て監督官廳が、此の民團法にその規定がありませんので御指示を仰ぎました處、事情已むを得ざるものと認めまして御承認下さいまして、當分缺員の儘當分二名を以て會計事務を處理して差支へない適當の時期に補選をするやうに回示するから、といふ御指示を受けましたので、今回其の御指示を受けたに於て之より補選を致します、只今監督官より此の立會人として左の二人を御指名になりました、會計検査委員選舉立會人として佐々木清一君、古田治四郎君。會計検査委員選舉は速記であります之は補選一名の選舉でありますから單記一名であります。投票用紙の配達漏れはございませんか、無くば之から右の方から順次御投票を願ひます。  
 (此の間投票)

全	早瀬精一
全	志村正三
全	古田治四郎

( 7 )

夫では名刺の數と出席者數と合致して居りますから之から開票致します。  
 (此の間開票)  
 名刺の數と投票の數と合致しましたから之から讀み上げます。  
 開票の結果を申し上げます。  
 二十五票 長野勳君  
 一票 志村正三君  
 一票 藤谷信治君  
 二十五票を以て長野勳君の御當選であります。(拍手)  
 夫では報告に移ります。  
 一、民團會計検査報告  
 會計検査委員の方に御報告願ひます。  
 ○八木忠良君(登壇) 拍手  
 會計検査報告を申し上げます。検査致しました年月日は昭和十年十一月十四日、昭和十一年二月十三日、昭和十一年六月十九日、昭和十一年九月十二日より十一月十六日まで。検査せし期間及帳簿並に證據書、昭和十一年度一般會計及特別會計、右検査は昭和十一年十一月五日居留民會議員協議會に於て不取敢御了解を得置候事情の通りに有之未だ結果發表の時機に至らずして任期終了致候に付次期會計検査委員へ詳細引繼を了しました。右御報告申し上げます。  
 ○副議長(龜澤省朝君)  
 夫では會計検査を御承認下さつたものと認めます。  
 二、昭和十一年居留民團事務報告  
 民團長より御説明願ひます  
 ○民團長(白井忠三君) 登壇  
 昭和十一年度事務報告の劈頭に於て、去る本月十一日第四十次臨時民會に於きまして諸君の御賛同を経まして監督官の御認可を得ましたる、當民團の新會計主任小瀬巖君着任の次第を御報告申し上げます、本月二十五日着任致しました、前任者よりの引繼を了しました、不取敢御紹介申し上げます。  
 ○會計主任(小瀬巖君)  
 私が只今御紹介を頂きました小瀬でございます、此の度當民團の會計主任の重責を拜しまして若輩でありますが淺學菲才を願ひます、自分の力の及ぶ限りやつて見ようと思ひます、今後皆様の御援助に據る事が多いと思ひますから、宜敷く御援助御指導を賜りたいと思ひます。(拍手)

( 8 )

夫では名刺の數と出席者數と合致して居りますから之から開票致します。  
 (此の間開票)  
 名刺の數と投票の數と合致しましたから之から讀み上げます。  
 開票の結果を申し上げます。  
 二十五票 長野勳君  
 一票 志村正三君  
 一票 藤谷信治君  
 二十五票を以て長野勳君の御當選であります。(拍手)  
 夫では報告に移ります。  
 一、民團會計検査報告  
 會計検査委員の方に御報告願ひます。  
 ○八木忠良君(登壇) 拍手  
 會計検査報告を申し上げます。検査致しました年月日は昭和十年十一月十四日、昭和十一年二月十三日、昭和十一年六月十九日、昭和十一年九月十二日より十一月十六日まで。検査せし期間及帳簿並に證據書、昭和十一年度一般會計及特別會計、右検査は昭和十一年十一月五日居留民會議員協議會に於て不取敢御了解を得置候事情の通りに有之未だ結果發表の時機に至らずして任期終了致候に付次期會計検査委員へ詳細引繼を了しました。右御報告申し上げます。  
 ○副議長(龜澤省朝君)  
 夫では會計検査を御承認下さつたものと認めます。  
 二、昭和十一年居留民團事務報告  
 民團長より御説明願ひます  
 ○民團長(白井忠三君) 登壇  
 昭和十一年度事務報告の劈頭に於て、去る本月十一日第四十次臨時民會に於きまして諸君の御賛同を経まして監督官の御認可を得ましたる、當民團の新會計主任小瀬巖君着任の次第を御報告申し上げます、本月二十五日着任致しました、前任者よりの引繼を了しました、不取敢御紹介申し上げます。  
 ○會計主任(小瀬巖君)  
 私が只今御紹介を頂きました小瀬でございます、此の度當民團の會計主任の重責を拜しまして若輩でありますが淺學菲才を願ひます、自分の力の及ぶ限りやつて見ようと思ひます、今後皆様の御援助に據る事が多いと思ひますから、宜敷く御援助御指導を賜りたいと思ひます。(拍手)

○民團長（白井忠三君）

同君の着任に付きましては前同推選の民會にも申し上げましたやうに、御承知の民團には昨年發  
覺致しましたる事件の前後處置上一日も早く其の着任を得まして、民團の會計機構に對する專  
門的御意見を一日も早く得まして、能うべくんば本民會席上大体の方針だけでも御報告致した  
いと考へましたので、御承認、御認可を得ますと共に直ちに電報を以て着任の事を願ひました  
御承知の通り十一日の臨時民會の決議後翌日の御認可で、直ちに之を電報致しまして、同君は  
蒼惶として十六日東京を立つて、東京の市の會計機構の一通りの研究、並に途中名古屋に立寄  
られて名古屋の市の會計機構の大体を研究されました、十八日神戸發着口丸に乗船された  
のでありますが、不幸にも大津着と共に天候不良の爲め上陸が二十四日の夜半迄遅れまして  
二十五日の未明當地に着任されたといふ場合で、遺憾乍ら只今申しましたやうな機構の大体を  
見て、どの点に民團の従來の會計機構の缺陷があるかといふ意見を徹するの途なく、當民會に  
至りましたのは甚だ遺憾とする處であります、之亦事情已むを得ないと思ひます、同君に於  
ては當民團に金庫制度のない事は内地の自治体に全く無い制度である、此の點不詳事件の發生  
を防ぐ上に非常な難しい考慮を要する、といふだけの事は云ふて居られるのであります、何れ  
充分の研究を経て機構の立案を得ましたる上は夫々の法規と共に、取急ぎますから臨時民會

( 9 )

( 10 )

でも召集を願ひまして、其の席上諸君の御協賛を得たいと思つて居ります。  
續いて十一年度の事務報告でございますが、其の十一年度十二月迄の分はお手許に配送しまし  
た事務報告に大体記載されて居りますのでございませぬ、殊に私の着任前の事項が多いのでご  
ざいまして、一通り事務報告に眼を通しましたが、或は御質問に對して私よりお答え申上げ難  
い點は吏員をしてお答え申上げさせるかも知りませぬ、御諒承を願ひます  
其の中の主な事項と申しまして、第一は軍旗奉還會設立といふ事でございませぬ、事務報告に  
ありますやうに天津といふ母國を離れた海外で我々が、畏くも、大元帥陛下の名代である  
軍旗を此の地に迎ふる事を得ましたのは、色々の意味で誠に居留民の感激すべき点と思ひます  
此の意味に於きまして軍旗奉還會が設立されたといふ事は甚だ意義のある事でございませぬ  
私共は我々の居住營業して居ります天津の地内に軍旗が奉ぜられて居るといふ事を考へます時  
に、我が國家の今迎へつゝある處の使命を十二分に認識致しまして、居留民夫々が其の本分を  
十二分に盡して、國家の爲め努力せなければならぬと思ひます。此の奉還會の設立を誠に意  
義あるものたらしむべく我々は考へたいと存するのであります。第二の問題は民團長制度の設  
置といふ事であります、三十年の歴史を有します我が民團に、昨年末新しく民團長制度が設

けられました、不肖の私が其の初代就任の光榮に浴して居ります事は私衷心から感激して居り  
ます、非才を盡して此の重責を全うしたいと思ひます、諸君の十二分なる御指導御鞭撻を願  
ひ致します。就きましては助役といふ事に付て一言申上げて置きたいと思ひます、民團長制度  
に伴ひまして助役の設置が既に民會に於ても決議されて居ります、之は法規上必然民團長の  
設置に伴なつて助役の任命を要するかの議論もあつたのでございませぬ、其の後本省の御意向  
など伺ひまして、必ずしも助役を直ちに任命しないでも宜しいといふ御指示を得ましたので、  
私自身と致しましては私自身が民團長といふ初めての職務に付ての充分なる経験も得て居りま  
せん、従つて民團の實際の事務の細大も充分に通曉して居りませぬので、須らく私自身が之に  
通曉しました後に、適當な時期に適當な人を得て助役の任に當らしめたい、といふ考へから當  
分之を缺員として置く考へで居ります。十一年度中の主な事項は以上の二件だと存じますが  
本年に至りましては別段の問題はございませぬでしたが、事務報告にございませぬので一言御  
報告申上げる事は新聞で御承知の事と存じますが、名古屋に開催されて居ります況太平洋博覽  
會が本月の十五日から五月十五日迄開催されて居りますが、折からの北支明期化の聲に慟應し  
まして、天津の居留民團の存在を示すといふ考へから、之は私の前任者からの引續きの問題で  
ございませぬが若干の答附を致しまして、其の博覽會の中の外國館の中に天津の居留民團の狀

( 11 )

( 12 )

勢を示す出品物の寫眞、統計といつたものを出品してございませぬ、内地に於きまして北支に於  
ける狀勢といふものが議論されて居ります關係上、此の施設は相當の反響を與へて居る事と存  
じます夫から大体此の事務報告の中で豫算と直接の關係のある事は次の豫算案の冒頭に於て申  
上げます事と致します。今一つ本年に入りましてからの問題は、例の療病院の實費診療所を共  
益會にお返ししたことがございませぬ、之は此の次に之に關聯した事項がございませぬので、其の  
時に詳細御報告申上げる事と御質問も其の時に御願ひ致します。次に之も先づ伊太利租界と  
宮島街との間に橋を架けて置きたいといふ提案が、領事館を通じてありましたのでござい  
ませぬ、民團と致しまして租界の境頭を完全に利用するといふ上からはいゝのですが、宮島街に  
橋を架けて置きたい事は此の點頗る事情があるし、交通上からは萬國橋を廻るよりもつと近い處  
で連絡出来れば便利であります、或は架橋すれば大和街の上流、租界の上流の方で橋を架けて  
置きたい、どうしても宮島街の支店を兩租界の連絡を計る事が必要とされるならばトンネルの  
方法に依つて置きたい、といふ民團の意見を領事館に回答して置きました、トンネルを架ける  
といふ事は出来ない事のやうであります、大阪の安富川口に於てトンネルに依つて一難誌  
の報告でございませぬが一相當に大きなエレベーターの装置がありまして、遠方より汽車で地  
下へ漕ぎ行つて行くといふのではなく、全く橋の兩側からエレベーターで連絡するといふ方法であ

( 13 )

ります。斯ういふ方法を拵えて貰ふなら兩租界にどうして結構な事であるかと考へまして、以上の回答を領事館に致した次第であります。以上は今日迄の十一年度の民団事務の主な事項の御報告であります。續いて恒例に依ります將來の方針といふ風な事を申し上げてみたいのでありますが、只今申すやうに豫算と直接關係のあります事は豫算案の時に申上げ、又御質問に應ずる事と致しまして、豫算案と縁の遠い問題を三、四申上げます。第一は局内の機構並に人事の制度といふ事でございまして、之も直接無關係に思はれますが、會計主任の着任と共に財務問題關係の機構に對する整理を致します。既に申上げた通りでございしますが之に伴つて局内

ます。夫から租界の民團の施設といふ事に付ては御承知の如く一昨年来急激なる人口の増加に伴ひまして、民團としては色々の問題を考へる必要があると存じますが、第一には租界の中に出来るだけ居留民の包容を考へたいのであります。併し御覽の如く既に租界の中に空地といふ空地は殆ど無いのであります。家が建てつまつて居るといふのであります。之以上居留民を包容するといふ事は不可能であります。例えて申せば現在の平家、二階建の老朽に屬するものを新たな建物に建て替へるといふより外ないのであります。今日の居留民の激増から考へましたならば、家主なり地主なりは實力がありましてならば適當な改正

( 14 )

を加ふる時と考へますから、民團は此の点に十二分に考慮を致しまして進んで改築に對しまして誘導、獎勵といふ事を考へまして、居留地内に邦人の收容を盛んにしたい、斯ういふ考へで居ります。同時に御承知と思ひますが所謂管外地といふものがあります。之は民團自らも昨年の民會に於て遊樂地の敷地として買収した若干の土地がありますが、共益會に於て何萬坪かの土地を購入されて居ります。之を利用する事に付ても民團自ら十二分に考慮、研究したいと考へるのであります。そこで租界の中の收容力を増す、即ち一、二階といふ建物を三階とか四階とか五階とかにします事は、さなきだに居留民の増加に伴つて交通量が増え居ります。従來の租界の道路が英佛租界に比して非常に狭いのであります。警察の交通整理などにも非常に支障が多いのであります。此の道路の擴張といふ風な事は當然考へて、必要に應じて出来るだけ早く完成して行きますれば、益々人口の増加に伴つて色々の交通上の支障を生ずると思ひます。之も民團が將來にしなければならぬ仕事の一つだと思ひます。之に就きましては前任者がどの通りをどの位の幅に擴張するかといふ事を考へられた一つの案もございまして、之に就いては充分に検討を加へまして一定の方針が決まりましたら、之も早く居留民にお知らせしてどの通りをどの幅に擴張するといふ事を報せるのが適當と考へます。之に就ては重大な問題でありますから充分に廣く知識を求め、各方面の意見を參照して決定し

( 15 )

たいと思ひます。

其の次は埠頭の利用といふ問題であります。御覽の如く我が租界の埠頭は百二十餘萬の民團としては巨額の費用を投じたものでございまして、現在其の利用は極めて貧弱なものでございまして、之を出来るだけ利用せしむる事を考へたいと考へるのであります。御承知の如く北支の明朗化經濟工作の進展といふ事から、塘沽の築港といふ事が新聞にも表はれて居ります。恐らく之は余り遠くない將來に於て實現するのではないかと思ひます。それが天津の現在の港にどういふ影響を與へるであらうかといふ事に就いて、今日迄私が伺つて居ります處では、塘沽の築港に依つて天津の港が要がなくなるのだといふのが一方の御意見であります。一方には塘沽の築港が完成すれば近海航路乃至ライターの航路、荷物の揚げ卸し等、天津港の利用が益々多くなるといふ見方があります。何れにしても塘沽築港の具體的内容は何はなれば結論に達しられないのであります。出来れば折角造つた埠頭から充分利用出来れば利用したいと考へて居ります。夫に就いて本日迄の埠頭の利用状態を一寸申し上げたいと思ひます。昭和五年に埠頭が完成致しましてから昨年度に日本租界の埠頭に着きました民船の数が一七三隻といふ事になつて居ります。夫からライターの船が僅かに二二〇艘でありまして、汽船が七三艘、斯ういふ事になつて居ります。此の數に情ない状態でありまして、夫に依つて得ました收

( 16 )

入は約四萬弗であります。之を英佛租界の埠頭收入に比較します時は、英租界の收入は一九三一年に二十七萬弗程になつて居ります。其の後近年に於ける所謂貿易の影響を受けて、一九三五年二十三萬弗に減つて居ります。尤も此の二十三萬弗の埠頭收入の中の大きな部分を日本國籍の船が拂つて居るのでいふ事を考へる時には、日本租界の埠頭の利用といふ事は、はもとより深く考へていふべきと思ひます。佛蘭西租界は英國租界よりも大分少ない、一九三五年に於て十五萬七千圓といふ内容になつて居ります。之が私の今考へて居ります將來の民團として考へなければならぬ第四であります。第五には偶々先刻議長の御報告に依りますと議員の中から御提案がありますが、民團の仕事の中に一つの社會施設といふ事を考へてみたいといふ事でありまして従來の民團の仕事の中で社會的施設といふと、共益會の委託を受けて居りました養老院が唯一の仕事であつたと思ひますが、現在人口の激増に伴ひまして追々斯ういふ方面に考慮を要すると思ひます。元より夫は居留民の救濟職業の紹介等は折角民間の同光會に於てお骨折りの仕事の一部であります。斯ういふ土地の民團といふものが内地の各都市のやうな斯かる施設をする事が好いか悪いが、天津に行けば仕事が無い間諺を食はせて呉れるといふやうな事が世間に廣まる事は、到底民團の遺り得る事とは考へませんが、國際事情に鑑みま

いといふ事を考へていふと思ひますので、此の点に付ては充分考案したいと思ひます、斯様な意味で居留民の生活改善、思想の善導を圖るとか或は保健精神、例えばスポーツの奨励といふ風な事を民團として考へて行く事が好い事ではなからうかといふ風に考へて居ります、之等は私着任後未だ日も浅く只此の數月の間に考へつきました事々であり、尙充分に研究致しまして夫々案が出来ましたれば、元より案を具して諸君の御協賛を仰ぐのではありませんが、不取敢只今迄に私考へつきました事を茲に申し上げたいと思ひます。

今一つは一之が最後であり、租界の痛といふ大規模であります、租界内に包圍して居ります二萬數千の中國人諸君、隣に接して居る支那街の中國人に對して我々は何等かの方法、何等かの機會に出来る限り密接な依存關係を結んで、所謂國民外交といふ事の一端に寄與するといふ事も、現在の中國政府の對北支關係に鑑み、民團として考へていふ事と考へて居ります、併し之は元より本來民團本來の任務ではありません、尙後外交上其の他の機關とも離れ一歩々々其の目的に近附く、といふ事を方針の一つにするに過ぎませんが、さういふ事も考へてみたいと思ひます。

以上が將來の民團施設の方針として只今の私の考へました事でありまして、尙豫算に關係のものは豫算案の冒頭に申し上げたいと思ひます。

○菊地新一君 只今民團長から事務報告及び將來の方針等に付て幾々お述べになりました將來の施設御方針誠に結構でございます、非常に同感のものが多くございます、先づ最初と致しまして事務報告の一、二を尋ねたいものがござります、其の前に此の通常民團の準備等に付しましては租界局内に於ても非常に事務削減の爲めか、書類の整理上にも色々お骨折りをなされた様に見受けられます、夫で此の通常民團に参ります前に臨時民團を三度開いて居ります、臨時民團の速記録が配布されるやうに記憶して居りますが、三回の臨時會の速記録をまだ配布を受けません、と申しますのは配布しない其の事を廣めるのではありませんが、参考したいと思ふからであります、夫に引續き事務報告の本論の二十六頁、居留民團長選舉、茲に十七頁白井忠三當選とありますが、之は事務報告の上に見ただけですが、速記録もありませんれば夫からでも判断が出来るのですが、誤植でありませうか、此の通りでありますか、一つお尋ね致します事務報告の中に於きまして色々民團長の將來租界局内機構の改革さういふ中に人事の整理といふ事がございますが、之は民團長のお考へで適當な御方針の下に公平無私一様に人事の件に付ては全く公平無私一其の御方針の下に御改革なさる事を切望してやみません、私から申し上げる必要もございませんが、人事の當を得ませんと不祥事件の發生する大なる原因と私は信じてやまないであります、將來御改革なさる際には慎重にお取扱ひになりまして、公平無私に

おやりになる事を希望致します、夫から租界の居留民の影に從ひまして居住の寮を感ぜず、之は衆知の事實であります、現在の建築に改正を加へまして二階の處は三階と工事を加へられまして、狭い土地でも居住の都合のよい施設をなさる事は誠に結構と思ひます、お伺ひします常盤街の共立醫院の處は、十何年前に貫通道路の話がありまして、今日は常盤街の病室となつて居りますが、建物會社との程度に御協議になつて居りますか、夫を承りたいと思ひます、之は豫算の方に關係ございませうやうですが、療病院の敷地を三萬弗で購入する事になりまして、其益會で買収した土地を現在の程度で分譲して居りますか、土地を申し上げたといふ事になつて居りますが、現在土地が相當離れた處であるやうであります、租界の八里台方面に影に從ひて居りますか、さういふお説も出ると思ひますが、現在私の考へる處では離れ過ぎると思ひます、何れにしても療病院の問題はどの程度進捗して居りますか、何日療病院を建てられますか、夫から民團長の將來の方針にありませんが、私の長年の主張であります、民團の水質検査といふ事であり、去年以來一事務報告で見ますと一相當の水質検査をして居ります、其の検査の報告も承知したいと思ひます、水質の検査の報告も之は其の水質検査に携はつた技師から直接其の成績なり現在なりを承りたいと思ひます。

○村田書記 只今菊地議員の御質問の第一項の、事務報告中民團長選舉の件に付いて間違ひがな

いかといふ事は、之は私からお答へ申します、之は誤植で正に間違ひでありまして、十五票の間違ひでございます、之は気がつきませんでした、今改めて訂正して置きます、序に臨時民團の速記録でございます、遅れてはならぬから間に合せるやうに色々努力をしたのですが、色々な事情がございまして今日迄出来ませんでした、出来次第民團には間に合はないかも知れませんがお送り申します、御諒承を願ひます。

○民團長(白井忠三君)

私からはお答へ申します、村田書記の申しました事、即ち事務報告なり民團議案なりに非常に誤植の多かつた事は何共申解けないのであります、お詫びの理由にはありませんが、實は相當の者に家庭に不幸がありまして其の爲めに自然一他の者が之を補なつてやればよかつたのですが、其の邊注意が属きませんで一澤山の正誤表などを多くしました事は私からもお詫び申上げます、速記録の件も例の事件の影響で民團吏員全部が此の整理調査にかゝつた爲めに速記録タイプストである職員がタイプの方に手を取られまして、速記の方の翻譯が非常に遅れて居ります、二月の初めにタイプストの臨時職員を入れまして、速記の翻譯を極力やらせて居ります、遅れまして申すございませぬ、人事の件に就きましての御注文は有り難く拜聴して居ります、誤りなきやう注意申します、常盤街の眞通の件は多年の懸案でありましたが、本年は

( 21 )

解決致しまして無償で彼處に貫通するやうになりまして、豫算に計上されて居ります。療病院の敷地であります、之は埋立を行つたのでありますが、元々彼處の購入は民會に於ける前任者の説明にもあります如く、避病院を持つて行くといふだけでもなかつたのでありますが、夫は好いと致しまして、最近の情勢では豫定地と致しました處の敷地が聞くところに依りますと、大工場が多分設置されるやうな形勢なのであります。従つて此の工場に伴なう宿舍等が其處に建設されますので、今日では彼處では避病院の敷地としては適當でなからうと議論されて居ります。一方民團の豫算關係も今後道路、上水、下水等の如き設備を完成しなければならぬので、之等の關係上何日頃持つて行けるかといふ事はお答へに若しむのであります。敷地其のものも他に移るのではないが、之は現在共益會に他の土地があるものであります。共益會と協定して他の土地を持つて行きたいと思ひます。現在は道路に上水に下水と、しなければならぬ大きな施設がありますので、二、三年の後ではないかと考へます。水道の問題は豫算の時に申上げたいと思つて居りましたが、團長、自當といふ事に付てはごうも今以て好い方の資料が集まりません、お氣附きかも知れませんが私が先年迄居りました時に、日本租界で一番好い水質だとされて居た公園の中の其處の井戸であります、一昨年頃から詰まつてしまつてポンプの設備も何も取り外して居るといふ事を聞きまして、如何にも未練がありまして、最近又

( 22 )

ポンプを掘えて水替えをしまして、復活する事が出来ないものかどうか研究して居ります。元の通り好い水質のものが出ると致しましたら、之を頼りに考へてみたいと思ひますが、一番困りますのは地下水を造りますには、一番深い地層が粘土層——細かい砂粒層といふ關係から、英佛租界の例を見ても、空ろが出来て土が落ちて水の出口を止める、いふ風な交渉が起るらしいのであります。此の邊を尙充分調査しました上でないと、只單に方針が決まかねると思ふのであります、尙折角調査を進めて居ります、以上お答へ申します。

○菊地新一君 御趣旨のある處はよく承知いたしました。私の考へるのでは地下水が詰る、水出が段々悪くなるといふ事を、長く用いて居りますと一番下層の水の出場所が空ろになりまして夫に依つて詰るといふお話は近々或る文獻に出て居りました、詰るならば之は技術上の問題でさういふ事のないやうな施設が出来ると思ひます、御考慮なさいまして尙施設を研究されました、租界も人口増大に伴つて水量も相當な高に上つて居ります、一部を地下水に致しまして一部を水道會社から買ふといふ風にしても、之が財政上損をするやうな事はなく、民團の資財も今お話のやうな施設をおやりになるならば、其の關係上お金子の要る關係上、さういふ財源の一つになると思ひます。衛生上の見地から見ましても必要と思ひます、民團も考へられまして善處せられん事を希望して置きます。昨年の通帯民會以後此の租界内に鑿井された地下水は

( 23 )

相當ございませうか、夫を伺ひたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君)

租界内にはございませぬ。序に一寸申上げますが常盤街道路の貫通は現在の民團の十二年度豫算には計上して居りませんでした、豫算會議の時に出す皆さんの議がありおしたので、私の思ひ違ひでありましたので、新聞で御覽と思ひますが、元共立醫院の建物が改築されたなら取拂へますから、豫算が許せば本年内に着手したいと思ひますが、計上致して居りますと申上げました事は訂正致します。

○山田榮治君 私も事務報告に付ての全般的の御質問を申上げたと思ひます。

第一は綱紀肅正の事でありまして、民團長より之に對しては充分務處するといふお話でありますので夫を信賴して、此の度の不正事件の如きは機構の不備といふより外に因つて來た原因が充分にあると思ひます、さういふ方面を御研究になりまして、機構の改正、人事の異動に考慮を拂はれて、再び斯ういふ事の起らんやうに善處されん事を希望して置きます。第二は滞納金の問題であります、事務報告の六十八頁の滞納現況表十一月十二月末現在に依りますと、工巡費と普通の民團課金を加へまして約九萬八千元餘りになつて居ります、之は毎年の民會によく問題になつて居る事であり、又其の後に於きましては行政委員會なり參事會なりで相當問題に

( 24 )

されて居るやうであります、今尙整理の半ば着手された文で方針が決定しないやうに思ひます、其の中で第一に伺ひたいのは此の中で回収の見込みのあるものがどれ位ありますか、回収の不可能のものがどれ位ありますか、又滞納に對して國稅徵收法を適用するといふ事は民會で當時の行政委員會長が言明され、論議されたのであります、夫が實施されて居なかつたといふのが今回の不正事件を起した原因ではないかと思ひます、之に對する民團長としての整理御方針は如何でありますか。第三は警察よりお預り致して居ります巡捕保証金の滙業銀行の一萬二千元であります、民會に於ても度々處置を取る事を論議されて居りますが、七、八年もなりましたが何等處置を取つたといふ御報告に接しません、民團に委託して居ります委託主が此の問題を知りませんか何ですが、當時の行政委員であり滙業銀行の事務理事であつた利根川氏が、斷じて此の公金に對しては御迷惑はかけんと幾回も言明され下ら其の儘であり、其の後の行政委員會長も之に對しては處理をするといふ言明をされても、任期満了で交替されると之亦其の儘になつて居ります。民團長としては之を如何御處理になりますか、夫をお伺ひ致します。第四は相當金額の中に不換紙幣が残つて居ると思ひます、私が行政委員の席を汚して居る時でありまして、さういふやうな金子が金庫の中に残つて居りますか、現金と見做されて居りますかどうか知りませんが、其の儘放任されて居ります事は今回のやうな不正事件を起す原

因の一つだと思ひます、なければ幸せであります。有ればどういふものでありますか、どういふ風に處理なさいますか。第五は民團長なり會計主任の制度が新規に設けられて居りますが、御着任になつて居りますが、旅費、支度料等に付ては如何なる規程に依つて支出されて居りますか。別段に定まつたものはない筈であります。其の後数回参事會も開かれて居ります。臨時民會もありません。旅費規程を改正されるべきものと考へますし、又當時其の必要がなかつたものであります。其の後に於ても旅費規程の改正を當然しなければならぬと思ひます。民團長なり會計主任といふ規程が確定しました以上は當然規程を改正して置くべきであります。夫は如何になつて居りますか、第六は民團長、會計主任に對する給與であります。何ら民會に於て承認も求められて居りませんし且つ報告も受けて居りませんが、如何なる費目から支出して居りますか、當然追加豫算、更正豫算として民會の承認を経なければならぬと思ひますが、未だ嘗て臨時民會にも本會議にも上程されて居りません、以上六件に付てお伺ひ致します。

○民團長(白井忠三君)

お答へ致しますが、滞納金の回収見込といふ事でありまして、之は吏員の方でどういふ見込みを立て、居りますか私まだ聞いて居りませんが、滞納の課金を整理致します事に付ては監督

(26)

官からも注意を受けて居ります、之に對しては充分土地の事情も考慮して、併し乍ら所謂意匠に流れないやうに嚴に處理するといふ御趣意を聞いて居ります。之は天津だけの事情に依つて決定致します事は稍懸念を感ずるが、即ち或は青島、濟南又は上海といふやうな各地が、何れも海外に於ける其の土地の事情で内地の國稅徵收を施行して居ります。之は稍事情を異にして居りますので、此の各地が略々歩調を同じくして所謂寛嚴の程度を同じにして、特に天津は喧しい特に上海は寛かだといふ事がないやうに、歩調を合せた上で充分に考慮するといふ事で、從前の事は存じませんが私の着任後に注意を受けて居りますが、忙がしいのでどの程度に國稅徵收法を施行するかといふ事はまだ決めて居りません。其の施行の程度に依つてどの程度に回收の見込みが絕對にないか決まらぬと思ひます。次に滙業銀行の預金の問題であります。お叱りは恐れ入ります、實は先日米津の節私個人の関係から原田といふ事務に面會を求めましたが、整理をする爲め時々歸つて來られるやうですが、一日か二日で立つて行かれるので此の時も逢へませんでしたので、詳しい再を御報告申し上げます、併し大休聞く處に依りますと、どうやら同銀行の復活といふ事も稍見込みがあるやうに聞いて居ります、從つて之は余り遠くない内に民團の方に都合のいい解決が見られるのではないかと思ひます。但し銀

(27)

行に對してどういふ處置を取るかといふお尋ねには、前任者がどういふ風にお答へをしたか知りませんが、破産でもするといふ事になれば破産配分の一に加はるといふ手續きは怠つて居らんと思ひます。現状に於ては何等かの方法を構すべき方法がございませぬか、私只今は考へ付いて居りませぬ。金庫内の不換紙幣の所置も之は私全く初耳であります。次に私や會計主任の旅費の問題でございませぬが、之は民團に給與規程がございませぬ、一般の給與規程もございませぬ。私の所に就て私着任と共に色に吏員共相談したのであります。民團理事規程もございませぬ。私に就ては民團長の給與規程といふものは、從來ありませんでしたので其の儘になつて居ります。何故決まぬかと申しますと上海が民團長を設けて居る、其の上海の民團長に關する規程が、本民團に民團長を置く、助役を置く、民團長の給與規程何々々々、宿舍料幾何々々々々あるだけで旅費の規程、宿舍に備へつける備品の規程が一切ないのであります。といふのがどういふ理由かといふ事も調べて居りますが、大運あたりの例を取り寄せたり色々取り寄せて居ります。只今私が入つて居ります宿舎の備品その他は前任理事の時に備へつたものをその儘使用して居りますが、今度私が入ります分は十二年度の豫算に計上して居ります。大休御協賛を蒙る事になつて居ります。今年度の私の俸給は民團事務費の俸給手當の中から、從來理事に支拂ふべきの豫算がありましたので其の中からは浮かせてあり

(28)

ましたが、尙吏員からお答へ致します。○平野書記 お尋ねの不換紙幣の方は當時處理済みなので目下の處は不換紙幣なんかはありませぬ。御承知願ひます。夫から團長の俸給の方は現在團長からお話になつたやうに事務費の俸給手當の方から支出して居ります。會計主任の方も其の方から支拂つて居ります。夫で殊さら更正豫算とか追加豫算を出さなくとも現在ならば其の方の融通もつきます。會計主任も短期間でございませぬから、足りませぬ時には與へられた處の豫備費から支出をして整理がつくかと考へます。○山田榮治君 今お伺ひ致しました事でもう少し突込んで伺ひます。滞納金の問題であります。現在存じませんが私が行政委員の席を汚して居りました八年と九年と思ひます。當時には詳細な調査を作成致しまして之が整理方針に付ては夫々着手致しまして完成に近附いて居りましたが、任期満了で次期行政委員會に引繼ぎをしたのであります。夫々に調査した材料は民團にある筈であります。其の後の参事會も引繼ぎの條項に其の點は加つた筈であります。何れも私は國稅徵收法に依つて處分するといふものではありませぬ、只十萬近い滞納金の中で果してどれ位取り得るか、中には既に居ない人も澤山ある、要するに内地に引揚げたり行先の不明の人が何時迄も帳簿に残つて何時迄も整理済になつて居ないといふ事が、長い間今度の不詳

( 29 )

・事件を發見し得ない主たる原因じやないかと思ひます。現在其の邊の回収の見込みのあるもの絶對にないものゝ區別をしてお答へ願ひたいと思ひます。夫から滙業銀行の事は折角民團長が御心配頂いて居るやうであります。之は二年や三年の問題ではなく古い問題でありますので銀行が破産しませうがどういふ結果になりませうと、銀行に預けてある利息だけの計算をして民團の損害でも相當なものになると思ひます。當時民團から何等かの方針を採つて居たならばせめて利息だけでも助かつて居たと思ひますが、之は今になつて見ても死んだ子の餘を數えるやうな事で、過去に遡つての事は追及しませんが、相當の額でありますし、之は絶對はつて置く事の出来んものであります。早晩當然返さなければならぬ金子であります。早く民團の之に對する方針を一元金だけではありません、利息に對する民團の負担が益々多くなりまして早く御考慮下さるやうに希望します。不換紙幣は處分したといふお話であります。相當の額でありましたが、缺損としてされたか、其の後の報告に表はれて居りませんが、其の始末した方法に就て詳しくお伺ひしたいと思ひます。旅費規程に付て何つたのであります。茲に現在立派にあるのであります。其處の第九條に「囑託員其他本規程ニ明文ナキ者ノ旅費ハ別表ニ準ジ參事會之ヲ決ス」とありますので、夫に依つて決定されたのであります。けれども理事の代りに民團長なり會計主任、助役といふ制度を設け、相當の給與額を決定しますの

( 30 )

に參事會だけで改正の出来るものであります。さういふ手續を採らずに只讀して置けばいゝといつた事が起りはないかと思ひます。其後一民團長を責めるのはどうかと思ひます。が、今度の通常民團にでも當民團長として上程されなければならぬ問題と思ひます。以上に就て御答辭を願ひます。

○民團長(白井忠三君)

・滙納の現在の見込みといふ點の繰返しての御質問であります。貴下の行政委員當時の調査に引續いて、民團吏員側での見込みが悪くなつて居りますか。之は吏員から返答致させますが、私が民團長となりまして以後の現在に於きましては、現在の事務報告に十萬何千元の滙納額を計上してありますが、之の中に幾何が回収し得るもの、幾何が回収し得ないものといふお答へを差控へたいと思ひます。夫から滙業銀行に對する態度も私と考へての違つて居る處があると思ひます。巡捕貯金といふのは身許保證金のやうなものであります。之に對して利息を附して居りません。従つて滙業銀行が利息をつけないから民團が利息を損して行くといふ意味合になつて居りません。細かく申しますと當時滙業銀行に預けました當時の預金者が退職しても、多數の巡捕の身許保證金の中から支拂して居りますから差支へないのであります。強いて滙業銀行の現状か、替つて民團が拂ひ戻すといふ性質の金子ではないのであります。金庫内

( 31 )

の問題は私全く存じませんので、引續き平野主任に答辭致させます。旅費の問題は之を規程すべきものかどうかといふ點から考へます。一々規程するのが本當であります。一寸考へると他の吏員には懲罰の規程がありますが、民團長とか助役、會計主任といふ者には懲罰の規程も設けるべきであります。此の旅費も參事會が其の時々決定しまして、支度料の如きは一掃だけありますから、其の點だけで御考慮を願ひます。私の問題は私の答辭の限りではありませんが、會計主任の時は大休理事の給與といふものを標準と致しまして給與致しました。併し今の懲罰とか給與規程とか或は宿舍、旅費の規程といふものも定めて差支へないと思ひます。之は法規調査委員會に諮つて法規調査委員も十二年度の法規調査委員も御願ひしてありますが、明後日第一回を開いて委員長が決まりましたら、其の席上で之等の點も御相談をして決めたといふ、斯う考へて居りました次第でございます。

○平野書記 滙納の方事は山田さんの仰つた八年度に一邊整理をしたんださうです。其の時に取れないとか収入にならないとかいふ事を參事會にお諮りはしたが、其の後其の儘になつて居るさうですが、多分二、三萬弗位は缺損になりやしないかといふのは、御承知の通り日本にお歸りになつた日本人ばかりでなく、支那人の行儀不明者、之等は當然追及する見込みのない

( 32 )

ものが滙つて居ります。夫等は其の後整理がついて居りませんが、確な数字は今申上げられませんが、不換紙幣は数字は今覚えて居りませんが、當時の行政委員會へ御報告申上げて御諒解を得て、確か豫算の範囲内で、行政委員會の権限の範囲だけで處理が出来た譯であります。

○山田榮治君 いろいろ風に處理なさいましたか。

○平野書記 全然不換紙幣は兎も角、相當の廉い奴は相當の下つたものは相當の下つた其の儘で不換紙幣は仕方ないから缺損にしたのであります。数字は確かに記憶して居りませんが、六、七、百元のものではなかつたかと思ひます。

○山田榮治君 誠にどうも異な事を伺ふものであります。行政委員會で民團の現金を處理して民團に報告しないで好いものでありませんか。又私の記憶ではもつと澤山あるやうに記憶して居ります。當時の點は如何に御處分になりましたか。一旦民團の帳簿に受入れにしてある金子をどういふ風に處理なさいましたか。後刻で結構ですから数字を示してお示しを願ひます。民團長からの御答辭の滙業銀行の巡捕貯金であります。一度に巡捕が罷るのではないのです。から差當つては困らないでせうけれども、結局人の預金を以て他の退職巡捕に對する拂ひ戻しに懸して居る事で、斯ういふ事をする事自体が甚だ不都合じやないかと思ひます。利息の點は記憶して居りませんが、利息をつけないとすれば甚だ結構であります。銀行が破産と

かいふやうな事で同敷不能といふ場合にりましたら、民團はどうかいふ處置を採るか、只民會の時だけ喧ましくいふが次に其の儘にしてあるといふのでは何にもなりません、此の民會中に民團としてどう御處理下さるか、確定致しましたらばお伺ひしたいと思つて居ます。全般的に見まして少しく緊張を缺いて居やしないかと思ひます、滞納金問題の如きでも當時八年頃には着手完成の域に行つて居るに拘らず、参事會に掛けやうと思つて機會がなかつた事でもありませんでせう、如何にも民團として怠慢至極だと思ひます、さういふ事が今回の如き不祥事件を起す原因でありまして、宜しく御處理願ひます。以上の質問で終りますが、實は詳しくは見ませんが此の報告書の中に「租界局」と「民團」と區別、二様の名稱が使つてありますが、どういふ譯で斯うなつて居りますか。

○村田書記 此の全体の中に或は仰せのやうな點があるかも知れませんが、今御指示のありました三十六頁の分が、支那人でありまして相手は船頭だつたのです、夫に對する當時の参事會の御意見が支那人の方がいふだらうといふので「租界局」といふ事にしたのであります。民團事務所を租界局と稱すといふ規則がありますとはつきりするのですが、民團の事務所の前にも租界局といふ名を掲げてあります、支那人に對しては租界局といふ名稱を用ひて居るとはつきり解釋して居ります、之はさういふ譯で支那人の許可書であつた爲め租界局といふ名稱を使つたのであります。

○山田榮治君 之は改めて申上げる譯ではありませんが、少くも公文書でありますから之は正當の名稱をお使ひになつた方が好くないでせうか、我々も普通租界局と使つて居りますが、一般に事務所がさういふ二つの名稱を持つ事、夫自体が變な形であります、記録にも残る事でありまして、居留民團といふ名稱と租界局と二様に使ふ事は、一邊御研究を願つて頂きます。

○古田治四郎君、一寸之は議論じやありませんが、参事會長が未だ就任になつて間も民團長制になりまして、他の人も参事會長も任期があるやうに書いてありますか、其の次に夫は修正してあるさうですが、次にウエズ運河を昨年堤防を築きましたや否や、堤防を高くする御意見があるや否やといふ事でありまして、夫から福島街の市場の所を色々の人が借りたがつて居るのですが、此の御見ますと半永久的な云つて好い建物が建てて居りますが、あれはさういふので許可されたか、夫から之は私は余り法則に通じて居ないから判りませんが、今の民團長及び會計主任の給與は理事の就任がなかつた爲め夫を流用したといふ事でありまして、今度民團長制が設けられましたは理事を廢した規程は見つた事がない、之は實際的に流用して好いものかどうか、民團法規上にはまだ理事がある一休その係給を流用して好いかどうか、夫から後で不換紙幣の事をもう少し明瞭にして、繰り捨てました、整理した、といふだけでは我

々は満足出来ない、斯ういふ事は民會なり何なりに報告して置かないと、民團部内で繰り捨てられたといへば夫なら不祥事件の時も之も繰り捨てたら便利じやないか、斯ういふ事も考へられるのであります。其の點を一つお伺ひします。

○村田書記 事務報告の参事會員の就任の處には同じく、任期満了の處には同じくといふ事はよくつたのですが、之は上の同じく、に全部かけてあるのです、前は「全就任、全任期満了」とあつたのですが、之は見難いので今後注意致します。福島街の市場のところは近く東拓の建物が建ちますが、その建築の材料置場に渡邊氏に臨時に貸してあります、永久的でも何でもございませぬ。

○民團長(白井忠三君) ウエズ運河の住吉街の堤防をもつと高くするといふ事ですが、今計劃はありません、今の形が出来上つたものです。理事給與の事は款の流用は無論いかなのですが、項目の流用は確か會計の中の事で差支ないと思ひます御質問のやうに理事を置くのなら夫もいけません、民團長が出来ると理事がなくなるのです、従つて理事の係給と豫定して居つたものは要らぬのです、夫を流用する事は會計法規上差支へないと思ひます。

○古田治四郎君 私はウエズ運河の堤防は衛生上の見地から高くして貰ひたいと思ひます、英米の租界を見ますとさつと高くなつて居ます、あの意味が私は昨年迄は判らなかつたのですが、此方へ風の吹く日に廻つて見てもあの臭氣が全く来ないが、私の考へが違ふと思ひましたら歩いて御覽になると判りますが、道路面を歩くとも少し臭みがあるがの上にと上ると強かに臭くなる臭氣を防ぐ爲めにあれだけの金をかけて居るのだと思ひます、之は自分の考へであります、併し實際の附近に住まれる方はあの臭みだけでは何と云つて欲しいと云つて居ります、御不審でしたら風の吹く日に彼處に行つて見たらよく判ります、夫から福島街の福原とかいふ倉庫の處は共益會にとつて管理して居るのですか。

○村田書記 民團の土地です、元舊市場の土地です、西側です。

○古田治四郎君 貸すといふ御意見じやなかつたのでせう。今迄貸さなかつたのじやありませんか。

○村田書記 代して居りますが……。

○古田治四郎君 臨時でせう。

○村田書記 臨時です、今度は臨時です、難しい事に警察の御意向と民團の臨時貸と抵觸する事です。民團は其の儘使ふなら空いて居る間なら貸すが、永久的の建物を建てられると困る、民團が必要の場合に退いて貰へないから困ると申しました處、先方は建物を建てないのでは困るか

らパルクでも建てさせてほしい、立退けと仰有れば貴下の方から御入用であれば何時でも立退くから、といふ事でありましたのでパルクなら好いとして先方に返事しました、處警察の方で建築の規定から夫が許されないと、ちやんとしつかりした建物を希望する、處が建物を建てる場合には民団の臨時貸に對する方針に合はない、船原は建物を建てるいふ事を條件にして堅い證書を入れて契約してゐる、といつたやうな事で色々警察の方からお談しがあり、現在いふ風な非常に變なものが建つて居ります、民団が必要の場合は即日契約によつて立退くといふ事になつて居ります。

○古田治四郎君 更に疑ひます、表は一丈です基礎工事が四尺表が一丈、倉庫にするのじやないかと思ひますが、斯ういふ一日か二日で解約されるかも知れない條件の下に、あゝいふやうに半永久的に入念なものが作れませうか、併し今回特別に借られたといふ條件通りとしても當然立退くといつた處で金子をかけて作つたものを十日や二十日に毀せません、此の取扱ひが適當かどうか明かにして頂きたいと思ひます。

○山本技師 先にウエズ運河の事から御説明申し上げますが、彼處の堤防は英吉利租界、佛蘭西租界は充分餘地があります爲めにあれだけのものが出来て居りますが、日本租界は運河と道路の間が餘地がありませんのであれだけで置きました、臭氣の問題に付しましては昨年の參事會から

( 38 )

( 37 )

も考慮されました、最近ウエズ運河の淨化を計劃して居ります、あゝいふ方面から水を取つて流すといふ方法によつて淨化出来るのじやないかと思ひます、あのウエズ運河に日本租界の下水が入つて居ります、夫が水がよく流れないのでいふ點もありません、之は何時迄もほつて置けない事ですから尙充分研究致します、尙洪水の點は外側へ塘池（たいせき）でいきまして二十尺の堤防が出来て居りますので、内部の天津に堤防は必要ないじやないかと私共も考へて居ります。次に福島街の福島の問題ですが、之は同氏も假の倉庫をしたいといふ事で民団の事務で一月を限つて貸してある筈です、假の倉庫を福原氏は天棚の屋根にして置きたいといふ初めの話でしたが、警察の御意向で火事の場合危険であるといふ事でありましたので私共の意向として天棚が焼けた例があるのですが、假に煉瓦で作つてその煉瓦が毀れて交通上危険を起すといふ事は避けるべきでありませう、そこでも心配のないやうにするべきで、又急に取上げるといふ事は充分注意して、充分先方に納得させた上の事ですから之は仕様のない事と思ひます。

○古田治四郎君 今の山本さんのお話へに對しても私不満を持つて居ります、運河の堤防を作る餘裕がないといふが、充分あります、洪水を避ける爲めに相當に大きな堤防があると云はれますが、夫はよく知つて居ります、茨佛租界は廣い筈も知つて居ります、實際見から申すので餘

り夫は不親切なお答へでせう。今の福島街の家は貴下の仰有る通り、さういふものは警察の取締り上さういふものは許せないといふ事もよく判りました、ただ民団の土地のあの附近にある處は許可する御意見ですか、皆頭出て建物は警察の許可になる建物の御許可になるのですか、彼處は一時工事を中止して夫を又許可したか判らんが進捗したさうですが、警察の許可に付しては民団の許可する方針を願ひ出さなくても好いのですか。

○山本技師 今のウエズ運河に付て堤防が出来るかどうかといふ事に付ては何れ圖面に付て説明申し上げます、堤防を作る餘地はありません、どんな堤防でも持えろと仰有れば持えますが、其の一部分でも夫だけの餘地はありません。福原君の問題ですが、差當つて民團長が色々お考へがありますやうですから、その差當つての民團長の御意見がなければ、短期間一ヶ月假の倉庫で許したのではないかと思ひます、一時工事を中止したのは、出願しました設計の内容と道路使用願を出さないで使つて居りましたので、その二つの理由で工事を中止を命じたのであります、制定されました設計の圖面も道路の使用許可も出、使用料も納入しましたので工事を許可したのであります。

○植前 香君 今兩氏の御意見を伺つて居りますと非常に大きな性質をお見落しになつて居るやうに思ひます、日本租界の堤防の處にはあらゆる塵を捨て、居りますので、非常に汚ないま

( 40 )

( 39 )

るで水じやないやうな水が流れて居ります、従つて有機物が水の底で分解作用を起しまして非常に臭い悪臭を起します、潮がすく／＼上つて来ますと存外茨佛租界より條件が好いのですが現在も好い水の濁まつてゐる下の方は餘り臭くないのであります、さういつた水の性質の差がありませうし、自然臭氣が違つてまいります、之も上つて来る水が始終洗ふやうになりますと段々淨化されますから、今古田さんの仰有る様に御心配に及ぶ點はないと思ひます。

○副議長（福澤省朝君） 速記も読めますので、暫く十分間休養致します。 午後十時四十五分休養  
午後十一時再開  
○副議長（福澤省朝君） では引續き只今の事務報告の續きをやります。  
○早瀬精一君 山田議員の質問に付て一寸疑問に感じましたのでお伺ひしますが、民團の取引銀行はどの位ありますか、外國銀行との取引及び滙業銀行の預金額は……。  
○民團長（白井忠三君） 今の取引銀行は正金と朝鮮銀行と天津銀行です、滙業銀行の事は一寸古いので私は一寸お答へ

出来ませんが、判りました一萬二千元です、以前の問題から取引があつたので、結局定期預金でないものは今から申上げて好いでせうが、當時滙業の常務理事をして居つた利根川君が行政委員であつた爲め、滙業の閉行をします前に當座などは引取り出したのでありますが定期預金だけは他の重役の承認が要る爲めに出せなかつた、夫が今日迄残つて居るのであります。

○山田榮治君 其の事は民團長のお答へは違つて居りませんか、あれは私が當時聞いて居りますのは、事實私が民團に付て調べたのですが、天津銀行にありました預金を滙業が閉鎖する前日、當時の今井書記が理事の中島君の命を受けて預け替へたといふ風に聞いて居りますか。

○民團長(白井忠三君)

茲に押問答しましたが仕様がありませんが、夫は確かに違つて居りますと私は記憶して居ります、一方の當座預金のやうなものは引出したが、定期預金は引出す手續が出来なかつた爲めに残つたので、利率が天津銀行より好くから預け替へたかも知れませんが、夫が支拂ひ停止の前日に預け替へたといふ事は違つて居ります。

○山田榮治君 尙取調べて下さい。

○民團長(白井忠三君)

預け替へた事はあつたやうですが前日といふ事はないやうです。

○志村正三君 先程滙納の問題がありました、私の感じます處の滙納は、全般的に滙納といふ事が非常に多いといふ事實は一般に認める處でありまして、滙納が多いといふのは何か其處に原因があるのじやないか、其の原因に付て民團の調査した事項がありまして、私のお思ふには滙納といふ事は取りも直さず、課金の算定なり又は賦課に不公平がありはしないか、さういふ風な事實が有りはしないかといふ事、斯ういふ事に依つて滙納の原因となるのであります、その一例を引いてみますと、取得課金に於きまして此の官廳其の他自治團體斯ういふ民團、共益會、斯ういふ風な處に勤めて居る人は其の取得が明かになつて居ります、反對に各會社とか商店とか或は我々のやうな係取りは、取得を隠さうとすれば隠せます、斯ういふ處に故意に俺は斯ういふ課金を負擔するのは嫌だといふ觀念の下に、故意に課金を滙納する者があつてはしないかといふ事を懸念して居ります、色々聞いて居りますが斯ういふ處で申上げる事は差控えますが、何時でも其の事實に付て御説明申さうと思ひます。土地課金、家屋課金の如きも推定等が不公平であると思ひます、申出て再審査して貰へるのですが、申出をするのが面倒だから延ばして置けば好いのだといふやうな事を聞きます、土地課金も館令に依りまして、新に改築、新築する場合には道路より一尺二寸引込めて建てるといふ事になつて居りますが、

實際に一尺二寸引込めたる處はないのであります、民團課金は土地に對して引込めてあるものも一律に賦課するから、土地課金に對しても自ら不平が起りはしないか、課金調査なんかは名目だけではなく果して夫だけの職責を盡してあるや否や、其の點に付て甚だ不安な疑念を有つて居ります、民團に滙納の多い事に對しても積極的に對策を講じて居るや否や、對策を考へて居るや否やといふ事をお伺ひ致します。

○民團長(白井忠三君)

お答へ致します、課金の滙納額が非常に多いといふ志村さんの斷定に對しては反對とも何とも申上げられませんのであります、十萬といふ額は成る程多いやうですが、全体の額に割つてみて他の民團よりも多いか少ないかといふ事は私が即答致し兼ねます、夫らの點も調査したいと考へて居るのであります、課金が不公平があるとするれば一應お考へつきの事と思ひますが、之は今云はれる通りの異議の申立の方法があるのであります、現に異議の申立によつて課金調査が何回か査定直して決まる處に決まるといふ事になつて居りますので、課金の賦課が不公平だからと云つて滙納の主な原因になつて居ると思ひません。課金調査委員會は民團とは全く特別の機關と致しまして、土地の可成り古い事情に適應した方を網羅して居りまして、前年の状態と大分趣きを異にして居ります、私も民團長になりまして一、二回出席して見まして、非常に慎重を極めて居ります。多數の中に一、二不公平の事がないとは申上げませ

(42)

(41)

(44)

(43)

んが、夫が滙納のある大きな原因とは考へませんが、滙納を少なくして好くする事を考へなければならぬ、將來も滙納を少なくしなければならぬといふ事は御説の通り考へて居ります。○志村正三君 私の考へて居りますが、課金に對する不公平といふ事は、個人の申告額を極く少なくしてある、例を引く事は差控えますが、或る官廳の人の俸給と或る會社の支店長の俸給と常識的にみても非常に差額がありはしないかと思はれます、片つ方には非常に課金が多い、非常に申告を少なくし得る立場に在る人が課金が少額であるといふ事は、斯ういふ風な事實は明かにあります、斯ういふ風な事實は片つ方が他の者に對して不満を抱くのは當然であります、現に耳に致した私でも斯ういふ風な事を感じたのであります。課金調査委員會は相當な権限を持つて公明に斯ういふ風な事實を詰つて、課金の公平を計るといふ事にして頂きたいと思ひます。序に質問を致しますが、事務報告の五十八頁人事の異動の處に村津君の依願免職が十二月二十二日になつて居りますが、之は民團長の着任に際して前日に當つて居ります、恐らくは此の依願免職の處置を取つたのは參事會に於て處置を取つた事と思ひますが、參事會は此の處置を取る事に際して相當の手續を取つたや否や、要すれば參事會の決議に依つて依願免職としたかどうか、此の事に付て質問致します。

○民團長(白井忠三君)

( 45 )

村津君の依頼免職の件に付ては私からお答へする限りでありませんが、村田書記の答辯の中にありましたがやうに之は参事会長に一任された處置ではないかと思ひます。之は植前君からのお答へを待ちます。課金の賦課の不公平といふ事は僅かの例に止りました事があり、併し夫も其の會社の帳簿を提示して貰ふ事にして居ないので、夫以上どうにも仕様がなかつた。課金調査委員會から聞いた事があります、其の外にも尙そんな例があるかも知れませんが、其の二、三の例に依つて全休の課金の賦課が不公平である爲め、滞納の原因になるといふやうな御心配の點はないと考へて居ります。

○植前 香君 志村議員の質問は参事會の意見が徹底したかと仰有るのですか。

○志村正三君 合議制の参事會が詰つて決めたものか、貴下が獨断でやつたものか、つまり参事會の決議でやつたかといふ事を……。

○植前 香君 元よりありません。

○早瀬精一君 此の點多少疑義をさし扱ひ點があります、前参事會員として私も出席してゐたのでありますが、村津君との交渉の行程の中に斯様な決定をすべき意圖であつたかは知りませんが残念ながら交渉の結果を見ずして引續いだといふ風に植前参事會長から聞いて居ります、依頼免職といふ處置に賛成した覚えはございません、報告の器に會長から承はつて初めて承知したやうな譯です。

○植前 香君 甚だ忌々しき事を承はりますが、参事會は斯く／＼の計らひに於て依頼免職にするといふ點で私に一任された事は間違ひありません、之は外の参事會員の方に一々お聞き下されば明瞭であります。

○志村正三君 只今植前参事會長からお答へがございましたが、決議でやつたのなら参事會の決議録があると思ひますから一應御覽を願ひます、之が處置案ならば参事會長に委任された事項にしても、兎に角連帯責任者であるとして居りますが、其の村津君を依頼免職した、其の依頼免職にしたといふ理由に付て御説明を願ひます。

○植前 香君 昨日協議會に於て本件に關する説明は致したと思ふのでありますが、夫では御満足出来ないのでしょうか。

○志村正三君 協議會の約束は私は進んで思ふのであります、少なく共當時の参事會長としての植前君としては、多少の責任を感じて居るのではないかと思ひますが、若し責任を感じて居らないと云へば夫でもまた宜しい、夫に對しては私は尙云ふ可き事がありますが、昨日の協議會のお約束は全然違ふと思ひます、参事會に對する責任者として之に對する御答辯を願ひ致します。

( 46 )

( 47 )

○植前 香君 どういふ點で責任を負はなければならぬか、御明示を願ひたい、具体的に。

○志村正三君 参事會が満場一致決議した事にしまして、参事會長として参事會の決議に對して共同責任を感じて居ると思ひます、先程早瀬君からの話に依りますと相談に預からなかつたといふ事であり、或は植前君が獨断でやつたのではないかといふ疑念を持つて居ります、斯ういふ疑念を持たせる點に於て少くなくとも答辯をする責任があると思ひます。

○早瀬精一君 相談に預からなかつたとは申しませんが、斯うするといふ決定は相談を受けて居ないといふのであります、村津君は年末二十二日以後民團で事務を執つて居たのを見受けました色々噂のある村津君をして斯ういふ行動を取らせたといふのは、當事者間に狂言な氣持を抱かせます、さういつた疑念を一掃するのが我々の務めであると思ふのでありますが、参事會の一同が結果の報告を受けて居りません、斯うするといふ相談を受けて居りません、村津君は年末迄仕事を居つたのであります。

○植前 香君 報告をしなければならぬ事と、私が獨断でやつたといふ事は大變な違ひがあります、獨断でやつたかどうかといふ點に付ては参事會員に付て「現在皆揃つて居りますが……」お聞きになつて下さればよく判る事と思ひます、貴下が屢々席上「宜からう」一任するといふお聞きになつて居る以上で斯かる質問をなさるといふ事は甚だ貴下の品性を疑ひます。明かに申しますが、報告と私の獨断でやつた事とは非常に違ひがあります。

○早瀬精一君 一任するといふことはありますが、斯ういふ結果になりましたといふ報告を聞いて居りません、確かな斯ういふ事になりましたといふ報告は判然聞いて居りません。

○副議長(飯澤省朝君) 此の民會では前参事會に對してさう論争するといふ事はどうかと思ひますが、事務報告も長くなりまして之から大分あると思ひますから、今日は之で散會致して明日八時から續行したいと思ひます。(拍手)

午後十一時三十分閉會

昭和十二年第三十次居留民會通常會議事速記録(第二日)

昭和十二年三月二十九日 於公會堂

一、報告

昭和十一年居留民會事務報告(第一日續キ)

- 第一、昭和十一年度居留民會出入出決算承認ノ件
- 第二、昭和十一年度御下賜記念事業費特別會計出入出決算承認ノ件
- 第三、雜種課金條例中改正ノ件
- 第四、天津療病院諸料金條例中改正ノ件
- 第五、邦人教育費補助ノ件
- 第六、帝國在邦軍人會天津分會補助金ノ件
- 第七、第七團償還ノタメ起債ノ件
- 第八、昭和十一年度居留民會出入出決算承認案

- 第九、昭和十二年度居留民會出入出追加豫算案
- 第十、昭和十二年度御下賜記念事業費特別會計出入出決算承認案
- 第十一、社會課設置ニ關スル建議案
- 第十二、居留民會法施行細則改正ニ關スル建議案

出席議員 (二十五名) (出席順)

- 大内 專 ○植前 香 佐藤 政作 上田 茂
- 橋本 鏡太 山田 榮治 ○原田 万造 ○小澤 昇
- 山尾市二郎 清水一太郎 志村 正三 菊地 新一
- 佐々木 清一 張 世 萬 伊丹 關次郎 木下 秀良
- 足立 傳一郎 ○早瀬 精一 吉田 治四郎 金山 啓八郎
- 鹽谷 信治 ○中村 三雄 八木 忠良 佐々木 由太郎
- 龜澤 省朝 (○印參事會員)

出席吏員

小瀬會計主任 以下吏員十五名

(50)

(49)

午後八時三十分閉會

○副議長(龜澤省朝君)

只今迄の出席議員二十五名であります、法定数に達して居りますから、第三十次居留民會通常會議第二日を開會致します。開會に先立ちまして一寸申上げて置きたいのでございますが、昨晚の議事進行の狀態から見まして、今回の民會々期は一日位延長の已むなき事だと思ふのでございまして、萬一明日の延長會期中にも議案が議了出来ません時は、つまり三十日に議了出来ず三十一日に至るといふ事は、年度の關係と當民會の定期の關係から民會議案を議了しないといふ勢いになつて、勢い民會當局の専決處分といふやうな思はしき結果を及ぼすかも知れませんので、就ては本日の議事進行の模様によりましては、明日の延長會議が都合に依りましては午後三時から開會しなければならぬやうな事になりますと思ひます、之は一同相當迷惑な事でありまして、本日は出来るならば議事の進行を圖りたいと思ひますから、此の點一應お含みの上御論争願ひたいと思ひます。

昨日の續きの事務報告を續行致します、此の上程に先立ちまして本日監督官より御注意がございましたから一寸申上げます、例の事件は未だ捜査中であり公開を許されて居らない、といふ意味合が御注意ありましたので、殊に論議中他に運界、共犯者等あるかに聞える如き言動は差控えられたいと思ふのであります、此の點特に御注意願ひたいのであります。尚以上の範圍に及ぶと認められる言論があつた場合には、私から言論を差止めるかも知りませんが豫め其の點御諒承願ひます。夫では民團長昨日の質問に對するお答へを願ひます。

○民團長(白井忠三君)

昨日山田議員から御質問のありました所謂不流通紙幣の始末といふ事と滙業銀行の預金の顧末此の二點に付てお答へを申し上げます。どの事件も相當古い事でありまして、當時此の件に付て夫々關係のあつた方々にも最早記憶の薄く恨みもございまして、まして最近に民會議員になられた方々、居留民の多數には全く新しい一つの奇異な事件と考へます、殊に今朝の新聞には不流通紙幣の額が數千元に上るといふ風な事もありますので、折柄民團に發生して居ります好ましくない事件の影響などから、此の二つの問題は居留民間に相當な意味の反響を與へた事と考へまして、民團當局と致しましては慎重に此の御返事を致す可く調査を今朝來遂げた次第であります。之は此の際如何にも民團の内部に既に御承知の如き事件もあり、色々な方面に誠に可笑しな事があつたのじやないか、といふやうな疑念を居留民諸君に持つて頂く事は居留民一同の甚だ不幸と思ふ處でありまして、我々も亦今後仕事をして行く上に大變遺憾辛いのであります。元より事件の内容が好ましくないものであります、之は出来るだけ之を鮮明にし

(52)

(51)

( 53 )

なければならぬが、萬一さうでない場合は此の點の疑念を一掃する事は、我々當局の責任であると同時に、民團議員諸君が其の志を分つて頂かなければならぬ事と思ひます。此の意旨から慎重調査の結果を、少くも事情御承知の方は察しと思はれるかも知れませんが、詳細に御返事したいと思ひます。第一に不流通紙幣の處分といふ問題であります。此の問題の發生は昭和四年の十一月十八日、時の會計検査員藤平正男君と藤治郎君の御兩君が民團の會計検査をされました時に、倉庫の中に不流通紙幣がある事を見られたのであります。不流通紙幣といふ事は遠近天津にお出でになつた方々には奇妙な事かの様な感ぜられるかも知れませんが、當時支那側の銀行等は當地の政權が動搖します時に、例へば張玉璞氏が此處の政權を握つてゐる間は色々其の關係の紙幣を發行してゐる、その政權の波瀾と共に結局逃げ出す、次に又新たな政權が確立されると前の紙幣が暴落をする、といったやうな状態は屢々の事でした、斯ういふ出来事が殆ど年に繰り返されたのであります。斯ういふ結果から民團が收入して居りましたものの中にも、一元のものが五仙にしかならないとか又は三仙に通用するといつたやうな紙幣があつたのであります。當時の事情は再び其の政權が入ると一元に通用するのでありますから、一方に於ては流通が停止して居るにも拘らず一方に於ては何某にか買入人が居るといふ妙な現象があつたのであります。其の不流通紙幣を會計検査員諸君が見せられまして、之

( 54 )

を監督官に御報告になりましたと共に行政委員会に對しても、此の紙幣を此の際然る可く整理するのが好くないか、といふ御意見書が提出されて居ります。夫が只今申上げます昭和十一年十一月十八日であります。其の金額は合計七百七十四元四角といふ額でありまして、今朝の新聞に出て居りました三千數百元といふ事は全く間違つて居ります。其の内訳が中華銀行の六百四十元四角、華成銀行といふ支那の銀行が七十六元九角、蒙藏銀行の四十六元四角、絲茶銀行の今日ではありませんが、夫が一元、合計七百七十四元四角の紙幣が金庫の中にある、之を此の際然る整理してしまふ方が好いだらう。當時の民團吏員の考へがどうであつたかは想像の限りではありませんが、恐らくあれは交換すれば二東三文だし若しかすると元に戻るかも知れない、といふので持つて居つたものと考へられます。會計検査員より此の際整理したが好からうといふ御意見が行政委員会に提出されたのであります。意見を受けましたる當時の行政委員は昭和四年の十一月二十日、即ち會計検査委員の御報告の十八日から二日の後に第一回の行政委員会を開かれまして、其の席上に於て之は矢張り處分するが好いつまり一元のものが一仙でも或は只ても處置してしまふ方が好いといふ事が決定されたのであります。當時此の行政委員会に關係された諸君は、監督官としては當時の屋見領事、衣川書記生のお二人に、會長上野壽君、藤田啓朗君、田村俊次君、大澤大之助君、田中徳太郎君、勝田重

( 55 )

直君、岡本久雄君、松尾留實君の八氏が列席されました。松本三郎理事の司會の下に此の決議がされて居ります。他の二人の行政委員は遠山猛雄君と不肖私でありましたが、共に此の會議は缺席して居ります。即ち會計検査委員の報告を受けて處分するといふ事を此の會議で決定して居ります。超えて十一月二十七日の行政委員会に於きまして、當時の民團の吏員から現在處分すれば之々の金額にしかありませんが、之でも宜しうございませうかといふ提案をしたのであります。其の提案を承認されました。只今申上げます七百七十四元四角の紙幣は當時の相場で百九十八元八角二仙になつたのであります。差引五百七十五元五角八仙といふものは民團が損をしたのであります。此の損の始末は當日の收入から大だけのものを缺損として拂ひ出してさうして始末したといふのであります。此の最後の行政委員の列席者は、岡本總領事が御臨席の下に上野會長、藤田、田村、大澤、田中、勝田、岡本の八君が會議に列なりました。遠山君と私は丁度缺席して居ります。斯様な結果で此の事項は昭和四年に金庫の中の不流通紙幣は處分されたのであります。超えて昭和八年の五月三十一日に開會致されました行政委員会に於きまして、昨晩山田議員が仰つた通り山田議員が行政委員に御就任になりました。此の行政委員会に於きまして山田議員から御質問がありました。記録に依りますと山田議員より斯う云つて質問して居られます。「單つて滙業銀行の紙幣が民團の金庫の中にあつたといふ事、引續

( 56 )

き持つて居るのかどうしたのか聞きたい」斯ういふ事を山田議員から御質問がありました。其の席に列席して居つた吏員には丁度金庫の預りをして居らない人ばかりだったので、扱てその紙幣がどうなつて居るかといふ事は取調べます、といふ事に當日の記録がなつて居ります。夫で超えて翌月即ち八年の六月十一日開會の臨時行政委員の此の項に、山田議員の御質問に對する返事が報告として上つて居ります。夫には不良の紙幣の處理に付ては調査致しました。當時行政委員の決議の下に處理がついて居ります。といふ事をお返事して居るのであります。大分時日も古い事になりますので山田議員は、當時注意深く御質問になつたのですが、其の結果の報告は多分お忘れになつて居られたのだと思ひますが、此の以後に昨晩のお尋ねの如き不流通紙幣が金庫の中にあつた事はなにかと調べてみました。滙業銀行の支拂ひ停止といふ事がありました。餘り斯ういふ風な事がなかつたやうでありまして、其の以後には御質問のやうな事がないのであります。多分其の時の事を思ひ起されての御質問だと思ひますが、只今申上げましたやうに夫々正規の手續を経て取扱ひが完了と申しますか、或は取扱ひに對する御議論があつたといふ事は別問題ですが、假に御議論がありましたとしても昭和八年の事でありまして、九年、十年、十一年と三回の通常民團も開て居ります。事でごいさすし、多分、前に斯ういふ事もあつたがあれはどうなつたらうか、現在の民團の財政上の面白くない

事件から連想されての御質問であつたと思ひます、従つて今御報告申し上げました事に依つて疑念がお晴れになりましたら、廣く居留民諸君の間の冒頭に申し上げましたやうな疑念の嵩まりませぬやうに、どうか進んで之を拂つて頂くやうにお願ひ致したいと思ひます。第二の問題は滙業銀行の預金の關係であります、昨日山田議員の御質問には、滙業銀行との取引は何時開始されたか、巡捕貯金の預け入れは何時あつたか、支拂ひ停止になつたのは何時であるか、聞く處に依れば天津銀行に預金してあつたのを滙業銀行閉鎖の前日に預け入れ替をした、といふ事を聞いてゐるが事實であるかといふ點であります、之は民國の帳簿を取調べました結果民國は滙業銀行との間に取引を始めたのは、昭和二年の四月の三日からであります、夫から巡捕貯金を定期預金に致しましたのは、翌年の昭和三年十月十九日であります、此の間一年六ヶ月を経て居ります。民國の預金を滙業に致しに到りました期間が約一年六ヶ月であります。そして民國は昭和三年の十二月七日と八日の兩日に互ひまして、銀の三千萬並びに二千四百三十一萬二千二百二十仙といふ額を、當座預金の方から其の金額を引出しを致しまして、正金銀行に預金替を致して居ります、滙業銀行の支拂ひ停止が何日でありましたかは記憶の上にはつきりありませんが、十二月七日と八日の兩日に當座預金を引出して居ります、翌日乃至翌々日に支拂ひを停止したやうな記憶があります。昨晚も申し上げましたやうに公開の席上餘り大きな聲では申しませんが、當時行政委員をして居つた滙業の利根川事務理事から或る種の御注意があつて、當座預金の引出しをしまして民國の公金に傷つかないやうにしたいといふのであります、此の引出しを致しましたのは巡捕貯金を致しましたので、其間に昭和三年十月十九日から昭和三年十二月迄、此の間二ヶ月の経過があります、今にも潰れさうな滙業銀行に天津銀行から預け入れをしたものだと思はれば、之は當時の民國當局の爲めに甚だ面白くない疑惑を懸ける可き次第であります、幸いにして此の調査の結果に依りまして、定期預金を致しましたのと銀行の支拂ひ停止との間に、一年と二ヶ月の期間があるのでありますからして、右様の疑惑が若し居留民諸君の間にありますならば、之亦前段申し上げました事と共に、今日色々の疑惑を蒙つて居ります民國の爲めに、民會議員諸君は御協力の上方を懸念されるやうに御助力を仰ぎたいと思ふのであります、少し詳しくありますが事項でありますので詳細御報告致した次第であります、尚御質問の點がございましたらお答へ申し上げます。

○山田榮治君 昨日志村議員の發言中でありましたが、只今民國長よりのお答へが私に何ひました事でありましたから、私が發言を致したいと思ひます、差支へありませんか……。

詳細に互る御報告を頂きました私に考へて居なかつた、又考へ違ひした事があるやうに思ひますが、不換紙幣の處分に付しましては私の手許に残つて居ります記録は、八年六月四日第二十

七回行政委員会に、不良紙幣整理の件として報告はありますが、さういふやうな結果を告げたといふ御報告は何つてないやうに私記憶して居りましたが、其の發言の記録は私の處にはありませんで議案だけありますので、若し其の時に私がさういふ事を伺ひまして、當時會長から其の様に承はつて居るとしますならば、之は私の考へ違ひでありまして、民國の名譽の爲めに此の疑惑を拂ふやうに努める事は勿論であります、後程一度記録を拜見させて頂きたいと思ひます、夫から滙業銀行の預金の事は、之は古い事でありまして、度々當民會に於きまして議論になつた事でありましたが、日共の他に付て私は記憶して居りませんが、十二月七日と八日に當座預金を引出して翌日閉鎖したといふ今の御答辯であります、私の聞いて居りますのは其の定期預金の引出し得なかつた事情はどこにあるか、夫から私の昨日聞かんとした處は、民國當局として如何なる處置をお採りになりましたか、尙今後お採りになる決心でありますか、即ち預金者である巡捕の方に之を返還しなければならぬ場合にどうなさるか、昨日の民國長の御答辯では近く復活するであらうといふ事でありましたが、此の種の整理といふものは税金の取立ては致しますが、債務の整理は二十ヶ年に賦償還といふ形になる事が一般の通例であります、殊にあの天津銀行から引出して滙業銀行に預け替たのも、私の聞く處では一割高い利息だからといふ事であつたと思ひますが、民國長の先程の御答辯も其の點に觸れて居りませんが、

利息が高いからといふ意味から預け替したもならば、當然民國は巡捕に利息を支拂ふべきものと思ひますが、民國として其の利息を、之を放棄なさるお積りでありますか、其の邊に付てもう少し詳しく民國當局の御方針を伺ひたいと思ひます。

○民國長(白井忠三君)

一寸お答に據る御質問と思ひますが銀行に對してどういふ處置を採るかといふ、採つたかといふ事は、再々今の整理委員と云ひますが、事務理事の方に夫々手續を採つて居るやうであります、併し銀行が御承知の状態になつて居りますから、如何に喧ましく云つても無論拂つて拂えないのであります、更に進んで此の債權を採る爲めに破産申請をするといふ事が、山田さんのお考への中にあるかと思ひますが、實は濟任早々で、今日では昨晚申し上げましたやうに不取敢現在の關係書類を見せにお目にかゝらうと思つて居りますが、まだお目にかゝつて居りませんが、民國が一萬二千元の定期預金に依つて滙業銀行に破産申請するのが適當かどうかといふ事は充分に考へなければなりません、利息を放棄するかどうかといふ事も銀行がどうなるかに依つて決まるのであります、只今お答へに困るのであります、夫から一割の利息で高い方へ預け替えたといふ事は、之は銀行が不安だといふ事であるならば高い利息の方に預け替えるのは變であります、銀行が一年前から取引をして居りまして不安でないと思はれる以上は、少

( 61 )

しても利息の高い處へ預け替るといふ處置を採つたのは當然ではないかと思ひます。又巡捕の預かり金であるから之を返さなければならぬ時にどうするかといふ御質問であります。之又一つの希望に對する御返事にか過ぎんと思ひますから、甚だ實際問題としてお答へする事に苦しむのであります。三百何十人の巡捕の長年に亘つて貯蓄したものでありまして、不都合があつて解雇した場合には此の貯蓄金は没收するのですか、病氣などに依つて辭職した時には貯蓄金を返さなければなりません。併し一萬數千元が一時に必要とも考へられませんか、民團の機構でも變りまして、巡捕を解雇するといふ時でもなければ考へられない事でありまして、現に時々退職する者には小口の當座預金も天津銀行等にありまして、一方には毎月月給の何分かが増えて来るといふ状況でありますから、職業の一萬何千元が直ぐに拂ひ戻さなければならぬものとは、民團の事情に御精通の山田さんは御想像にない事はないと思ひます。將來をういふ事が出来たならば、豫備費なり追加豫算なりの方法で解決する外はないと思ひます。

○山田榮治君 私に取上げてそのやつた行爲を責める譯でもありませんし、破産申請をしやうとも考へて居りません、餘りに長くなりまして謂はゞ聞か、間に離してやるといつた形になりまして、民團に斯ういふ事を出さなければ民團長の御説のやうに誰方も承知のない儘で居なければなりません、最近不祥事の起つた此の際に處理方法を聞いて置く必要があると思つたか

( 62 )

らであります、敢えて今直ちに巡捕に返さんならんとも考へて居りませんが少なくとも懲戒免職にする以外には當然巡捕に返さなければならぬのでありますから、貴下のお考へのやうに人の金を使つて今罷めた巡捕に拂ひ戻してやる、といふ形になります事は甚だ好くない事と思ひます。此の不祥事件に付て申上げます事を許されませんので申上げませんが、要するに此の點に付ても、此の間の協議會に希望致しましたやうに、明白なる處置を採られたのであります、此の事も私のしつこく申しますのは、變だといふ思はれないやうに判然民團で此の金をどうするといふ事を決めて置いて下さい、もう既に相當の時日も経つ事でありまして、權利保金の方法に付て適當の手續を採つてあるかといふのであります、題つた問題になります、當座預金は引出されて居るに拘らず、定期預金が引出してないといふ理由が私には判らない、殊に滙豐銀行の事務であり當民團の行政委員である利根川氏の御注意に依つて當座預金を出したなら、定期預金も共に何が故に出さなかつたか、過去に遡りますが、民團當局として何等かの仔細がありはしなかつたかと思念を持つてあります。

○民團長(白井忠三君)

山田さんは相當な定期預金もお持ちになつてよく御存じと思ひますが、定期預金證書の定款の第一に、定期預金は一定の期限が來なければ拂ひ戻しが出来ない事になつて居ります、當座預

( 63 )

金は銀行が拂はんと云へば支拂ひ停止も出来ませんが、定期預金は期日が來なければ拂はんとはいひ得るのであります、事務理事一人の判で引出すといふ事が出来れば、當時の銀行の狀態から考へても方法があつたのでありませうが、夫が一人で判を出して出すといふ事ではなくして、何人かの重役の判でなければ引出せないで、初めの約束を替えて期限前に拂ひ戻す事が出来なかつたのでありまして、民團の故だといふ意味では全然ないのであります。

○山田榮治君 私は銀行家でありませぬし、定期預金も不幸にして居りませんので、定期預金は一定の期限を定めて期限中は引出せぬといふ事は知りませんでした、引出せぬものも致しまして閉鎖するといふやうな場合には、一萬二千元のものに對する權利保金の方法を取つて置く事が、民團としてやらなければならぬ處置かと思ひます、期間中であるからと云つてみず／＼明日の日に閉鎖するといふものをその儘にして置いたといふのは、重大なる過失がありはしないかと思ひます、交渉をする、交渉をしたといふ事だけでは判りません、如何なる權利保金の手續を取られたか、手配りの事のないやうにして居るとのお話ですが、どういふお手續をなさいましたか、といふ事は、之が萬一破産其の場合に民團として、どういふ御處置をなさいますかといふ事を明白にして頂ければ、私もよくは申しませぬ。

○民團長(白井忠三君)

充分權利の保金は講じて居ります、督促致して居ります、督促を時々致して破産回收の方法を講ずる、之も決して忘れて居りません、時々致して居ります。御注意を喚起した事は結構であります、有り難く御禮を申上げますが、如何にも何か變な解釋があるといふ觀念を、居留民諸君の間に抱かせるといふ風にならんやうにお願ひしたいと思ひます、當時の關係者たる我々の問題でなくて、民團の財務關係に對する現在の狀態から特別に願ひしたのであります。

○山田榮治君、もう好い加減で打切りませんが、私は貴下以上に民團の名譽の爲めにしつこく申上げるのであります、世間では或る種の關係がありはしないかと檢測して居ります、一萬二千元位の金子でありますから、期限中であるから出せぬといふ事なら他の方法で、例へば別途借入の手續を致しまして、夫に代るべき金子を、閉鎖する事を知つたと同時に引出し得なかつたと思へないのであります、當時の狀態を私は詳しく存じませんが、疑ふならば疑ひ得る餘地はあるのであります、民團の名譽の爲めに急遽に明日に處理して頂きたいと思ひます。破産問題の處理に付きまして、懸案として御答辯を願つて置きましたが、何時の機會に御答辯を頂けますか。

○民團長(白井忠三君)

今のお話は私の限りに於きましては、此の際だけは回收の出来ないものに見てゐると

いふに盡きて居りまして、公開の席上御返事を避けたいと思ひますが、平野主任からの答辯にもありますやうに、日本に歸つた人の滞納金が約二萬數千元に上るのであります、之は到底同收出来ないものであります、其の他のものに對しましては昨晩申上げますやうに、滞納金を如何にして徴するかといふ方針がまだ確定して居りません、又見込みが立つて居りまして此の際此の席上で御返事をすることは差控たいと思ひます、何か全般の豫算にも斯ういふ理由があるから其の點を明かにしたい、といふ事をお示し下さると更に再考致しても宜しうございませう。

○山田榮治君 之も今度の問題に關聯して昨日から私が申上げます通り或は斯ういふ不慮の起る原因となりはしないかと考へます、支那人の行衛不明の者、日本人の日本に引揚げた者の如きは決算して落してしまふべきで、四年の開行行政委員会に懸ける機会がなかつたといふ事は、甚だ失禮ですが民團の哀愍だと思ひます、貴下の責任あるお言葉を伺ひたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君)

昨晩申上げますやうに、天津だけ特別の考へだけで滞納金の取立て方針を決めるより、上海、濟南、漢口あたりの民團の方針も打合せた上で歩調を合せてやるが好い、といふ監察官の御注意を受けて居りますので今から何ヶ月といふ事は判然申上げ兼ねますが、少なくとも來年の通

( 65 )

常民會迄には、取立つべきものは取立て、之から滞納する不届き者をどうするかといふ事をお語りしたいと思ひます、之を言明して置きます。

○早瀬精一君 志村議員の發言中でありましたが、私一寸昨晩の續きに付て言明したいと思ひますが、實は昨晩志村議員の前参事會即ち民團長就任前の執行機關たる参事會が、獨斷專行であつて村津書記を依頼免にしたといふ問題に付て、私は突然斯かる事はないといふ事を申上げましたが、私が申上げた事に付て當事の参事會長は誠に迷惑である、實は斯うであつていかにいかに辯明されました、誠に執行機關として當時實に和やかであり、談笑の裡に會議を進行して居りましたのに……、私としては私の云つた事が参事會長の同一であるに拘りませず統制の取れて居なかつた事を暴露したやうで、一般に疑惑を抱かせるやうな形になりますから之は訂正して置きます、處が何が故に私があつたかと思ひます、お任せは致しませんがその報告を受けて居なかつた、いふ事があつたといふ言を吐くやうになりました事の原因であります、お任せ致しました意圖に依りまして引續き努力せられた、此の點言明申上げて置きます。

○植前 香君 只今早瀬君から昨晩の辯明がありまして、私は當時の参事會に謝すると同時に此の早瀬君の潔き態度に對して敬服したいと思ひます、引續き、私が報告しなかつたといふ

點は當時年末多忙の時であるし、其の後お暇にかゝる機会がなかつた爲めつい報告の機会を得なかつた、單に失念した點もありませんが、實は村津君を依頼免職にした事實で以て大體皆さんお聞きすみの事と思つて居りました、報告漏れであつたといふ事は参事會員諸君に對しまして陳謝して置きます。

○志村正三君 私は斯かる重大な時を任せられて其の結果を報告せず、各参事會員も事務報告に依つて初めて知つた、といふ事は、参事會員諸君の職務怠慢の諷刺を免かれたいと思ひて居ります、此の點は將來共に御注意を願ひたいと思ひます、尚昨日の質問に引續きまして人事行政の件に付て聊か所感を述べたいと思ひます、凡そ人事行政の要諦は賞罰を明かにし、公平を期するといふ事が第一義であります、民團は人事の取扱ひが甚だ不公平であると思ひます、何故であるかと云ひますと、事務報告の中に岩永、夫からして香川の外に向一人木村といふのが懲戒免職になつて居ります、何の爲めの懲戒免職でありませうか、私は村津君に對しては事情如何なるものかは知りませんが、少なくとも行政上に於きまして職務怠慢の罪は免かれたいと思ひます、何等賞罰の事がなくて依頼免職といふ事になつて居る事は、昨日來のお話でも明確なる處の事實であります、私は此の點に付ては村津君と當時の執行機關である處の参事會、乃至は参事會を組織する有力者との間に何か因縁、情實關係があつたのではなかつたか、又村

( 67 )

津君を賞罰する事に依つて因縁のある人々に對して何か不都合が起るといふので、其の賞罰を明かにしなかつたのではないかと、いふ疑念を惹起して居る者であります、此の點に付て其の儘放任して好いか、或は此の席で辯明して置く必要がないかといふ事を、之は民團長の施政の中に人事の刷新といふ……。

○副議長(熊澤省朗君)

一寸御注意申上げて置きます、先程一寸申上げた通り例の事件に付ては監察官廳より、捜査中でありまして公開を許されたいといふ特に御注意がありましたので、他に連累、共犯があるやうに聞える言辭はお差控へ願ひたいと思ひます。

○志村正三君 夫では其の問題は此の程度に止めて置きますが、村津君に對する處置に付ては、人事行政上遺憾であるといふ事を明白に申上げて置きます、前車の覆へるを見て後車の戒めとなつて居りませうか、民間不祥事件に關聯しては申上げませんが、凡そ此の罪を憎んで人を憎まんといふ事は法の原則であります、惹いて民團更官が斯かる罪惡を作る主たる原因である此の實情の儘に放任してあつた、斯ういふ風な責任に對しましては其の責任は果して何處に在りませうか、我々民團議員の負さば處の責任であると思ひます、我々が茫然として通つ

て来た處の大部分が果して至當なものであつたであらうか、之亦將來戒しむべき事でありまして、過ちは改むるに俾かる事かないといふ事は誰しも知つて居る譯であります、徒らに因縁、情實に左右されて、民利、民福を計らざる現在の民團事務は、同時に民團當局が反映されて居ります、多少我々民會議員として考へるべき事であり、人事の刷新と共に吏員は今日の如き怠慢を革正して、將來再び斯くの如き不祥事件が發生する事を防止すべきであります、此の事件が將來罪人が出来るにしても、此の重刑に依つて民團の刷新が出来れば、罪人も喜んで罪に服する事が出来ると思ひます、今度の事件を我々民會議員及び殊に民團の諸君、之をどうぞ空しくしないやうにしたいと思ひます、私は希望を述べて此の問題を申上げる事を中止に致します。

○副議長(龜澤省刺君)

外に率務報告に付て御質問ありませんか。(「ナシ」と呼ぶ者あり)

○木下秀良君 民團に於きまして傳染病豫防をやつて居りますが、防疫事業をやつて居る關係上現行法規類案百二十四頁「傳染病患者届出及相互通知に關する協定」といふのがありますが、之は尙存續して居る……。

○副議長(龜澤省刺君)

一寸御相談したいと思ひますが、此の後の議事日程に「天津療病院諸科金條例中改正ノ件」といふ處がありますので、一切病院に關係の事務は何でも其の時に關聯してやります。

○早瀬精一君 昨日申上げました選挙の事に付て一寸お尋ね致します、税金滞納者九年度の滞納者に對して其の選挙権を剝奪されたのでありますが、十年度、十一年度は引續き税金を納めて居ります、不祥事件が起つて取つたか取らんか判らんものが相當にあると思ひますが、公民権を剝奪するといふ事は甚だ重大な事であり、十年度の税金を取らぬ限りは、繰越して、十年の時の税金を十一年度に取り立てに行つても、十年度の滞納があれば之は、繰越して、選挙公民権を與へるのが相當だと思ひます、十年度の滞納を取つたものだから九年度が滞納になつて、其の爲め選挙権を剝奪する、之は不合理だらうと思ひます。一方嘗て事變當時に参事會長の名の下に之を契約して、月薪を以て納める人は、完納して初めて選挙権を與へる、月々拂つて居る者は——私共で見れば——契約して一元づつでも拂ふといふ意志を表示して居るものに對して、公民権を剝奪するといふ事は、もつと情重な態度である必要があると思ひます、絶対に九年度の税金を拂つて居るでも、受取りを出せと云はれて、三年も四年も前の受取りなど中に取つて居るものではないと思ひます、斯ういふやうな事で永久に選挙権を與へないのは、之に對してどういふお考へか御意見を願ひます。

○民團長(白井忠三君) 私に答へよと仰有いますか。

○早瀬精一君(事務當局で宜しうございませう、選挙に對して最も事務を取り扱つた方か、民團長に……。

○民團長(白井忠三君)

當時の事は無論存じませんが、大体税金の督促に對する問題としてでしたら、今議題である事務報告中の問題としては不適當じやないかと思ひます。

○早瀬精一君 一つの時に御返事を……。

○民團長(白井忠三君)

要するに選挙権に對する民團當局の解釋に異議の御意見といふ風な事ならば、全然變つた氣持で御提案になりませんが、茲に兩者の間に議論を争つて見ても効果がないのですが、斯ういふ報告の解釋に對する質問は、お答への機會があると思ひます、どういふ取扱ひをしたか知りませんが、月賦分納の場合其の御意見を昨年の取扱ひ當事者が認めて居つた……。

○早瀬精一君 書面で結構です、時間を省く爲めに。

○民團長(白井忠三君)

此の議場の事務報告の問題以外として質疑のお答へを致します。

○志村正三君 未だ民團長着任前に植前参事會長の名をもちまして、各方面と云ひますか、民團の功績のあつた人達に表彰状を申しますか、感謝状を申しますか、さういふものを出して居るやうに私は聞いて居りますが、又實物も見えて居りますが、之は勿論名譽職の議員に對する表彰規程に依るものとは存じますが、斯くの如き所謂不祥事件の起つて居る最中に、あゝいふ風なものを申すといふ事は、何だか誤解を招いてゐるやうに私は見て居ります、此の點は表彰規程の精神と反するものでは勿論ないであらうか、どういふ風な考へで、特に短期間の参事會がお出しになつたか、其の點を伺ひたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君)

志村さん御相談ですが、實際御承知の通りの事情で私が着任した今日では、十一年度の民團事務報告は普通責任は私が負ふべきは無論であります、實は前の参事會長の事項に屬する事が多いのでありまして、お問ひ合せになつても將來氣を附けると申上げるより外ないので、之から御質問の形でなく御意見で將來は斯うするが好いといふ事にして頂けば、私はお引受けの出来る事はお引受けします、お引受け出来難いといふ形は、今度の通常民會の恰好が異例であ

りますから、其の點御酌下すつてお願い致します。

○志村正三君 さういふ風な言葉に依りまして私の質問しやうといふ事を防がれる事は遺憾でありませぬ、出来るならばしつこいが聞く事に依つて、民團のしてある事に疑念を差挟む事がないといふ事を一般に認識させるのが好い事だと思ひます。質問の限りしやないといふ事ならば私は無理に質問しやうとは思ひませんが、甚だ異様に感じますので、さういふ風なお考へでやつたか、當時は或は植前参事會長がおやりになつた事であるからして、植前君のお考へ、當時の参事會員のお考へを云つて預いて、將來共に民團長に對する参考として預いたならば結構だと思つて居ります。

○植前 香君 之は表彰規程の感謝状を、恐らく恒例に依つて出した事と思ひますが、一年の間御苦勞でありましたといふので出したのであります、偶々不慮事件が起りましたが、森川君の時規程として定まつたものを單純に反古にしてしまふ事は出来ませぬ、何からの表彰を出した事で弊害でもあるのでありませうか。

○志村正三君 別に弊害があつたとは思ひませんが、又さういふ風な恒例があつたやうに聞いて居りませぬ、恐らくは植前君は民會議員として、斯ういふ事が恒例であつたかどうかといふ事は恐らくは御存じだと思ひます、一寸見た時に無狀のやうに思ひます、民團の經費といふものは

(74)

一錢一毛でも無駄にしないやうに戒め合つて、お互に使はんやうにして行く事が必要だと思ひます、斯ういふ風な消費を省く意味に於きましても、當業者として充分注意をして頂きたいと思ひます。

○山田榮治君 一連記削除一

○民團長(白井忠三君) 一連記削除一

○副議長(龜澤省朝君) 御質問ございませぬか。

○古田治四郎君 私が今聞かうと思つた電報の事は山田氏からお尋ねになりましたが、もう一つ事務報告にありますが、療病院の移管、之も何か……。

○民團長(白井忠三君) 夫も後の療病院の處で……。

○副議長(龜澤省朝君) 夫じや此の邊で事務報告は打切りまして宜しうございませぬか(進行々々)「賛成」と呼ぶ者あり)夫では事務報告は御承認を得たものと思ひます、引續き日程第一に移ります。

第一、昭和十年度居留民團歳入出決算承認ノ件

(73)

之を議題と致します。

○民團長(白井忠三君) 登壇  
昭和十年度居留民團歳入出決算書、此の決算書に付て御説明申上げるのでありますが、内容の詳しい事は從來の例に取りまして、特に御質問のあるのに限り御説明申上げる事に致しまして只此の十年度の決算に際しましては、例の問題が既に問題となつて居ります、従つて此の決算書の上に其の問題の結果を表はし得たならば、大變好都合であつたのでありますが、問題は尙決定をしませんし、此の決算書に示されたものは、民團が収入致しました金額と、豫算に依つて支出致しました其の支出と歳入の決算を示したのみであります、所謂例の問題の此の年度に於ける關係は茲に示して居りませぬ、之は問題の解決と共に新たに案を練りまして、民團の御協賛を仰ぐ事に致します、此の御説明の下に此の決算書の御承認をお願い致します。

○木下秀良君 之は茲で聞くべきではないかも知れませんが臨時部歳入の第二款交付金の三萬弗が延期になつて居りますが、之は證文を貰ふといふ筈になつて居りますが、夫を僕は聞いて居りませぬが、其の證文は貰つて居りますか。

○村田書記 其の證文はまだ参りませんが、参事會の御決議に依つて共益會に問ひ合せまして、支拂ひが出来ませぬからといふ筈で……。

(76)

○木下秀良君 手紙は貰つて居りましたが、報告ありましたか。

○村田書記 ありました。

○山田榮治君 歳入の第二款の三、中國總領事の決算であります、非常に減つて居るやうであります、勿論之は總領事の異動に依つて見込み難いものだと思ひます、事實あれに課せられて實際徴收されて居る状況は、どういふ方法で調査して居りますか、どういふ方法で課せられて居りますか、夫から支出の第五款の土木費の八、御商所費の電力料は一日いくらの割合でお拂ひになつて居りますか。

○平野書記 歳入の二款中國總領事の徴收の方法は、各班子から其の所管の、日本側で云へば三業組合のやうなものでありますが、同慶茶園と中華茶園といふやうな處で纏めて、夫を此方に申告して来る一一人数を一夫に對して此方か通告書を出す、調べて通告書を出して、さうして徴收課金を徴收するといふ形になります、十年度には中華茶園、同慶茶園が休業といふより一時寧ろ廢業した爲め、その内に在る處の班子の總額が減つたといふ關係から、豫算に達しなかつたといふのであります。

○山本技師 電力料は一キロ五仙で拂つて居ります。

○山田榮治君 此の電燈の雜種課金は、今申告に依つて徴收するといふお話ですが、御承知の通

( 77 )

り支那人の藝妓は何等の取締りもなければ、何等明白なる警察の届出でもありませんし、多くは十人居る者を五人、五人居る者を三人と申告して、夫々隠せられて居るやうに見受けられますが、實際に付て之は御調査にならないと、敢えて民団を疑ふやうなお話を申上げて心苦ししいのですが、之はごまかされる課金だと思ひます、現にあの業者の者がさういふ事を云つて居ります、既にあの取扱ひをされて居る方は御承知の事と思ひますが、大休八掛なり七掛で埋えて賣つて居るといふ事を申して居ります、其の月々にして掛けるのでありますから、七掛や八掛にしてやらんでも居るだけ掛ければ好いので、嚴重にやらないと權主に謀られると思ひますから、嚴重に御調査を願ひたいと思ひます。もう一つ伺ひたいのは木下議員から御質問がありまして、共益金の交付金が十年度時代は之で判りましたが、今日迄の交付金金額はどの位入つて居りますか。

○民團長(白井忠三君) 後からお答へ致します。

○山田榮治君 年度別にお示し願ひます。

○副議長(龜澤省朝君) 御質問ございませんか。(異議ナシ)

( 78 )

御質問なくば承認を得たものと……。

○山田榮治君 伺つた事はまだお返事を得て居りますが、總体的に承認したものとされるのですか。

○副議長(龜澤省朝君) さうですなあ、總体的に。

○山田榮治君 之は昨日民團長から御決心を伺ひましたので、民團長を御信頼して一切お任せしますが、我々は少なくとも此の決算に對しましては全般的に大なる不満を持つて居ります、事豫密に屬しますので一切口合を布かれて、何事も申上げられませんか、之を得ませんが、少なくとも事實と反する決算を承認しなければならぬといふ事は、我々民會議員としては情ない事であり、又辛い事であり、之も已むを得ませんので、之も民團長を信頼して承認するのでありますが、此の結末に付て臨時民會なり適當な方法で、我々の得心のゆくやうに御報告して頂きたいと思ひます。會計機構に付ても新會計主任も御着任になりましたから、金子の不始末を如何にして好いか、夫から機構だけでも早く御決定になりまして、民團の内部だけでも御整備をなさる、斯ういふ希望條件を別して承認致します。

○平野書記 山田さんに報償金のお答へ致します、昭和五年に五萬弗、六年に七萬弗、七年に七萬

( 79 )

弗、八年に七萬弗、都合二十六萬弗であります。

○山田榮治君 一寸今承認しましたが之に付て伺ひます。

○副議長(龜澤省朝君) 簡單に願ひます。

○山田榮治君 共益金との間に、八十萬元の金子を十五ヶ年間に交付を受けなければならぬのでありますが、斯ういふ形で後短かい期間で、交付を受けられる見込みがありますか。

○民團長(白井忠三君) 夫は此の後の所謂教育費補助金問題の時に申上げたいと思ひますが、一方に於て交付金は交付金で契約を替へなければ取立てる積りで居ります、只一方に於て補助をする、一方に於て取るこゝろになりません。

○山田榮治君 大分色々申上げた事がありますので、其の時に致します。

○副議長(龜澤省朝君) 夫じや御質問ございませんか(進行々々)御質問なければ承認を得たものと認めます。次議案第二、昭和十年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件

( 80 )

○民團長(白井忠三君) 登壇  
此の御下賜金を一萬元迄積み立て、聖旨に添ひ奉る有益の事業を致しませうといふ民會の決議の下に、昭和十年度に於きまして合計額五千元に達しましたが此の決算の通りであります、御承認を願ひします。(「承認」異議ナシ)

○副議長(龜澤省朝君) 御異議なくば御承認と認めます。

日程第三、雑收課金條例改正ノ件  
提案者御説明願ひます。

○民團長(白井忠三君) 登壇  
提案の理由を簡單に申し上げます、議案の後ろに理由として書いてあるのが元より其の全部であります、多少此の理由に書いてあります以外に申上げます事は、結局御承知の如く日本人として教育と納税の義務は國民が等しく負ふて居るのであります、男でも女でも國家の爲めに天津に居りますれば我々共に組成して居ります民團の爲めに、納税をする資格に達した者は納税をする、といふ事が元來納税者その人の本懐とする處でなければならぬと思ひます、此の意味に於きまして民團當局は、納税をすべき資格といふ事は、一定の納税額以上の収入ありと

思はれる者からは徴税をする、此の方針で極めて近年天津に現はれしカフエー業者に働いて居られる女給諸君に對しても課税をする、といふのが極當であらうといふ考へから、之を提案したのであります。處で此の事が新聞に出ましてから同業者から陳情を受けました、併し之は納税義務者の女給諸君からの直接の陳情ではありませんで、カフエー業者の組合の代表の方々から陳情をされまして、主な理由を私は公平な民會議員の御審査の爲めに一應申上げて置きたいと思ひますが、第一の理由は此の業者が極めて浮動性の多いものであり、酒妓、ダンスのやうに相當長く勤めて一ヶ所に永続してゐるといふのでなく、極めて浮動性のある、ほんの一月か二月で轉々して行く營業者である、から徴税の成績を上げるに困るといふ事にならう、従つて營業主が代つて之を負擔するといふ場合も生じて來るので、之が此の課税をされる事の困る事の一つである、第二は北支の明朗化といふ事が世間に傳はつて、ワンサ／＼とカフエー業者も増え女給もやつて來る、けれども實際の収入は極めて少ない、未だ／＼之に課税されるといふ状態ではないと自分らは考へる、其の外細かな點が尙二、三ありましたが、何れにしても現状に於きまして之に課税されるといふ事は、自分らとしては酷であると思はれる、一つ再考を願ひたいといふ請願の趣旨でありました。私としては一應參事會員諸君にお諮りしましたけれども、矢張り之は一方の陳情はさうであるかも知らんが、之を我々の側から見れば課税する方が適當であるといふ結論に至しまして、之を提案した次第であります。無論額に於きまして非常な額でもありません、又財政の都合上何でも取らなければならぬといふのではありません、夙に申上げるやうに出來るだけ、力があれば一人でも國民としての義務を果させるやうにして行くのが民間當路の責任である、といふ觀點から之を課税するのであります、多數諸君の御意見が、例へば所得點に於て千二百元以下の者には課税せんといふ事でも、實際に女給諸君の所得が課税點に達しないといふ事なら、今少しく時期を延ばすといふ事も考へて差支へないと思ひます、甚だ提案者として弱く申上げ方のやうであります、我々は現在の月一弗の課税をする事が酷でないといふ風に考へて提案をして居るのであります、此の點公平なる皆さんの御審議の結果に依つて適當なる結着點を見たいと思ひます、尙新聞に出て居りましたので申上げますが、大阪で最初取つて居るといふ事が傳はつて居りますが、之が爲めに大阪の女給氏は大阪府雜種税として、附加税を賦課されたといふ事で、大阪市では現在取つて居ります。(異議ナシ)

○志村正三君 茲にカフエーとありますが、カフエーと云ふ範圍は所謂カフエーだけではありません、か、食堂といふものが女給といふものを置く許可の下にする軍がありはしないかと思ひます、之は税金を取らんのですか。

○大橋書記 一寸申上げます、カフエーと申しますのはつまり西洋式の椅子テーブルを置まして、酒肴を客に呈する營業者を云ふさうであります、普通の飲食店との定義が非常に困難であります、一般に茲にカフエーといふ状態を云ふのでございまして、營業願にも明かにカフエーはカフエーとして營業願が出て居ります。

○志村正三君 夫ならばどんな流行つてゐる處のカフエーも餘り流行らない處も、一樣に一弗の課金をかける積りで居りますか。

○大橋書記 之は私の申す範圍ではありませんけれども、大阪方面の調査をしますと、女給が四名以下の所は免除されて居ります、従つて當地は此の状態に基いて又範圍を決めなければならないと思ひます。

○志村正三君 之は矢張り課税でありますので、先程の民間長の御趣旨では國民の義務であること判然つて居りますが、義務である以上課税であります、収入の少ないの多いのは従つて課金にも差をつけるのが矢張り公平な處置と思ふのであります、尙女給といふものに課税を掛けるならば、所謂待合の仲居とか、一例を申せば岩倉の女中でありまして、斯ういふ者の収入といふものが女給の収入よりも恐らく好いんじゃないか、斯ういふ處から見ますと何故にあつていふ者にも税金を掛けないか、税金を取られる側の女給の側から文句が出やしないかと思ひます、何か根據がある事でありませうか。

○大橋書記 此の只今の質問の収入の程度でございまして、収入があるのであります、税金をダンサー及び藝妓の方から解釋しますと、藝妓は一弗、二弗、三弗、五弗といふ花代の玉に依つて決まつて居ります、五弗を納めませう藝妓は千本の花代になつて居ります、一本四十仙と致しまして四百弗の揚代から詰り五弗拂つて居ります、藝妓の一弗拂ふ程度は花代が五百本になつて居ります、夫で五百本を計算しますと丁度二百弗になります、夫でつまり藝妓の抱え主と藝妓と何れ分ける事と思ひます、約半分位入る事と思ひます、夫で一弗の課金になつて居りませうダンサーの方に申しますと、一つ一弗の切符が四つに分かる様になつて居りまして一本二十五仙に當りますさうであります、夫が千二百本で五弗になつて居ります、之も丁度計算しますと、ダンサーの方で一弗納めますものは丁度二百弗の収入になる事になります、之は二十五仙の中十仙だけは踊り子を取りまして、後の十五仙はダンスホールの經營者が取りまして、夫を計算しますと、一弗の課金を納めます者は約八十弗の収入があるやうに思はれます、夫を此のダンサー及び藝妓の収入から比較しまして、女給は現在五十弗から百五十弗の半を探りまして八十弗位の収入がある事と調査して居ります、夫で先づ一元の課金はダンサー藝妓に比して苛酷でないといふ定議から、茲に一元といふ事が決まりましたのであります。

( 85 )

○志村正三君 只今のお話に依りますと、ダンサーとか女給とか、殊に女給に對する課金に於て非常に酷だと思ひます、あゝいふ連中は着物も綺麗なを着なければならぬ、金も相當かゝるといふ點を我々は同情しなければならぬのであります、(笑聲)又女給にしろダンサーにしろ先程も民團長の云はれた通り非常に不定でありまして、所謂女給はプロレタリア労働者の中に數えられる位で、課金を賦してなんぼ民團の收入があるかと云ひますと、其の間に於て收入の差がある、云ひ替れば不公平なる處がある、一方藝者は女給との間にも非常な資本がかけるとか何と云ふ様な關係から大分下げられて居る様であります、仕事の關係で女給當りの生活の状態を其の儘に云つて來る事があります、斯ういふ點を課金を賦される以上色々調査されると思ひますが、内情に於て調査をして、此の状態を課金をかける上に於て當業者として相當の同情の眼を以て見てやる、といふ事が社會情勢上必要と思ひます、つまらん些細の事がやはり我々充分慎重に審議してやらなければならぬ義務があります、陰で泣いてるやうな仔細があります、此の點に於て如何なるお考へがございませうか、民團長はどうでも好いといふお話であります、どうでも好いやうなものなら撤回してやつたらどうか、不正事實がある矢先に斯ういふものをつけるといふ事は、現在の民團の状態から見ても面白くないといふ點もありません、之を廢止する事に對して賛成を表明するのであります、附加税は本年度から廢止する事になつて居るさうであります、附け加へて置きます。

( 86 )

○木下秀良君 醫者が二人になりました話するのは可笑しいやうであります、私も賛成出来んと思ふのであります、ダンサーはやはりダンサーとして一回の料金がござります、藝妓は藝妓として一時間幾何といふ特定の料金が決まつて居ります、併し女給に於ては一時間幾何といふ特定の金が決まつて居まいと思ひます、觀望はするものが普通ですが中にはやらんものもあるでせう内地のカフェーでは其のチップの金額を決めて居る處もあるさうですが、當地ではさういふ事もないと思ひます北支明則と云ひましてどん／＼増えたやうであります、此の際一寸北支明則が暗くなつた情勢のやうな氣が致します、カフェー界なども花柳界なども今迄の繁榮が下火になつたやうな傾向があるのであります、此の課税は特定の金額で、營業でないから取得課金に類するものでないかと思ひますが、民團の方針としては取得課金とか營業課金は取る事は下ろす、不動産税に對しては成るべく率を上げる、前參事會に於きましては斯ういふ意味があつたのであります、勿論今後斯ういふ事に付て考へて頂きたい、一寸餘題に流れますが、課税の問題に於きましては、新民團長が來られたので適當な考へもある事でせうが、佛蘭西租界當りに比して日本租界は非常に廉い、夫で教育費が高みまして教育費の税金をかけるといふ時斯ういふ風な點が御考慮を拂はれる事と思ひます、課税の點に於きましては他に較べまして豫算を見

( 87 )

まして千八百元しか取れんやうな金額ですが、明朗性が暗くなつたやうな水練性が判然あるかないか判らんやうなものに、課税の條例迄設けて課税せんでも宜かないか、といふ私は意見であります。

○古田治四郎君 私は本案に初めは賛成しやうと思つて居りましたが、志村、木下の兩氏から繰々内容を承りまして、總額取つて二千幾何位のもの、さういふ慘めな状態で生活する女給諸君から、此の大なる民團が二千元位取つて行くといふ事はどうかといふ考へになります、木下氏のお話のやうに北支の情勢に應じないと、折角課金條例を出して徴収しても餘り將來に向つて効果がないのじやないかと思ひます、本案は御撤回ならん事を希望致します。

○民團長(白井忠三君)

先程申上げましたやうに強いて之を固執するといふ考へは有つて居りませんが、併し今の木下君並びに古田君の御議論の、僅かな金額だから取らんぞ好いじやないかといふ御意見に對しては、其の意味に於ては遺憾作ら反對であります、ダンサーで總額僅か六百元であります、又酌婦總額九百三十六元であります、額の多い少ないといふ事よりも、其の者の收入が國民として納税の義務に堪えるに認められる者からは課税するといふ風に、當局としては考へる方が合法であると結論したのであります、只志村君からお話のやうに、同じ女給でも月收三百元の方

( 88 )

もありません、五十元か八十元の方もありませうし、一律に一元に課するといふ事が合法でないといふ事は土地柄考へるのであります、遺憾作ら此のチップを收入として居る女給諸君の收入を、如何にして調査し申告せしめるかといふ事は、理論は理論として實際の方法がありません、斯かる關係から大樹君から申上げましたやうに、最低限度のものを課すといふ事は、大きな收入のある者に對しては極めて寛典であり、低い收入の者に對しては苛酷のやうに考へられますけれども、低い者でも堪え得る程度のものに課するといふ事にして、今後何らかの制度が決まつて女給諸君の收入を大体想像し得るやうになりましたら、略々實收に依つて取れますが、只今では遺憾作ら其の途がないのであります、夫で斯ういふ風な原案になつて居る譯ですが、民團としての歳入の總額から申せば極めて僅かのものであります、併し其の他にも御覽のやうに貸座敷の千三百五十元、常設興行の千二百元、臨時興行の百二十元、極めて僅かの額を矢張り豫算に計上致します、立案するには仕事の性質、營業の性質で納税をさせるのが適當であるといふ事で決めた、斯ういふ考へであります。

○山田榮治君 私は尻馬に乗つて本案の撤回を希望する者であります、成る程女給の如きは自由労働に屬するもので、先程からお話のありましたやうに何時迄居るのやら、何處に行つて了ふか判らないのであります、一般の營業課金、取得課金の方と比較致してみますと、營業課金

( 90 )

( 89 )

の五歳に属する處でありまして、即ち五歳未満十二元、營業課金の五歳といふ大きな店舖を張る法人で課する年額でありまして、取得課金で二十元で十三元二十元、二千円と云ひますと會社員にしまして其の他の種給取りにしまして、相當の地位の人等でありまして、大体此の種營業者の収入から考へて月額一弗といふ事は、斯ういふ風な方面と比較しますと、自由労働者に課金課金として非常に酷な課金じやないかと思ひます、實際どういふ取扱ひをされるか知りませんが、相当徴収困難がありはしないかと思ひます、此の際民間が無理に新資金を求めなければならぬといふのでなければ、寧ろ提案者から撤回される事を希望致します。

○木下秀良君 只今民間長から御答辯がありました、少額だから撤回せよといふのではありません、私の申上げますのは特定収入のあるダンスは一度踊ればチケット幾枚、藝妓が一時間花代いくらと決まつて居りますが、女給は所謂お客の心付けてありまして、一人が一時間二元のチップを請求し得るといふ約束はないのであります、藝妓とダンス、酌婦、貸座敷は特定の代が幾何、一回踊ればチケット何枚と決まつてゐます、藝妓とダンス、酌婦、貸座敷は特定の収入があります、女給には夫がないのであります、ないので収入の根據といふものを調査の根據を何處に置かれるか、非常に難しいのであります、大阪に於きましても取つてゐるのだから此處に於ても盛んになれば取つて悪いといふ云ひませんが、現在に於て北支の明期が判然せ

るといふ現在、兩後の符の如く増やしたので飽和状態を來してゐる現在の状態に、全般に於て千八百か二千弗の少額の税金を民間が一日本人として納税の義務といふ點は民間長と同感であります、二千弗以下の税金を求めなければならぬ、といふ状態ではない、斯ういふ點からどらも女給税といふものを取るの現在の状態から見て面白くない或は大いに北支が明朗になつて、カフェー業者が安定して女給も相當安定して來れば或は其の課税といふ事が必要になつて來るかも知れません、只今實際上に於て女給が相當でなく實に夥しい數が來たかと思ふと歸つて行く、何處の女給か僕は餘り行かんのであります、(笑聲)之は實際私によく知らないのであります、其の健康診断に來るのを見まして、新陳代謝が激しいといふ事は確かに事實だと思ひます、實施されてから所謂徴収課が如何なる方法を以て完全に納付せしめ得るか、豫算面が千八百元と出て居るが實際に徴収の成績が上がるかどうか、絶対反対といふのではな

が、實收が上らないやうならば極めて意味のない事でありまして、此の際に御撤回になつた方が後腐れがないやうなと思ひます。

○佐藤政作君 只今反對論が出ましたが私は賛成論であります、私も減多に行つた事はないので(笑聲)今迄に五回位でせう、勘定出來ます、初めは普通の料理屋か何かの積りで行つたのですがあのキャッシュで取るといふ事は非常な強みです、ダンスでも親方が切符の掛賣りにな

( 92 )

( 91 )

つてゐる、現金で取るといふと只十圓でも其の日のキャッシュで十圓取るのと同後で取るのとは大分違ひます、又斯ういふ方法もあるさうです、賣上げの中の割合を賣ふ、例へばウキスキー三十仙位のものを一元に賣つて、其の賣上げを増やす爲めに女給も飲む、夫が中には水もあるさうですが、そして其の一元の中の十仙を歩として賣ふさうです、まあさう云つた事もありまして、あの女給やダンスが替はるの収入があるから替るので、大連や何か、ら始終行つたり來たりして然に採算が取れるから(ヒヤ)と呼ぶ者あり(笑聲)採算が取ればこそ始終行つたり歸つたりして居るのです、一元の税金を出しても割が好い位でせう、着物は汚れたつて眼立たない(笑聲)實際女給を賣見て御座なさい、着物に汚染のついて居ないのは一人も居ません、夫が薄暗い處で見るともつとも判らない、さういふ風に本店と此方と特定のカフェー業者は往復させてゐる、又夫だけの経費を賠償をかけても引合ふのです、之位の税金は少し廉かないかと思ひます(笑聲、拍手)

○副議長(龜澤省朝君) 他に質問ございませんか、又は討論終結と認めます。

○古田治四君 一寸申上げます、先程民間長が、私が額を云つたら夫に御申入れ、がありました、額が少くないといつた事は取消します、但し之から申上げる事は、移動性の多い者に課税す

るといふ事は相當困難だらうと思ひます、佐藤さんはお嫌ひだといふのにビールのかつたかどうかいふ事まで御承知で、どうも中々御研究が深いと思ひますが(笑聲)収入が悪いから移動が多いのであると思ひます、現今のお客が相當悪いのが居て女給に迷惑をかける、といふ事も聞きます、此の種償を相當負擔するといふ事になると、當地の新聞紙上に「實際は知らないのです、行かんものだから」半分は主人持と書いてありますが、主人持が斯ういふ負擔をしたならば其の生活は實際苦しいに違ひありません、條思を設けて徴収せんといふよりも案を撤回して貰ひたいといふ風に希望致します。

○副議長(龜澤省朝君) 他に御質問なくば討論終結と認めます。

○志村正三君 女給と所謂營業者との税金の開きがどれ位になるでございませうか、營業者に營業税をかけてありませうか、夫を調べて下さい、最高と最低で宜しうございませう。

○大橋書記 今帳簿を見まして拾ひ出しが非常に困難でございませう、一番高いのがサロン光が六十弗、新興と申しますのは三十六弗、年額であります。

○志村正三君 非常に經營者が廣いですね。

○早瀬一君 新興、京極、大市は六十元です。

( 93 )

○志村正三君 一番少ないのはどの位です。

○大橋書記 一番多いのは——營業課金の——明石街の明石といふカフェーであります。

○志村正三君 斯ういふ風になりますと非常に營業者の方が營業課金を負担するのが少なくて、使用人である處の女給が割合から云つて非常に多いといふ事實になるのですが、課金に於て斯ういふ風な不合理な仕方がありませうか、意外に思つて居ります、新興や何かが六十元而も年額で月にすれば僅かでありませう、斯ういふ事は甚だ不禮當な課税の仕方と思つて居ります。

○副議長(龜澤省朝君) 他に質問ありませんか、もう大體論争も盡きたやうに思ひますから、第二讀會に入りたいと思ひます、御異議ございませんか(讀會省略と呼ぶ者あり) 御異議なくば第二讀會に入ります、第二讀會では之を逐條審議するのでありますが、一括して一通り條文を讀み上ります。

第一條中 酌婦ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第二條中 酌婦ノ次ニ左ノ通り女給ノ月額ヲ加フ

( 94 )

女 給  
月額銀一弗

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本條例ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス之に對テ何か御修正案ございませうか。

○木下秀良君 私は此の條例全部の撤回を希望致します。

○副議長(龜澤省朝君) 第二讀會では修正の動議が受け入れられます事になつて居りますが、外に修正の動議がなくば第三讀會に入りまして可否を採りたいと思ひます、何か御修正の案もありましたら第二讀會中に……………。

○山田榮治君 私は撤回説を先刻から申上げて居るのでありますが、どうも空氣がどうやら通過しやうなので、通過させますならば但し書を入れてやつて貰ひたいと思ひます、さうしないで大阪あたりは四人以下のもは取らない方針ださうですが、事實斯ういふ點を想程の上に明白に員數は定めませんが、民團長の權限で出來るといふ趣旨を、文句を今出し兼ねますが、私の希望と致します點は、假に之が通過しますと致しますならば、民團長が參事會長に請つて之を免除する事を得、といふ斯ういふ規程に依つてやつて貰ひたいと思ひます、實際カフェーで

( 95 )

あるか食堂であるか飲食店であるかといふ疑問のあるやうなもの、若くは先刻の御返事のやうに四人以下のものといふやうな時、さういふ條項で免除するといふ……………。

○副議長(龜澤省朝君) さうすると山田さんの御意見は月額の次に「民團長ハ參事會ニ諮リ之ヲ免除スル事ヲ得」と斯う入れるのでありますか。

○山田榮治君 さうであります。

○副議長(龜澤省朝君) 字句は又必要に依つて修正する事と致しまして、其の意志に於ては「民團長ハ參事會ニ諮リ免除スル事ヲ得」斯ういふ譯でありますか。

○山田榮治君 さうです。

○副議長(龜澤省朝君) 他に何か御修正案ございませんか(ナシと呼ぶ者あり) 月額銀一弗の次に……………。

○木下秀良君 精神はどういふのですか、或る者はやめる、或る者にはかける、一部やめるので全部やめるのではないのですか、好い収入——つまり負擔力のない者は免除するといふ意味ですか。

( 96 )

○副議長(龜澤省朝君) さうすると修正案に對する賛成者五名ありますと成立しますが(賛成と呼ぶ者多し) 修正案は成立致しました、外に御修正案ないものと認めまして第三讀會に移ります。

只今の原案に加へるに「民團長ハ參事會ニ諮リ之ヲ免除スル事ヲ得」といふ精神の文句を附しまして御賛成の方は起立を願ひます(起立者なし「よく判りません」と呼ぶ者あり) つまり此の趣旨は負擔力のない者には女給税をかけないといふ意味だと思ひます、此の山田議員の御趣旨は、つまり民團長は時に負擔力のない者には女給税といふものは免除する事を得……………。

○山田榮治君 原案に加へ……………。

(原案に不賛成と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 修正案に賛成の方は御起立を願ひます——また此の意味が徹底しないやうでございますからもう一度申します(笑聲) つまり今お諮りするの原案が一つと廢案が一つと只今の山田議員の修正案が一つと、此の三つをお諮りする譯であります(原案からと呼ぶ者あり) 夫じや原案から行きます、原案は先程讀み上げた通りでありますから、原案に賛成の方は御起立を願ひます(起立者十二名) 原案は否決になりました、十二人で否決であります(拍手) 夫では修正

案に付て……。

夫じや原案否決であります、休憩に入りたいのでありますが、其の前に一寸お願ひ申上げて置きます、先程山田議員からお話がありました電報取扱ひ移管の件は、監督官の申出に依りまして速記を削除したいと思ひますから、左様御承知願ひます。

(異議ありませんと呼ぶ者あり)

○副議長(鵜澤省朝君)

議長不馴れの爲め少しく手續きを誤まつて居りました、其の意味に於てもう一度徹底するやうにやりたいと思ひます(笑聲)

議長も不馴れでありますし、議員諸君も初めての方が多いのと、色々お説がある爲め採決の順序を少し誤まつて致しました、採決の順序を一寸申上げます「採決ノ順序ハ廢案ヲ先ニシ修正案ヲ次トシ原案ヲ後トス若シ修正案多數アルトキハ其ノ趣旨ノ最モ原案ニ近キモノヨリ順次採決ス」斯ういふのでありますから、第一に廢案次に修正案次に原案とするのが議事規則にあり、依つて只今の採決は取消しまして改めてやり直します、此の案に不賛成の方は御起立を願ひます(起立者八名)八名でございます、夫では其の次の修正案を致します、此の修正案はもう一度申上げますと、負擔力のない女給の課税は場合に依つて民團長の権限で免除する事が出来る、といふ伸縮性を有つた案であります、條文の趣旨は「民團長ハ參事會ニ諮リテ之ヲ免除スルコトヲ得」といふ但し書を付けての修正案であります、此の修正案に賛成の方は御起立を願ひます(起立者五名)五名であります、夫では修正案否決であります、では原案に賛成の方は御起立願ひます(起立者十二名)只今の起立は十二人でございます、一寸お待ち下さいませし……此の人数の儘一度休憩したいと思ひます、少し逐條に討論の點があります、旁々休憩致します。

一寸申上げて置きますが、新聞記者席の方に一寸御註文申上げて置きますが、其の筋の御希望もありません不詳事件問題、管外地の問題夫から今後又或は出るかも知れませんが其益會の問題等に付ては餘り、餘りではありません、新聞にお書きにならないやうにお願ひして置きます夫では休憩に入ります、十分間

午後十一時再開

○副議長(鵜澤省朝君)

では之から再開致します、只今の日程第三「雜種課金條例中改正ノ件」であります、只今採決報告に付て、有効票數派に分れ……といふ條項がありましたから、夫が爲めに採決の

方法に疑義を有しましたので、採決をしない儘に休憩に入つたのでありますが、改めてもう一度御説明申上げます、只今の結果は廢案八、修正案五、原案十二といふ形になりましたので、今研究の結果此の方法は誤りである事を發見したのであります、改めて此の決を採りたいと思ひます、先づ廢案に御賛成の方も一度御起立下さい——原案に不賛成の方(起立者五名)夫では殘餘の方は大体此の案を賛成と認めます、就きましては茲に原案に對して修正案が、先程山田氏提出の修正案がございまして、此の案に對して賛否を採りたいと思ひます、從つて只今廢案に賛成の方も、残りました此の修正案と原案の二つのどちらかに、賛否を決して頂かなければならない譯でありますから、第一に修正案に御賛成の方御起立を願ひます(起立者十二名)私も修正案に賛成致します、起立の中に入つた事に致します、此の結果二十六人の半々といふ事になります、そこで其の採決權二票ありますから、十四になりますて修正案都合十四名になりました(拍手)

(議長偉い)「公平」等と呼ぶ者あり)

修正案可決確定であります。(拍手)

夫では

日程第四、天津療病院諸料金條例中改正ノ件讀會を省略してやりませうか。

○山田憲治君 提案者の説明もないのに……(笑聲)

○副議長(鵜澤省朝君)

やはり願ひにやつて行きたいと思ひます、成る可く議長が最初に申上げました意志を汲んで頂きまして、餘り無茶苦茶に停滯しないやうにお願ひ致します、夫では提案者より御説明願ひます

○民團長(白井忠三君)

本案の専門的問題は何れ衛生技師の方から説明申上げます、茲に提案致しましたのは單に療病院の入院者から、原則は無料でありませうけれども實力の有る者に付ては、一日の入院料を取つても好いといふ精神を決めるのであります、其の趣旨は理由にも書いてある通りで、實際相當實力の有る方は療病院の厄介になつて退院する場合に、何等かの謝意を表したいといふ方も少なくないのであります、斯ういふ公共團體と致しまして、規程として色々の謝料を取るといふ事も出来ませんのであります、已むを得ずは入院者の側では寄附をして頂く、何か品物を買つて病院に寄附をして頂くといふ事が、今日迄數回あつたのであります、最低の入院料を決めて置かしてさういふ方からは取つても好いといふので、斯ういふ規程にしたのであります、此の收入に依つて病院の色々の改善施設を加へて行く財源だと思ひます、只今配布致しますが療病院の中に先年來設けられました結核病の療養室といふのがあります、之の如

きは土地の實情が結核患者が非常に多い、内地の各地の比例がある其のどの地方よりも非常に多いといふので、經費が許すならば此の結核患者の治療室はもつと擴大したい、といふ希望を衛生擔當者の方では持つて居りますが、民団は團費必迫の際そう澤山擴大も出来ませんが入院料を取る事には其の財源を得られるのであります、此の意味に於て本案を提出したのであります、同時に從來、共益會が經營すべき實費診療所を療病院に包括して居りましたのが、今度共益會の方へ返す事に致しました、尤も療病院が新たな場所に移築される迄は、矢張り従前通り一緒にあるものであります、費用の負擔といふ事は、從來共益會から民団の方へ五千元拂つて、實費診療所の經營を委託を受けて居つたのですが、今後實費診療所に關する限り共益會の將來の經濟で收支共助ふ、從來の療病院即ち傳染病治療、治療並びに公衆衛生を擔當するといふ風に分つたのであります、之等の問題に付ても又本案に付て何か御質問があるならば、お答へする事にしたいと思います。

○木下秀良君 先程事務報告の處でお伺ひするものであります、療病院の此の處で質問して呉れたいお話をいたしましたから茲に聞きます、先程私が氣附いた點であります、法現類聚一二五頁に「傳染病患者届出及相互通知ニ關スル協定、大正元年六月行政委員會決議」斯ういふ條例がありますが、之は大變害にやつた規則でありまして、今國法八種傳染病は十種傳染病になつて居りますし、三の「麻疹、猩紅熱、百日咳、耳腺炎等ノ場合ニハ單ニ患者ノ數ヲ届出ルヲ以テ是レトス」といふ事が書いてありますが、現在に適用しない協定であるのでありますから、幸い民團長も來られたのでありますから、各租界の首腦者とも一度協定を仕直して頂きたいのであります、八種傳染病を十種にして頂きたい、夫から今迄斯ういふ協定がありました、毎週一―第五に「毎週理事ハ諸通知ヲ集メテ其租界内ニ在リテ醫師全數ト其租界ニ駐電スル軍隊ノ醫務長ニ之ヲ報告スヘシ」と書いてありますが、之が今迄餘りやつて居なかつたのであります、毎週々々やらんでもいゝのであります、成る可くならば其の發生した傳染病を一週間以内位に通告して頂きたいのであります、大分一固めにして通知して居るやうであります、其の通知も主に日本租界内に留まつて居りまして、猩紅熱が今支那街に發生して居るが來やせんか、さういふ風な我々の預防に於ても所謂發生の豫備知識で發見を早くする事が出来るのであります、幸い協定に「各國租界ハ相互間ニ其届書ニ關シテ通知ヲ交換スヘキト」と書いてありますが、支那街に於て發生しました傳染病患者届を、防疫は民團がやつて居りますが、第一線に立つて居る開業醫が發見する事が多いのであります、今支那街に始まつたが日本租界にも來やせんか、今支那街に始まつたから天然痘が日本租界に入つて來ないか、といふ考へを持ち豫防策を講ずる必要があると思ひます、幸い偶々今日民團長が來られたので古い

( 102 )

( 101 )

規則を改正して、改正する以上は「通知警報」といふ風なものにしまさか、鬼に角此の協定を實行して頂きたい、其の希望を述べて置きます。

○藤谷信治君 此の民團長の説明に依りますと、資力有る者に付て取るといふ事は、一方に於て結核病の治療に其の費用は行くと思ふ、斯ういふ精神に先程から聞きました其の精神は私も敢えて不賛成ではありませんが、併し此の但し書の處を私は二段に分けて貰ひたいと思ふのであります、之は傳染病と結核病を一括して居るから、斯ういふ結核病の方で入院した人でさういふ能力のある者から取るのは、之は好いかも知れない、併し傳染病患者からは成る可く取つて貰ひたくない、殊に此の文句が悪い「相當ノ資力アル者ニツキ」傳染病等に付て「相當ノ資力アル者ニツキ」といふのは甚だ面白くないのじやないか、で、出來れば傳染病と結核病と別に分けて、夫から此の文句に於ても「彼ス」といふ事は傳染病の場合不適當だと思ひます、傳染病からは取るものでないといふ考へであります。

○古田治四郎君 先程事務報告の時に一寸伺ひましたら、療病院の問題があるから其の時にといふ事でありましたが、實費診療を共益會の方へ移管された事は、何か相當の理由があるのですか、其の理由を一邊伺ひたいのであります。

( 104 )

( 103 )

理由と云つて特にありません、此方から向ふへ移管したといふのではなくして、此方へお預けになつて居たものを彼方から返せといふ事で返したのです、實際の内容から申しますと實費診療所といふものを段々擴大して行く、といふ居留民の多數の御希望から、現在では療病院の仕事といふものは、實費診療所の仕事と比較して、實際の仕事は療病院の仕事としての事柄が少なく、實費診療所の仕事の方が多いためです、尤も傳染病が流行り、一頃のやうに猩紅熱患者が多い時はさうもありませんが、實費診療所が擴大されまして、實費診療所が傳染病の流行に關係なしに、段々患者も増えて行くといふ事になりまして、療病院の中の實際の分量は費診療所が多くなつたし、實費診療所は民團の仕事でなくて共益會の仕事で、從來民團は療病院を主として、實費診療所は共益會から五千元の交付金を受けてやつて来たのであります、今度實費診療所の仕事が多くなつて來ますから主たる共益會に戻して、共益會が主としてやる、療病院の費用は民團が負擔して民團が出すのです、實費診療所を共益會に返したのには、強いて申せば、共益會の仕事である實費診療所の仕事の高が増えて來ましたから、五千元では足りなくなつてもう千五百元取つていかなければならない夫位なら自分でやらう、といふ事でお返したのであります。

○古田治四郎君 判りました、之は事實を知つて居らんから判りませんが、實費診療所として實

際、費用よりも少し高くなつてゐる、開業醫に等しい事になるといふ非難が聞えますが、此の點はどんなものでしょうか。

○門田技師 療病院の方は大体變らないと思つて居りますが、但し之からはどうなるか、夫は私では判りません、今の處は大體變らないと思つて居ります。

○古田治四郎君 診察券を買つて行けば、診察費がないと倍額になるといふ……。

○門田技師 夫は前からそうなつて居ります、實費診療規程に依つて初めから診察券を持たないものは天津醫師會の規程に依つて、診察券を持つて来たものは實費診療規程に依ると書いてあります。

○古田治四郎君 方法は變りませう。

○門田技師 實費診療は私から来てからすつとやつて居ります、今始めた事は違ひます。

○志村正三君 私は此の實費診療所を共益會に返すといふ事に對して色んな矛盾、差違を感じて居ります、一言申上げます、元來實費診療といふものは實民と申しますから比較的収入の少ない人々の救済の意味を含んで居るものであるといふ關係上、此の實費診療に對しては我々醫者といふ立場からしても少し考慮したいと思ひます、民團長の先程の施政方針と大きな關係が將來あります、社會的の救済、貧民に對する、社會的の救済をする機關が、天津に於て少なうとも施設的の公的機關がない、といふ事を以前から私は甚だ遺憾に思つて居るのであります、實費診療なんかは状態としても施設機關にならなければならぬと思つて居りますが、民團長の御方針から云つても必要であると思つて居ります、實費診療を共益會に返したといふ事に賛成して居るものであります、先程の説明に依りまして共益會の預けて居つたのを返したといふ事を承知しましたが、今迄移管したと信じて居りまして、之に付ての利害、得失を考へて居つたのであります、此の實費診療所が居留民の福祉といふ事を根據として居る以上、共益會に移管した事が居留民の幸福であるか、民團に置いた方が幸福であるか、此の點に付て相當審議する必要があると思ふのであります、實費診療は此の國民保健上非常に大切な事であり、夫以上に施設機關の必要といふものを現在に於て痛感して居るのであります、斯ういふ建前から行きますと、民團長は共益會に返すといふ事に付て何か期する處あつてやられたのであるか、夫とも判然とつて居りましたのであります、尙療病院に委託して居つた方が色々な経費の、色々な諸経費を民團と共益會とを混同させない意味に於て、從來の方がやり好いかと思ひます、何故かと申しますと、實費診療を療病院でやるといふ場合、共益會のお醫者さん一人では完全じゃありません、どうしても療病院關係の租界からして供給を拂つて居る職員にどうしてもしなければならない、又其の間に密附其の他の件に付て

不合理な點が表はれて来ないか、斯ういふ點に疑義を有つて居ります。先程此の議案の中の但し書に付て醫務員からも御意見がありました、法定傳染病で療病院に隔離はしなければならぬが、療病院でなくとも外の病院でも好い傳染病の場合、経費が廉くて済むからして自分から療病院を希望して行く患者もありません、外の病院に入院して隔離して居る患者もありません、實力アル者」と云つて相當料金を徴収するのは、相當の實力といふのはどういふ程度を以て相當な實力とするか、其の判定に苦しむのであります、第三者から見ても非常に景気が好いやうであつても實際は悪い場合もあり、又悪いやうに見えて好い場合もある、斯ういふ風な點から見て「相當な實力」といふ判斷が困難であるに拘はらず、不祥事件の——取つたけれども取らない事になつて居つたといふ事が——起り得るやうな原因が、色んな犯罪を起し易いやうな原因を、我々は此の際識しみたいと思ひます「實力アル者」といふ此の語に付ても少し考慮して見たらどうかと思ひます、考慮するといふ點は、どうしても療病院に入らなければならぬ者が、之は強制的であるからどうかと思ひます、之は實力の程度に依るからして實力の有るものが療病院に行くかと思ひます、普通の病院にかゝる者が多いのであります、結局實力の關係で療病院に入るといふ事になります、さういふ事になりますとやはりさういふ貧困の者から取るといふ事もどうかと思ひます、此の意味ももう少し考慮してみたいと思ひます。

○菊地新一君 志村議員の仰りました事は、私がお尋ねしやうと思ふ事と略々似て居ります、略々似て居りますが、重複になるかも知れませんが一應お尋ね致します、今度共益會から委託されて居つた實費診療、此の事業が民團から共益會に返された形になつてお返しした、頼まれたから此方でやる、其の頼まれた仕事を向ふの請求に依つて共益會に返したといふならば、考へなければならぬと思ふのであります、昨日の民團長の云はれた「是々の事をやりたいと思ふ」といふお話の中に社會施設といふ事がありました、實費診療は社會施設の中の大きな事業だと思ひます、今迄は料金を徴収致しまして診察して居りましたが、色々北支明助の聲に浮きまして當天津に参ります日本人も増加の傾向を帯びて居ります、明助は何時迄続くものか知りませんが、木下議員からも色々お話がありますが、相當日本人間に貧困者が續出してといふ譯でもありませんが、多いうやうに思ひます、比較的少額の金で出来るだけ完全な施設をするのが實費診療じやないかと思ひます、實費診療は今後は無料にして頂きたいと思ひます、どうしても療病院のお醫者さんでなければいけません、夫は遠慮は要りません、信するお醫者に診て貰ふといふ事は之は當然です、其の場合に相當の醫師會の規程に依つて徴収される事も好いかと思ひます、夫で此の實費診療が共益會に還元された、そして其の診察して居る場所は療病院の中で診察して居るのであります、表面上の出来事だけが變つたが内容は變らない、

共益會から一人のお醫者さんを共益會の費用で請つて、若干の看護婦、事務員も増えたかも知れませんが共益會に還元してもお醫者さん一人頼まれただけでは、今迄の診察はたつた一人のお醫者さんで出来たものでなく、現在の診察機關に依つて助けられてやつて来たものであります、其處に矛盾を見るものであります、辨病院の移轉も一年後になるか二、三年後になるか、また敷地さへも決まつて居ない、辨病院が建つかどうか判らないといふ事でありまして、實費診療は療病院で従事しなければならぬと思ひます、信じて居ります、器具やら藥物でも之は民團である、之は共益會の分であるとして夫々に集めて使はれませうか、之は共益會で買つた藥物であるから之は實費診療に使ふ、之は民團の買つた藥物であるから防疫衛生に使ふといふ風に制限は出来ないと思ひます、一寸考へましても共益會が一人の醫者を頼んだだけで、實費診療に従事し得るものでありません、門田、大塚醫師が藥劑員に對して共益會はどういふ風な報償をして居ませうか、之は甚だ不可解だと思ふのであります、何時まで續けて行かれるつもりか、民團の方の負擔が多くなると思ひますが、共益會と民團とに特別の申合せが取交しがございますか、其の邊……。

○民團長(白井志三君)  
先刻來色々の御意見に對してお答へをする暇がありませんでしたから、第一に木下君の御注意

は有難く拜聴致しました、全く氣附かず居りましたが、大分古い規程でありますので充分研究致しまして、御意見に添ふように致したいと思ひます、鹽谷君からの御意見の條文殊に字句が不可だといふ事でありましたが、先づ菊地君の質問にお答へしてから、字句其の他の修正は後から第二讀會で伺ひたいと思ひます、大体に療病院の實費診療の出来ました時は、丁度前に私が居りました當時で、大体の経過を私存して居りますから、申上げますが、只今志村、菊地兩君のお考へとしては、民團としてやつて居つたものを共益會に移管したといふ考へを述べたといふ風に承りましたが、夫は前の歴史を御承知ないので思ひますが、元々辨病院に相當なお醫者さんをお頼みして置かなければならぬ事は、民團として公衆衛生を重んずる意味から、民團の財政の許す限り相當立派なお醫者さんを迎へなければなりません、どういふ傳染病が流行して來ても或る程度迄差支へない準備を何時もして置かなければならぬ、療病院の内容を整頓して置くには人も増え人件費も膨脹する反面は、國家の軍備と同様に公衆衛生の目的が達せられれば達せられる程お醫者さんの手は空いて居る、お迎へして防のお醫者さんの手が空いてあるといふ事を考へれば、實費診療といふ社會施設をやつたら好いじやないか、といふ事がある、此の實費診療の起源であります、其の後民團の施設の中から日本人に限り利益を享受する仕事を共益會に分つ共益會に移譲するといふ譯になりまして共益會が出来ました、租界内の支

那人の患者を收容するだけの設備は出来て居りませんが、公衆衛生の傳染病防といふ點は支那人も利益を享受して居るが、日本人のみを対象とした實費診療所は共益會が出来た以上共益會に移す方が適當であるといふので、一、二其の處置が誤まつて手續をやり直したりしました共益會のものとするのであります、今申すやうに全然別個に起つたのであります、辨病院のお醫者さんの手の空いたので實費診療をして貰へば、居留民の比較的下級者の爲めに非常に幸ひである、といふので此の仕事をしたといふのが初めからの歴史であります、今日門田技師以下民團で供給を拂つて居る人達が同様の仕事をしたいといふのは、共益會に移譲した最初の成立もかう考へると不思議でないものであります、私が前任前の事と伺つて居りますが、實費診療所の成績が良くて、多數の聲がもつと實費診療を擴張して呉れといふ要望でありまして之は民團に出たのでなく共益會に出たのですが、夫で只今新規に井上先生を共益會が迎へられた譯です、此の方は民團の業務に關係なく専門に實費診療にかゝつて居られる譯です、其の他の門田、大塚技師は今申すやうな事情で實費診療を助けて居る、夫は共益會の方から囑託して居る、井上醫師並びに看護婦の外は囑託して居ります、現在のやうに傳染病患者が多い時は無論井上先生にも診察して貰ひ、有効に双方が努力を分つといふ意味で、人事の主体は民團に屬して居るのであります、藥品其の他も御有る通り全然世帯の違つたものは面倒であります

共益會の材料は別に居りますが、私は此の關係は申上げて見れば一つ味の中の一方の半分と半分が片方が瘦せる時は片つ方も瘦せる、片つ方が肥る時は片つ方も肥る、此の半分づつが共益會と民團との關係で、一方が利し一方が損をするといふ事はないと思ひます、傳染病藥品は民團で買ふ、實費診療で使ふ藥品は共益會で買ふ、と大体は内容を分けて居ります、共益會の方としては居留民多數の要望に従つて實費診療の擴張をする、で豫算編成の時に際して元の通り返すといふ事になつたのであります、此の豫算の剩付けを致しました時に民團からは大分豫算が、費用が減るのであります、共益會は増えるのであります、増えるのであります、或は診て貰ふ患者の数が増えて収入が豫算以上に多ければ、餘り大きな負擔はしないで實費診療の擴張は出来ると思ひますが、之は將來の事で大体の豫算で決めた推測しか判らんであります、傳染病患者の入院料を取るのには面白くないといふ御意見は、鹽谷君と木下君からございましたが、此の條例にありません通り無料が原則であります、相當の責力ある者からは取つて好い、取る爲めに擔當吏員が不正をしたといふ疑ひを受るといつた御懸念は、進んで取るといふよりも拂ひたいといふ者から取る建前で行きますから、毛頭さういつた事はないと思ひます、又法定傳染病から入院料を取るといふ事は結構病者と別問題だが、兎に角大阪でも傳染病院で傳染病の有料の料金を取つて居ります、取る事は差支へないといふ例が各地にあるのでありま

( 110 )

( 109 )

( 112 )

( 111 )

(114)

いふ事は社会施設として民衆でやつて頂きたい、夫から實費診療を無料にしたいといふやうな事に行つては、民衆長は何か御意志の表示がありませんか、實費診療は無料にして頂きたい、斯ういふ事を共益會の方へやるにして、此方でもやる事にして、御確答を願ひたいと思存します。

○藤谷信治君 今列地さんの話を聴きますと、共益會に此の實費診療が移つて行くと思存するの趣意が幾らか民衆でやるといふよりも減殺されませんか、夫に付て民衆議員としては何にも云ふ事が出来ないといふやうな話がありましたが、此の實費診療が今後共益會の方に移るやうになりましたといふ事に付ては、私は思ひますに、此の實費診療の其の効果が段々現はれて参りましたが、尙一層此の効果を増したいといふ爲めに、現民衆議員の足立氏から非常に其の點を提唱された事があつたのであります、夫が元になつて實費診療の専門の醫師の方が見える事になつて之は共益會で迎へる事になつた、斯ういふ事もありまして、一方に於て民衆は日本人のみの民衆でない多數の支那人もある、併し實費診療といふものは支那人を包含して居ないので、民衆としては實費診療といふ建前からして支那人も入れなければならぬが財政が許すものでない、之は日本人に限つての此の實費診療であるからして共益會の方に移した方がより効果的であるといふので、移したと思ひます、先程民衆長の答へにもありましたやうに、今次井上醫師の來られた事は既に實費診療をして効果あらしめんが爲めに井上醫師を迎へたので

(118)

ます、此の取る方が原則で生計困難なものは免除しても好い、斯ういふ風な事になつて居ります、當地の原則は今申すやうに無料が原則で拂ひ得る人から取つて好い、此の建前にしたいといふ譯でありますから、運用上には却つて無料である爲めに相當の資力の人がお體の方法に困る、といふ事を救ひ得て情勢に適するのしやないかと思ひます、そして夫が結構療養所及び治療病室全部の費用に幾分の足しになれば大變結構だと思ひます、大分長くなりますのでお答へが漏れて居りましたならば重ねて御説明致します事にして終ります。

○菊地新一君 只今白井さんのお答へを承はつてどうも矛盾を有せんかと思ふのでありますが、成る程實費診療といふものが共益會から委任された委任事項である、といふ事は御説明に依つて判りましたが、併し一方斯ういふ社会施設を自治主体が、貴下が民衆長として大いに民衆の仕事をやらなければならぬといふ時に際しまして、實費診療といふものは民衆でおやりになつた方が好いと思ふのであります、民衆の仕事は別に増えて居るやうにも思ひませんが、時運の進展に伴ひまして刻々情勢の變ります世の中に於て、實費診療を共益會に返したといふのは何か有利な、例へば共益會の方に持つて行けば煙幕に包まれたやうな形で民衆議員でも口が出せないからうさくさくしない、うさくさくしない處に持つて行けば好いといふ考へが、大なる時代錯誤じやないかと私は考へます、今後また之は相當検討と思ひます、是非とも斯う

(116)

してないで日本人のみに許して居るのだから、民衆の方でやつては工合が悪いから共益會にやつた、然らば今迄日本人を實費診療をやつて居たじやないか、支那人に遠慮して共益會に移すといふ心配はないと思ふのであります、今迄に日本人の實費診療を療病院でやつて居らないならば致し方ありませんが、之を支那人に懸念して共益會に移して了ふといふ私は其の點に付て飽く迄反對であります。

○植前 香君 議事の進行に付て一言したいと思ひます、大變時も遅くなり、御意見を承はつて居りますと何時迄も病院の問題に終始しまして、療病院諸料金改正案に觸れる事は少ないと思ひます、もう少し議事の議題外に直る事は控へるやうにしたいと思ひます。

○藤谷信治君 私も列地さんと應酬するのは甚だ面白くないやうに思ひますが、實費診療は民衆がやつて居つた民衆が事實やつて居つたのです、共益會から夫に要する費用を買つた形でやつて居つた、支那人の診療をしないのは共益會から費用を買つたといふ逃げ道を持つて言譯をしてゐた、さういふ苦しい事をやるよりは共益會でやる方が好い、といふ考へから斯ういふ事になつたのじやないかと僕は思ふのであります。

○木下秀良君 植前議員から只今お話がありました、療病院に於ける實費診療關係の問題は之迄出なかつた事でありまして、私は本議案に付て民衆長の御意見を伺つて置きます、取るの

(115)

ありまして、現在の療病院の門田醫師共の他の人も之はきつとお手傳ひなる事でありまして、療病院の中の民衆の方は實費診療よりも以上に關心を有たなければならぬ公衆衛生といふものがあります、チフス病や猩紅熱の發展する原因を極めて頂かなければならぬ場合がある、斯ういふ化がしい方が實費診療に當つて居るは支障を來たす、といふので井上さんを迎へられた、でありまして今列地さんのやうな懸念は之は毛頭事實に現れた事もなし、又之からもないと思ひます、此の議案の字句は訂正は第二讀會の時に申上げますが、今民衆長のお話に依りますと、日本でも取つて居るからといふお話であります、私も敢えて不賛成ではありませんが、今も民衆長のお話にありまして大體に於て無料といふ建前だといふ事でありまして、夫以上の不賛成はありませんが、併し此の但し書の處、之を讀みますと如何にも法定傳染病患者からも入院料を取るやうであります、無料と書いてあつても大低出さなければならぬやうな恰好に見えます、字句の問題は第二讀會に譲りますから、精神としては無料をやつて頂きたい結核病に付ては無料をやつて頂きたい、とは敢えて申しませんが、傳染病の方は意味が違ひますから……。

○菊地新一君 貴下と議論するのじやございませんが、只今貴下のお話の中に、今迄療病院でやつて居た診療が之から益々發展するだらう共益會に移した理由も實費診療は支那人に許

(117)

が本来の目的ではない無料が原則である、といふ事であり、何か大へん誤解を起し易いと思ひます。理由の處に「本院ノ入院料ハ原則トシテ無料トスルモ日本内地ノ實狀ニモ徴シ賣力アル者ニツキテハ低額ノ入院料ヲ徴收シ得ル事トシ其收入ヲ本院設備ノ改善費ノ一部ニ充ツル事妥當ナリト認メタルニヨル」と書いてありますが、入院料を之だけ取つたからよこせ、衛生費の豫算はあるが俺の方は之だけの入院料を取つたからよこせ、といふ事は云へないと思ひますので此の理由は薄弱だと思ひます。さう考へますと結局此の大休の入院料が寄附行為を止して入院料の形式で取つた以上は民間の金庫に入るのでありまして、療病院の設備は衛生費の方から出るのでありますから、何も苦んで入院料を稼がんでよいのであります。やはり寧ろ現在のまゝにして置いて、寄附行為をされる方は病院に就るものを寄附して貰ふ、一枚額を外来患者の待合室に寄附しやうとか、毛布代を寄附しやうとか云つた風に、一寸衛生費の豫算にも「経常部、臨時部にも」上せられないやうなものを寄附して貰ふといふ方が、寄附行為を許さんで入院料の形式を取つてするよりも、寄附して頂く人からは其の人の趣旨に叶つたものが出来て好いと思ひます。入院料の形式で取ると民間の金庫に入つてしまふ、一方衛生費は経常部及び臨時部の豫算で取るのだから、入院料を之だけ稼いだから之だけよこせといふ事も云へまいし、前々から御承知の通り不祥事件もありましたので、或ひは之を引用する人があつて、無料が原則であるから報復の方は無料にして患者からは取るに云つたやうな事があつては、今のやうな機械の缺陷があつたのにといふ事を起すやうな、泥棒養成を(笑聲)言葉が過ぎるけども、所謂ルーズなやり方をして居るといふ事が、感心出来ませんのであります。其の點一つ御考慮を願つて—私の意見は斯ういふのであります。

○民團長(白井忠三君)

之は御意見の相違でありますから繰返しても何であります、木下君の仰る寄附行為の方は患者の方からやり難いといふのが、従來の實例に見ると、規程に依れば簡單だが寄附行為だと十元位と思つても品物に依つては十五元も十八元も出さなければならぬ、品物といふ事になりますと、結局どう／＼病院が必要なるものを準備するといふ都合の好い事になりません、入院料を取ると民間に入る、夫で以て改善費を直ちに渡入が増えるだけ衛生費ばかりの仕事を按配して行けるといふ事なのでありますから、寄附といふよりも此の方が好いと思ひます。一方又無料が原則でありますから強制致しませんといふ事の爲めに、其處に弊害が起りませんかといふ事でありまして、大体内地の規程は斯ういふ資格の者は拂はなければならぬといふ、斯ういふ事も決めて居りまして、斯ういふ者から取る之は施設といふ、仕事の本質から行きまして決めて居ります、當地は無料が原則でありますから、何萬元といふ資財を有つて居りまして拂ひ

(119)

たくないと思つた者があるとしても、民間では取る事は困難であります、之は今後機構を整備してさういふやうな事のないやうに我々の考へて居る事でありまして、決して御心配のないやうに致しますからどうか其の點は御安心下さい。

○副議長(龜澤省朝君)

大休論旨も盡きたやうに思ひますから第二讀會に入りたいと思ひます、御異議ございませぬか御異議ないものと認めまして第二讀會に入ります、若し御修正案でもございしたら……。

○鹽谷信治君 私は法定傳染病の方は無料の取扱ひにして、但し嘗の處を斯ういふ意味に「但し法定傳染病患者ニ付キ銀一弗以上ノ入院料ヲ受クル事ヲ得」夫から項を改めて「結核病患者ニ付キ銀六十仙以上ノ寄附ヲ受クル事ヲ得」字句は其方考へて……。

○副議長(龜澤省朝君) もう一度……。

何かお書きになりましたらどうぞ夫を……。

○鹽谷信治君 一行でも好いのですが、私の訂正の趣旨は傳染病患者の方から成るべく取らないやうにして貰ひたいので、寄附をしたいといふ人に對して斯ういふ額を示すといふ其の點に付て、結核患者は是々のもの傳染病患者は是々のものといふ標準を示したのです。

○副議長(龜澤省朝君)

外に修正案は……。

○橋本鏡太君 私も大休鹽谷氏と殆ど意見を同じうして居りますが、先程民團長の説明に依りますと、強制力の徴收の方法を取ると云はれたのに付ても我々は疑念を有つて居ります、もう一つは法定傳染病に料金を取る處は内地に於てはなかつたやうに思ひます、此の點は是非除外して頂きたいと思ひます、修正案は「謝禮ヲ希望スル者アル時ハ一日結核病患者六十仙以上ノ寄附ヲ受クル事ヲ得」「徴スル」とか「資力アル者」とか成るべく除外した方が好いかと思ひます。

○副議長(龜澤省朝君)

何と修正しますか、もう一度……。

○橋本鏡太君 「謝禮ヲ希望スル者アル時ハ一日ニ付キ結核病人六十仙以上ノ寄附ヲ受入ル事ヲ得」法定傳染病ノ分だけを除けて頂きたいと思ひます。

(118)

(118)

○副議長(龜澤省朝君)

「寄附ヲ受入ルル事ヲ得」ですね。

○橋本義太君

ハイ

○副議長(龜澤省朝君)

もう一度云ひますと「謝禮ヲ希望スル者アル時ハ一日ニ付キ結核病患者六十仙以上ノ寄附ヲ受入ルル事ヲ得」斯うですな。

○伊丹關次郎君 此の但し書は大体の御趣旨は寄附行為の希望者を前例として、但し書は「積蓄資力アル者」とされたのでせうが、矢張りさういふ前例の下に斯ういふ風に書いては好いと思ひます。「但し入院料ヲ支拂ヒテ希望シ申出ヅル者ニ付テハ」夫から民團長の御趣旨が寄附希望者といふ事の趣きを云はれた、さういふ人もあるからして一般に入院料を徴収したら、といふのだつたら又變つて來ます。

○副議長(龜澤省朝君)

もう一度はつきり……。

○伊丹關次郎君 「入院料支拂ヒテ希望シ」此の「希望シ」といふのは「希望ヲ」でも宜しうございませうが「希望シ申出ヅル者ハ」斯うしたら判然りしないかと思ひます。

○副議長(龜澤省朝君)

私から申し上げます「入院料支拂ヒテ希望シ申出ヅル者ハ」といふのを但しの下に入れるのですな。

○志村正三君 私は先程申しました通り、若し貧困の者があつた場合に困るといふ事を思ひますから、何か但し書に名案はないかと思つて居りますが、斯ういふ風にしたらどうでせう、入院料支拂ひ能力ある者につき、其の手續きを療病院が勝手に手續きしないで、能力ありといふのは民團が財政状態、收入状態が判りますし、療病院から通知があればどういふ家からどういふ人が入院して居るといふ事が、大体連絡を取れば判るのでありますから、さういふ風に連絡を取りましてやれば、勝手に療病院の方でも収入をこまかし得ず、民團の方でも極く適當な入院料支拂ひ能力者を公平的に決り得ると思ひます、さういふ意味で今の訂正をしたらどうかと思ひます。

○副議長(龜澤省朝君)

貴下の仰有るのはどういふ風に……。

○志村正三君 「但し査定ハ民團ニ於テ云々」と(笑聲)

○副議長(龜澤省朝君)

一寸お語り致します、此の修正案は各五人づつの賛成者が要る事でございませうから、初めの方から賛成者を求めます、鹽谷さんの修正案に賛成の方はございませうか。

(讀んでみて下さいと云ふ者あり)

鹽谷さんの修正案は「入院料無料」といふ次の、但し書の條項を直すのであります。「但し法定傳染病患者ニ付キ銀一弗以上ノ寄附ヲ受クル事ヲ得」項を改めて「結核病患者ニ付キ銀六十仙以上ノ寄附ヲ受クル事ヲ得」

此の案に御賛成の方ございませうか、此の案は賛成者三人でございませうから不成立になりました。夫では橋本氏の修正案を一寸申し上げます。

○橋本義太君 一寸議長、先程忘れましたが、入院料無料の次に但しを入れて頂きたい。

○副議長(龜澤省朝君)

橋本議員の修正案は「但し謝禮ヲ希望スル者アル時ハ一日ニ付キ結核病銀六十仙以上ノ寄附ヲ受クル事ヲ得」此の修正案に對して御賛成の方がありましたら御起立を願ひます、確かに御賛成者がはいやうでありますから此の修正案も不成立であります。

では伊丹氏の修正案に對して、此の修正案を一寸申し上げます「入院料無料」の次に「但し入院料支拂ヒテ希望シ申出ヅル者ニ付キテハ」以下原案の通りであります、此の修正案に對して御賛成の方は御起立を願ひます、外に賛成者なくば此の修正案も不成立であります。

次に志村議員の修正案に對して一寸申し上げます。

(原案々々と呼ぶ者あり)

「但し入院料支拂ヒ能力アル者ニ付キテハ」以下原案の恰好であります、此の案に御賛成の方はございませうか。

○志村正三君 民團で査定するといふ事を一寸書いて下さい、「但し支拂ヒ能力アル者ニ付テハ每一日法定傳染病一弗以上ノ結核病銀六十仙以上ノ入院料ヲ……」一寸。

「支拂ヒ能力アル者ニ付キ民團ノ査定ニ依リ」斯う入れたら好いでせう(笑聲)

○副議長(龜澤省朝君)

志村議員の修正案を一寸申し上げます「但し入院料支拂ヒ能力アル者ニ付キテハ民團ノ査定ニ依リ每一日法定傳染病銀一弗云々」以下原案に同じであります、此の案に御賛成の方は御起立を願ひます、賛成者合計三名でありますから此の案も不成立に終りました。夫では原案に移ります、指修正案は不成立に終りました、第三讀會に移りまして異議ありませんか、異議なく

ば……………

○志村正三君 昨日民團長が協議會席上其の他に於て、我々が思ふて居る處の、不祥事件の再びないやうに取り計らうと聲明されましたが、如何なる方法に依つてないやうにし得るか、どういふ、風な案がありますか、案を示して頂きたい。

○民團長(白井忠三君)

今具體的の案はございません、併し考へれば案が出来る事と信じて居ります、從來の色々な缺陷を夫々幾構の改正に依つて補なひまして、將來再び不祥事件の起らないやうな状態を、各方面から考へて整備する考へであります。

○志村正三君 現在此の療病院の中にも皆情實關係のものも入つてゐる……………

○副議長(龜澤省朝君)

御意見の提出はお差控へを願ひます。

○志村正三君 夫では民團長の云ふた處の言を信じて、斯くの如き事のないやうにやるといふ言を信じて此の質問を打ち切ります。(拍手)

○副議長(龜澤省朝君)

第三議會に移ります、原案に御賛成の方は御起立願ひます。大多數と認めます、可決。

(125)

(126)

(議長緊急動議がありますと呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君)

一寸待つて下さい。

只今監督官より會期一日延長する旨御通達がありました、御報告申上げます夫から明日の開會は開會の初頭に申上げましたやうな趣旨に基きまして、午後二時から開會致します、議案も澤山ある事でございますから定刻御参集願ひます。

○木下秀良君 緊急動議があります、毎日夫々議員諸君が此の民會に出席されまして、私も其の一員に加へて頂きます事は光榮と存じます、我々が休憩に入つてもお茶も飲む處もない、之は一つ議長の取計らひに依つて民會議員にお茶位ゆつくり、ゆつくりでなくとも一寸でも飲めるやうにお計らひを願ひます。

○志村正三君 三時に明日開會するといふ事は突然ははれても困ります、もつと早く通達して呉れますと斯ういふ事も取計らひ出来ませんが、元來此の民會の朝日を二十八日にしたといふ點に於きまして私は不満であります、斯ういふ風にすればこそ三時にしなければ間に合はないといふやうな事にしたといふ事は、民團當事者の故意にやつた事かどうか判りませんが、三時にやる事は反對する立派な理由を有つて居ります、此の點に付て御説明を……………

○副議長(龜澤省朝君)

此の點に付きましては今日の開會の傍頭申上げましたやうな事情でございます、斯ういふ場合になりました以上は致方ないと思ひます。

○山田榮治君 まだ三十一日もありますからもう一日延ばして五時位に始めては如何でせうか、職務を持つて居る者は出られません。

○副議長(龜澤省朝君)

三十一日になりますと監督官廳は都合が悪くないかと思ひます。

○民團長(白井忠三君)

今志村君の變なお詞がありました、私も最近の民會の模様は初めてですが、聞いて居る處では昨年の通常民會は二日の會期が一日で議了したと聞いて居ります、然考へますのに、事務報告の御質問状態が八年も七年も過去に遡つて、殆ど從來の経過から申せば之程長く事務報告に時間のかつた事はございません、夫は一方に或る事件があつた爲めといふ事も考慮に入るべきであります、此の事件に付ては事捜査審議中でありまして、色々の御意見を伺ふといふ事は豫期しなかつたのであります、其二十八日といふ會期は無論二日で済むと思つたからであり、一方會計主任の着任を待つて出来るだけ機構の改革に付て實際を見て貰つて、まあ

(127)

(128)

大體の事でも意見を民會に報告して頂けたら結構だと考へましたから、つと月末に致しました、夫も昨日申上げますやうに船が延びた爲めに何も見て頂く事が出来ませんでしたので、決して貴下方の御議論の時間を切り詰めてやうと云ふやうな、今の御懸念の點はありません、而も議長が傍頭から御注意申上げて居るに拘はらず、忌憚なく申上げましたならば議が多岐に互り過ぎて(山田、志村兩議員「議長々々」と連呼す)「待つて下さい、今私の發言中です」一そう三時の時間がいかにいふ事でしたらば、先刻議長が申上げた時に御意見を云つて頂ければ其の續りで進行出来たと思ひます、皆さんの考へで明晩中に、建議案の二つもございまして、議了出来るとお考へでしたら五時からでも始めて済むやうでしたら三時説を固執致しません、五時でも宜しうございしますが、もう一日明後日に延びて三十一日の夜半に議了致しますと、監督官廳の御認可を受ける事が出来ません。

(山田議員「夫は民團長の責任だ」)

さういふ責任は負へません、從來の例は短期間で議了して居ります。

(志村議員「一週間」)

そんな事はありません。

(志村議員「今程重大な時はありません」)

最近は二日か一日で済んで居ります、つい最近に例があります。

○副議長（龜澤省朝君）

去年の通常民会を見ますと二十七日になつて居ります、別段民團長が故意に二十八日の日に會期を切迫したものと私は考へられません、若し皆さんの御希望がありますならば明日の閉會時間を多少繰り上げて可いと思ひます。

○早瀬精一君 之は五時から初めになつては如何ですか、此の時間繰上げに行つて揚足を取り合つて見たり、挑戦的な態度を取る事は面白くないと思ひます。

○副議長（龜澤省朝君）

只、明日議了出来るや否やを私も氣遣つて居ります。

○木下秀良君 私も五時にして貰つたら都合が好いのでありますが、明日の中に全部議了するやうに進行を取計はうじやありませんか、十二時過ぎても一時になつても二時になつても、明日中にやつて仕舞ふといふ腹を決めましたら好いでせう、志村君も山田君も民團長の責任云々といふ事は止めて、五時に開會して一萬千里にやる事には如何ですか。

○志村正三君 民團長が昨年例を取つて、昨午が斯うであつたから今年も夫位で済むだらうと思つて、此の重大なる處の通常民会を高を括つて居られたとすれば、今の詞で申せば甚だ認識

(130)

(129)

不足だと思ひます（其の通り）今の此の非常なる處の民團の刷新の時期に當つて、此の通常民会二日でパスして仕舞はうといふお考へがあつたならば、夫は居留民に對して不親切である考へて居ります、我々は少なくも此の民會議員としての責任に於て、眞剣にやらなければならぬといふ責任を確信して茲に出て來て居ります、民團長の先程の御意見は不穩當であるやうに聞いて居ります、誠心誠意今日迄我々の議論に對して御丁寧なお答辯を頂きました事は、我々は寧ろ最後に民團長に、當然ではあるが全能力を擧げられて我々の満足を得るやうに御努力下さつた事に對して、感謝の念を捧げたいと思つて居りましたが、今のお詞に依つて民團長の腹が何處にあるかを疑ふの已むを得ざるに到りましたのは遺憾に思ひます、時間の關係に付ては五時にして頂きたいと思ひます、私も次の議案に付きましては、多少述べたい事もあります、此の議案は現在天津と致しまして非常な疑惑の眼を持ち、疑惑視して考へても居る事ですし、又其發會の現狀に付て色んな意味に於て面白からぬ見解の下に疑惑視して居る點もありません、斯ういふ風な重大なる處の案を控えて私は是非出席したいと思ひます、私個人の手で勝手な事を云ふやうですが、今日は私は公人としての立場に於て述べるので、五時にして頂きたい、尙此の案が十二時で終らなかつたならば、明日の九時頃までやりましても大丈夫ですから、私は望んで云ふ以上少なくも夫位の覺悟を持つて居りますから、其の點に付て

は御安心下さつて、此の五時迄を過ぎる事を議長にお願ひ致します。

（賛成と呼ぶ者あり）

○副議長（龜澤省朝君）  
皆さんの御希望がありますならばさうしても宜しうございます、御異議ございませんか（賛成云々）夫では大体明日中に議了を致しまして申合せの下に明日五時から開會致します、夫では今晩は之で閉會致します。（拍手）

午前一時閉會

(132)

(131)

### 昭和十二年第三十次居留民會通常會議事速記録(第三日)

昭和十三年三月三十日 於 公會堂

- 第一、邦人教育費補助ノ件
- 第二、在郷軍人天津分會補助金支出ノ件
- 第三、第七團償還ノタメ起債ノ件
- 第四、昭和十二年度居留民團歳入出總豫算案
- 第五、昭和十二年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第六、昭和十二年度御下賜記念事業費特別會計歳入出豫算案
- 第七、社會課設置ニ關スル建議案
- 第八、居留民團施行細則改正ニ關スル建議案

大内 專 植 前 香 佐藤 政 作 上 田 茂



皆さんの迷惑ならんやうに、議論の進めべき處は尙ほ未だに決まらぬが、私は今後共議場に臨む場合は豫め研究し、調査するものは調査をして来て頂く事を希望致します。

○副議長(鶴澤朝右) 議事日程に入ります、提案者より御説明願ひます。

○民團長(白井忠三君) 登壇 此の件に付て御説明申し上げます。之は簡潔に書いてござります通り財團法人天津共益會が對シ支那人教育費補助金を支出スルコトに斯ういふ條例なんであります。

從つて此の協議會といふものに付て多少の説明を申上げざる事が適當と存じます、設立當時に相當議論のありました處でもありません、古い方は御承知の方が多いのであります、新しくお用になつた方には此の事充分でない處もあると思ひますから、設立の理由といふ事から備單中申上つてみたいと思ひます、理由の注なもの、當時支那に對する列國の外交態度が所謂支那の自主権を認めて之を助成して行く、といふ風な傾向であつたが爲めに、一口で云ひますと支那が大分増長と云ひますか、付上ると云ひますか、漢口に於て租界を賣力を以て回復してしまふと懸いた事件もあり、天津に於て英國は進んで支那に返す用意があると聲明を致しました、之の経路から考へれば、支那の趨勢も租界撤廢といふやうな事が近くに来

(138)

(137)

るのぢやないか、といふ事が當時に於ても考へられませぬ場合に、無論租界が撤廢されるならば在留日本人は支那の行政權下に入つて支那人同様の課税をされるのであります、そうして我々は民間として經營して来た處の日本人の子弟の教育機關をどうするか、之を繼續するには日本人のみが其の經費を負担する機關がなければ、支那人の行政下にあつて主に分らの子弟の教育費を支出するといふ事は、將來の在留民の負擔を多くするのと、自然天津に渡來する邦人の在留を阻害する事になります、其處で日本人の教育機關、日本人のみに對する租界を計る機關を設立する必要があるといふので、當時の情勢から見て、多少の議論はありましたが、一何人も必要なりとして共益會の分立を承知されて今日に至つたのであります、然るに最近の日支間の政情、列國が支那に對する政情も色々變化して参りました、一方の論者は、最早租界の還附、撤廢といふやうな事は徒らに空論であつて、さういふ心配はない、といふ議論もあるやうに伺つて居ります、又一方には此の實際政權といふものが、特殊な政權が北支那に樹立されて我が國との關係が日に密接になつて來る、此の情勢が進んで参りまして日本人が求むる理想の域に達した時は、或は兩者の間の不平等條約といふものには順次何らかの修正を加へ、相互の共存を圖るといふ必要が起るのではないか、即ち先年共益會を作りました時の事情とは寧ろ違つた意味の關係から、進んで租界當局が租界返還といふやうな場合、日本人の有する特殊權

利を何らか其處に譲渡すべき必要が起るのぢやないか、斯ういふ議論も一方にあるやうに聞いて居ります、此の後の方の事情に於て考へますと、動機は異なつても結果に於ては日本人のみの教育機關はやはり別個の機關で將來經營しなければならぬ、といふ結論に達すると思ひます、前者の議論から云ひますと、共益會といふものを民間に戻しちやどうかといふ議論も茲に生ずる譯であります、之は非常に難しいのであります、帝國の國策から成立つた處で、我々が茲に只自分の考へを一種々の關係から一輕々に其の論議をするのではないであらうと思ひます、此の抵觸性から此の案の出されて來た譯であります、さうして一方現て其の共益會であります、右様の趣旨を貫徹させる爲めに、當時民間が有つて居りました有力な財源の電氣事業を、元より多少の借金が電氣事業に付いて居りましたが、其の借金と共に共益會に寄附致しました、又數萬坪の民間の所有土地を、買入れの際に借金を數十萬元したのですが、夫を寄附しました、當時の計算では、電氣の収入も相當に増加して居るし、土地の貸付けも何年かに段々上つて参りまして、何年か後には毎年數十萬元の収入が之等の財産から生れて來る、之に依つて共益會の事業は誠に完全に遂へて行く事が出來るといふ状況であつたのであります、此の状況が尙所期の三分の一の域に達して居りませんでした、其の後居留民の増加に伴つた電氣の増加率も豫想の如くに増加して参りました、電氣収入は豫算通りの収入が上るに至つた

(140)

(139)

のであります、最近一年半ばかりの北支文明化に伴ふ居留民の激増から、日本租界の中には新しく來られた方の住むべき處、營業すべき處が無く、租界の外に之等の居留民が増えて参りました、殊に紡績業者の他の工場の新設は元より狭い租界の中に收容出来ませんから、租界外に大きな土地を求められて工場を建てられ、其の附近に宿舍なんか建て、居られます、民間と致しましては營業短なり取得課金なりが收入します、尙ほ課税の事も目下研究中であります、天津居留民團の区域内に住居される方から民間の公課を負担して頂く事は法理に明文しでありますから、民間の収入は居留民の増加と共に増加して居るのであります、然るに共益會の方から申しますと、租界の中に住んで居る人は電燈を點けて貰へますから電燈の収入といふものがあります、租界の外に住居される方は共益會に對して何らかの負擔をして貰ふ現在の制度ではないのであります、斯くの如く増加されました新しく來られた居留民諸君の子弟の教育も亦共益會の事業であります、共益會の方から見ますと、單に一方の負擔の増加のみであつて此の負擔を補つて行きます處の収入の方は伴はない、斯ういふ結果なんです、尙又之も昨年、一昨年の秋頃からの問題としまして餘り世間にも公表して居りませんが、尙又之も多量と思ひますが、現在の我が專管居留地が一杯になつてしまつて、今後居留民の入る餘地がないといふ事から、租界の外に日本人

(141)

(142)

の發展、を考へる必要があるといふ事、先年來租界外に土地の買入れを致して居ります、之は民國の元來の意味から申しますならば民國の仕事でなければならぬのでありますが、差當つては對外關係等も申しますから共益會が此の任に當つて居ります、其の意味は於て共益會は其の方の仕事といふものは、共益會最初の創立の當初に於て全く豫期しなかつた事に大なる費用が居るのであります、之は此の範圍を辨けるに従ひ完全にするに従ひ、何れも金があつても足りない多々必要であるといふ情勢であります、こんな風な兩者の事情から考へます時、どうしても民國と共益會は、形式的には之を合併するとか或は一方を廢すとか云ふ事は輕々に決定すべき事ではありませんけれども、實質的には兩者の依存關係を充分に密接にしなければならぬ、一方のマイナスを一方がプラスして、一方の表向にする事の出来ない仕事は一方にやつてしまふ、いふ風な極く密接な關係に於て双方の機關を運用して、居留民の福祉増進の爲めに必要な事になつたのであります、其處で御承知の如く一昨晩の御質問にありましたが、民團は電氣電話事業を共益會に寄附して、其の報償金八十萬元を共益會から年々交付金として取り上げて行くといふ契約をしてしまつたが、事實共益會の財政状態は交付をする事が出来な財政難に陥つて居つたのであります、之は一方に於ては色々の意味がありまして、まあ一つ租界擴張といふやうな事が近く出来た時に、報償契約はやはり共益會との間に持つて居る方が、將來共益會の權利を確保して行く上から此の報償契約は、解約するとか破廢するといふ事は考へなければなりません事になつて居るので、明かな公文でありますがこの契約は存して置かして、共益會から何萬かの交付金は受取る、そして今申す通り居留民の増加による歳入の増加は主として民國であり、増える居留民の教育費の増加は共益會が獨り負つてゐるのであります、此の點の相互依存の精神を以て處理して行くには、民國が共益會に向つて教育費の補助をするといふ事は當然の必要になつたのであります、一夫で新聞記者席の方に申上げますが、あの管外地の事は記事にお書きにならんやうにお願ひ致します、一夫當の云ひ方にするとか或は租界の狭い爲め御がつて行く爲めの目的を達する費用を、民國は共益會に戻して共益會に夫をやつて貰ふ、共益會にやつて貰ふより名前だけ貸して貰つて、買入れ其の他は民國が致して宜しいのですが、さういふ風にすることが適切かも知れませんが、遺憾せん民國の手でやりますと起債其の他の方法に依るとしても、豫算に管外地の費用を計上して行く事は對外關係上容易にさういふ事に行きません、共益會の財政の方へ補助を致しますと、此の目的も達成されて行くといふ事になりますので、此の教育費の補助といふ案に考へ付いたのであります、其處で共益會に教育費を補助するといふ事と、一方に作つて之は居留民の全体がもつと考へなければならぬ事であり、現在は共益會と民國との間には元より接觸點

(143)

(144)

がありすけれども、其の接觸點はまだ極めて薄いものであります、一口に申しますと民國は民國、共益會は共益會で別々の仕事をして居るやうな形に現はれて居ります、當初の設立の精神から申しても或る點迄は得ない點がありまして、今云つた兩者の依存關係は財政状態から密接に、懷ろを打明け合つた關係にするのが一層理想的でないか、此の點から考へても將來教育費の補助を民國が致しますといふ事、共益會の教育事業に對する其の施設なり其の内容なりは、民國として參與して之を檢討して云ふ事が出来るのであります、之は或る意味から云へば當然從來もあつて然るべき事で、遠慮なく居留民として共益會の内容を質問檢討する事も差支へないのであります、報告はありますが公の筋道の履かれて居ない恨みがあるものであります、教育費を補助致しますと民國も共益會の内情なり何なりを檢討する事が出来て、從來恨みとした事を充分に補ふ事を得るのであります、只茲に考へなければならぬ事は、斯ういふやうな次第が兩者の權限の範圍を超えて、一方が一方の仕事に干渉するといふ次第になる事は、十二分にお互に考へなければならぬ事であつて、夫々の守つて居る範圍は元より夫を動かす事は出来ません、民國のやつて居る仕事に對して共益會が干渉を加へる、共益會のやつて居る仕事に民國が干渉を加へるといふ意味になつては元より面白くありません、從つて共益會の行なつて居る教育事業に對して干渉を行なふといふ事はよろしくない事と思ひます、お互に其の分を守つて夫々の考へ、方針の下に仕事を進めて居るのでありますから、夫に意見を加へ、其の内容を檢討して何らかの意見があれば進言するといふやうな事になりますれば、相互の間の關係が非常に親密に又私やかに行く事だと思ひます、斯様な意味に於て本年度に於ける補助として、幸いに共益會の方は今實質的に何萬かの補助を仰ぐ必要もないといふ事を聞きましたので、取敢えず從來報償契約に依つて民國に交付して貰ふ報償金の本年度分三萬元と同額の補助金を之に計上致しまして、お互に出し入れのないといふ案になつて居ります、併し之は只今申しました様な情勢で居留民増加の趨勢は引續き加はつて行くものと見まして、來年の今頃は二萬を突破しやしないかといふやうな聲もありませんから、此の方の増加は當然至れないと思ひます、併し一昨日申上げましたやうに、民國自身も租界内の居留民の包容力を如何にしてか大ならしめたいと思つて居りますが、幸いにさういふ事が實現されれば、之に伴つて電氣を使用する居留民が増え共益會の収入増加を計る事と思ひますので、次に管外地の土木、道路とか下水とかいふものを完備すれば其の土地は利用價值を有して來るので、共益會の収入が増えるといふ事であり、其の他色々の方法に依つて民國の方の収入も計るし、共益會の収入も考へて、足らないものは補ひ合ふといふ風な事にして參りましたならば、天津に於ける特殊な機關であります、他の民國に例のない民國並に共益

(146)

ば民團がやらなければなりません、只今民團長のお話によれば、共益會は今後管外地の買入れに依つて財源を得る電燈料からも財源を得るといふお話であります、或は、この中上げる事は杞憂かも知れないと思ひますが、併し乍ら今申上げますやうに、何かの形で共益會の教育事業に付ては其の計割なり豫算案なりに付て民會議員として團員又は意見も述べる機構にして欲しいのであります、私は今日其の共益會を直ちに解消して元の民團に合併するといふやうな事は勿論之は只今民團長の申された通り、日本の國策の下に依つて決定されるものでありまして、我々が茲で論議するものではないかと思ひます、私の希望としては、今の共益會の理事の任命の方法に付て出来る事ならば此の民會議員から採用する、といふやうな事にしたならば、所謂共益會民團といふ依在關係なり國家事業の遂行も有益に行かないか、別個々々の問題でなく、居留民も共益會の内容が判り事業の計割が判り意見も述べる、といった工合に手に手を取つて行けるのじやないかと斯う思ひます、付きましては民團長にお願ひ致しますが、民團長は監督官廳並びに共益會の理事者側とよろしく御折衝になりまして、此の希望が通るやうに是非努力して欲しいのであります、此の機會に於きまして一言私は希望を申述べて置きます。

○菊地新一君 之から申す事は質問やら意見やら希望やらごつちやになるかも知れません。

(145)

會の關係が理想的に運用されて行くのだからと思ひます、此の案には可成り重大な意義のある事でありまして、充分慎重御審議の上御協賛を所きたいと思ひます、尙過去五年間の共益會の教育費に對する全体の狀態といふ風なもの統計も作つて置きましたが、昨日日本下議員からの御注文に依りまして更に詳しく、例へば生徒一人當りに付て教育費が小學校は幾ら、女學校は幾ら、商業は幾らと三、四種の統計表が、お手許に差上げた様な通りであります、茲に詳しく終始申上げる事は省略して、御質問に對してお答へ致しますと存じます。

○上田 茂君 只今民團長から共益會の設立以來今日迄の經過を概御説明下さいまして、私初めてよく瞭解致しました、本案は事我々居留民の生徒及び児童の教育費補助案であります、元より我々は反對するべき筋合のものではありません、私は大いに賛成する一人であります、元は居留民を代表致しまして民會議員として民團の團政に携はる以上、共益會に對して些かでも支出するといふ事になりませぬに於て我々の責任上少しく私の希望を申上げたいと思ふのであります、御承知の如く最近北支の明朗化と云ひますか、我が國力の伸張につれて天津の居留民の数は益々激増して参ります、従つて將來此の制度の中には相當の教育費といふものは年々増加する事は間違ひないと思ひます、然らば今日三萬元の補助をして居るのが將來は或は五萬、十萬となるかも知れない、之は民團としては五萬でも、十萬でも共益會で出来なければ

(148)

信念が民團長にございませぬならば、どうか一日も早く我々民意を容れられて、我々が今日迄少しも説く事すら出来なかつた共益會の其の内容の検討も出来る、殊に邦人教育費の問題といふ事を充分に民會に於てお話を承はり、意見も述べられる機關を一日も早く出現させるやう民團長が御努力下さいと思ひます、今のお話では三萬弗といふものは別に今必要がないといふ事でありまして、或はそうかも知れませんが、私は先日此の重大な豫算を拜見したいと御多忙中お願ひ致しました處早速御送付頂きましたが、夫々民團より以上の必要な豫算があるのであります、之を拜見しまして共益會の豫算といふものは成り放題なものだといふ智識を得たのであります、事實三萬弗といふものは、今日三萬弗でも状況の變化につれて五萬弗、十萬弗廿萬弗にならんと制限しません邦人の増加に依つて費用が非常に急激に増加した反面収入も増加した事と思ひます、過去數年間共益會のやつて居られる各方面の事業を見ますに、其の間に於て何か豫算上にバランスの取れない點があるから無理にもやらくちやならんといふ仕事があつたやうに見受けられます、學校建築其の他の施設に於てそう急いでやらなくても好いと思ひますが、其の間に豫算上のバランスの取れない爲め無理にでもやりはしないか、といふ疑念を有つて居るのであります、が併し、夫も此の際にはよく考へなければならぬと思ふのであります、私は議員を致しまして、此の邦人教育費の補助問題は、共益會の機構改正の後又は邦人

(147)

此の度民團に提案されました一部、教育費補助/件、此の事は非常に私には考へなければならぬ重大な問題と思ひます、私が今迄此の議場に参りますが今日初めて此の問題を民團長に伺ひました、其の結果に於て總分私の考へは心境の變化を來しましたが、其の變化は私の考へを概分近寄つて来たやうであります、今迄の事を申上げるのは素拙な思ひです、抑々植民地に於て大なる事業は教育事業、夫から衛生事業だと思ふのであります、其の最も大なる邦人の教育事業、此の事が只今迄は私の懸念から思ふのであります、共益會の設立する當時はさういふ共益會の中に入つて内容が少しも判らないのでありまして、共益會の御説明に依りましてよく判りを作らなくちやならぬといふ状態になつた事は、今の民團長の御説明に依りましてよく判りました、併し乍ら其の當時と只今の私の考へを比較してみますれば之は大なる變化があると思ふのであります、其の當時の世界の趨勢は下から上へのお話のやうな状態でありましたが、現在は北支強固、日本人權益の強化につれて私などは共益會の存在といふものは必要ないと思つて居る一人であります、法に依つて設立された共益會ならば解消するとか、さういふ考へは有つて居りませぬ、だが議員といふ民意の通ずる處の我々民會議員の意見が容れられて、民團と共益會が連絡が出来ます事ならば、委員會といふものが今後出来るといふ見込みがあるといふならば、教育費問題に付ては不賛成は申上げませぬ、大いに賛成であります、其の堅い

教育の機關の獨立した後に、之を議案として上程された方がよくないかと思ひます、理由は今此の金子は別に必要ないといふ事でありませうから、此の際慎重審議されまして、念がない議案ならば共益會と民團との機構を、民團と共益會と圓滑に手を取つて一心同體といふ關係を取りまして、其の上此の案を出されたら圓滑に行かないかと思ひます、民團長の御意見を伺ひます。

○民團長(白井忠三君)

先程上田君の希望、今又菊地議員からの御希望に付ては、上田さんは單に民會議員から共益會の理事何名を選出して貰ふといふ方法に依りますが、菊地さんの御意見は兩者の聯合會といふ方法に考へられます、色々方法はあらうと思ひます、夫に對しては元よりさうすると云ふ事は出来ません、共益會は獨立した機構でありまして、民團側としては斯ういふ風にして頂きたいと希望を申述べるだけでありませう、其の點點離れない意見を申上げて出来るだけ速かに各位の御希望が實現されるやうに努力致します、又只今菊地議員の御意見は御尤もであります、實際は三萬元計上致しまして實際支拂ひはありませんで、特に提案しませんが、昨年も差支へない譯であります、昨年、一昨年の交付金三萬元といふものが實際に入つて居りませんで、此の形は已むを得ないのであります、豫算の形の上には面白くないのでありますから、一方三萬元は共益會から出して貰ふ、此方からは三萬元補助をする、双方相殺して一文も出さないで、斯ういふ事になつて居ります、以上の趣旨に付て御賛成が得られれば、此の金子が支出される提案でございますから、御賛成を願ひたいと思ひます。

(150)

(149)

○山田榮治君 私には些か意見があるものであります、意見は云ふ先に民團長に簡單に伺ひます、先日決算の時に伺ひました積金の事でありませう、報償期間昭和五年から向ふ十五ヶ年で確か二十六萬元でありますと思ひますが、また、期間は約半分経過して居りますが、金子は約半分にも足らん位なのであります、將來共益會は此の報償契約に依つて戻せんといふのです、報償契約は確か戸々に取ります電氣基百キロに付き五仙の報償金だつたと思ひますが、斯ういふ事に付てはどうか程度迄お話を付いて居りますか、之を伺ひたいと思ひます、夫から發電所に對して先程御説明のありましたやうに、設備其の他の權利一切を寄附致しまして、其の外に五十年の電氣供給の獨占權利を民團から寄附致しました、先日「北支經濟同盟」に與中公司かに統制されるといふ如き事がありましたが、此の報償契約はどの程度迄權利保全が出来るや否や、又其の経過に付て御交渉になつた事がございませうか、此の二つに付てお伺ひします。

○民團長(白井忠三君)

(152)

(151)

報償契約の方に付ては、之は監督官の御承認を得れば改正案なりなんりの方法もあらうと思ひますが、一寸先刻申上げましたやうな事で、共益會の存立といふ事が、多分に對外的の關係から考慮されて居りますので、此の報償契約を其の儘に存して置く方が好いのではないかと思ひます、之は民團側から見ました事で共益會の當事者と打合せした譯でございませんで、約束で取る事になつて居るものは取るといふ建前で今の處居ります、報償するものは其の當時の情勢に應じて考へて行く、といふ風に思つた方が好いのではないかと思ひます。與中公司と共益會とのお話は、共益會の有つて居ります五十ヶ年の經營權とは交渉の問題でありまして、今共益會自身が發電をして供給して居りますのを、北支那電業公司以發電された電力を住吉橋の今の發電所に受電して、電業公司から共益會に買ひまして租界内に供給する租界内に供給する権限は何ら與中公司に生ずるのではありませんで、契約が十二分に細かな點迄締結されましたら、人件費などの點から少なくとも只今よりは収益が幾らかでも安くなり得るだらうと思つて居ります、外に何かお答へする事が……

○山田榮治君 八十萬元の金子を取る事に付て何か……

○民團長(白井忠三君)

其の儘の契約を存して居ります。

○山田榮治君 私の伺ひますのは、どういふ方法で期間内に取るか、バランスを落して好いのですか

○民團長(白井忠三君)

さういふ權りで三萬元づつ取るのです、交付金は交付金といふ事を取ることにして、共益會の方に三萬元の補助をします、假に三萬元の報償を必要とすれば一方に於て六萬元の補助金をすると、實際に三萬元入つて來ます。併し之は付け加へて説明申上げる事を志しましたが、實際租界内に居住して居る人は好いが、大きな集團である紡績工場の方々に對する民團の課税といふ事も、從來全然例のない事が又茲に現はれたのであります、夫らの人々の子供の教育は民團の分身である共益會に於て行はれます、租界外と英租界、佛租界に居られる方は餘程課税の課税上の考へをする必要があるのじやないかを、目下色々方面に調査申であります、其の上で何らかの案を決めまして御協賛を得たい、斯ういふ風に考へて居ります。

○山田榮治君 もう少し進んでお伺ひ致します、此の共益會の方に民團が發言權を有たないといふ事は、共益會設立當時から此の議場で問題になつた事でありまして、何れは善後策を講じてといふ監督官の御内意を承はつて、暫行的方法として議員代表の行政委員から半数を取る、と

(154)

(153)

いふ折衷案もあつたやうに記憶して居りますが、最近はどうも實現されてゐないし、上田議員からの御希望もありません。私から申し上げる必要もございませんが、是非共益會の御希望を希望しますけれども、其の形は取りませんが、是非共益會に得られる合法的方法を考へて頂きたいと思ひます。之は私案でありませんが、義務教育は當然國家機關でやるべきもので、之は寧ろ共益會から義務教育だけを取つて、他の中等學校以上専門學校だけは財團の方針で經營する、といふやうな方法に致しますと、之は決して不都合じやないと思ひます。此の際交付金といふ形を取りますので、中等學校と申しますか小學校以外の學校を共益會で經營させて、さうすれば今の民團から寄附した宏大な土地と電力の供給をやつて行けば、斯ういふ毎年交付金をせんでも行けないかと考へて居ります。民團長はさういふ風にお考へになつた事はありませんが、其の邊御考慮願つてみたら好いかと思ひます。

○古田治四郎君は此の教育費補助問題に付て當然賛成しなければならぬと思つて居りますが、併し此の字句に依りまして負擔するとなつて「人口ノ激増ニ伴ヒ共益會ノ經費増大シ教育費ノ負擔困難ナリタルニヨル」といふ事になりますと、年々多くなるだけ毎年補助して行かなければならぬ、私の云はんとする處は他の議員も之は是れでしたが、費用を出すのは情

まが、民團の職務権限にも學校經營はあります。民團が義務教育を爲すのが當然だらうと思ひます。其の意味に於て小學校の如き義務教育に多額の金子を共益會に出して頂くのは違つて居ります。其處で民團で義務教育だけは經營になつたらどうか、斯う思つて居ります。尙此の共益會に付て民團議員が瞭解出来ません爲め、問々事件を起しますが、學校建築等に付ても、請負工事より實際に於て四萬元程増加した、詳しい事は記憶して居ませんが四萬元更に支出したといふ事を聞いて居ります。どういふものか判りませんが我々が其の時に於て其の内容なり何なりを瞭解して居ります。夫は斯ういふ質問をしないで済むものと思ひます。夫に依つて今後は教育費を補助しなければならぬといふならば、民團はよろしく小學校の教育だけは民團に持つて來たらどうか、或はさうしても共益會に置かなければならぬといふならば、教育費を補助するのみでなく権限として内容を民團の方へ明かにして、連絡をとつて貰ひたいと思ひます。もう一つ申上げますと、民團が爲すべき事で出来ぬ事業が相當あります中で、共益會としてやつて好い仕事がある事と思ひます。又基金は得る方法があるから、強いて財政困難の時に多額の補助をしなくとも繰返して云ひますが民團で教育をされたいと思ひます。

○植前 香君 只今古田君の演説の中に學校の建築がありました。公明正大でなくも公團の席上に於て單なる時に依つて、斯うであらう位の事で置かしく公言されて、一見異様の言葉を吐かれるのは

(156)

(155)

公人としての常識を疑ひます。もう少し慎重な態度を取つて頂きたいと思ひます。斷じて斯ういふ事實はありませぬ事を断ります。

○古田治四郎君 今植前氏から、さういふ噂をしてゐると云つた植前氏から答辯がありまして、異な感じがあります。植前氏は今は民議であり参事會長もして居ります。其の人が共益會の建築事業をやり共益會の囑託になり夫に關聯して居られる、而も其の關係してやつた仕事を此の席上で云はれる事が間違つて居ないかと思ひます。

(其の通りと呼ぶ者あり)

○早瀬精一君 共益會に最も關係の深い囑託を持ち、あれだけの多大な建築、設計、監督をやつて居られる植前君の民會議員として會議する資格の如何を疑ひます。茲にお尋ね致します。

○副議長(龜澤省朝君)

餘り議題以外にならないやうにお願ひしたいと思ひます。

○志村正三君 先程より色々御意見を承りました。皆どの御意見も至極御尤もに私は拜聴致して居ります。先程民團長からお示しがありました事に依りますと、内容を検討して意見を進言する事は差支へないといふ事でありましたから、内容を検討して意見を述べさせて頂くと同時に二、三質問を發したいと思ひます。先程より各議員の質問にありました通り、共益會の設立が

國策に依つて行はれた爲めに、内容の検討が許されないので民會議員は遺憾に思つて居りました。此の共益會といふものが民意を反映したる存在となつて居ります。此の間何年か経過致しました。公的の聯絡が取れませんが共益會のやつて居ります事業に付て各種の疑義が起り共益會は伏魔殿ではないかといふ迄に世間に於て取沙汰して居ります。植前君と古田君の間に今あるいふ事もありましたが、要するに共益會なるものが全く民意を反映しないと同時に、その内容が判らない事が斯くの如き状態を醸したのではないかと思ひます。此の點に置きました。私は先程から數君の議員の申された通り、早く公的の關係を結ぶといふ事が必要であります。之は是非やらなければならぬ事と信じて居ります。即ち先程民團長のお話にあります。又今日迄共益會がやつて居ります事務を外の者に聞き、又我々は嘗て前の選挙の時でありましたが共益會の問題に付きましては演説會に於て内容を暴露と云ひますか、演説會に於て公開の席上に於て話したのであります。國策といふものは日本國民として誰しも考慮して居る點であります。先程の民團長のお話に依りますと、國策に關する所謂秘密工作といふ事に利用されて居る、又事實利用されて居る事は知つて居りますがさういふ風な秘密を持つて居る機關に、教育といふものは公明正大でなければならぬ、云ひ換へれば教育は秘密があつてはならぬ

(157)

(158)

い、斯ういふ二つの仕事が一括されて居るといふ事は、やはり仕事の関係上都合が悪くないかと思ひます。のみならず教育の神聖を保つ意味に於て、少なくとも秘密的工作をしなければならぬ以上、委託する事は、民団職員として謹しまなければならぬし、實情が判然りして居る以上、委託する事は甚だ不安であります。報告連絡といふ見地もありませんが、勿論報告、連絡は必要であります。連絡を保たなければならないが、秘密を破るに支障を来すに及ばないか、斯ういふ見地から教育なるものは民団に復歸する、若し復歸する事が出来ませんならば同じやうな理由の下に、云ひ換へれば民団の下に返しても、民団にあつた當時にも多少の弊害があつたといふ事は承はつて居りますが、弊害が起るといふ事は共益會でも免れない、同じであるといふならば教育機関といふものを獨立して頂きたい、之は共益會並びに民団でも經營に於ては之に干渉する、支出もお互に協定して出す、そして此の機關を直接監督官である處の領事館に直屬する、と勅令に示された通り教育は領事館が監督指導する、と判然りして仕舞ひますれば、今日共益會の内容は、特に教育に對する限り取つて居る態度等を檢討致しまして、甚だ不安を持つて居りますが、斯ういふ風な不安も一掃されるのじやないかと思ひます。獨立機關を經營する經營者は法場、上判然りして居りますが、其の經營者は民団の經營者として、要するに此の民団、共益會を經營者として獨立の機關とする、斯うして天津學院々長とかいふものを置きまして其の院長が見識、人格に於て我々居留民も亦之に私淑する、といふ人格者を迎へて、進んで租界の總ての人心を、精神的に善導して行くといふ風な事になりませう、之は最も適當なものではないかと思ひます。斯ういふ事が出来ないといふ事になれば先程申すやうに、是非共此の教育事業は民団に復歸して頂きたい何故斯ういふ風な事を云ふかと申しますと、現在の共益會は學校との關係を檢討致しまして、此の間甚だ奇異な事柄が多いのであります。學校の教職員の身分といふものは、之は勅令に依りまして判然り決まつて居るのであります。現在學校の教職員は共益會の職員でも何でもないであります。處が事實は共益會の職員であるかの如くに取扱はれて居ります。此の點充分と私は茲に職員に取扱はれて居るといふ證據を持つて居りますが、共益會の職員の一部は、各學校は僅が監督指導する、誰は視學の仕事をして居る等と公言する者も亦實知つて居りますが、斯くの如き曲解からして共益會の中の職員としては爲し得べからざる事を知つて居る、斯ういふ風な事が、學校職員が自分自らが撤去して居るならば之に惑はされる事もないのであります。其の點に多少の不安がある爲めか、兎も共益會を知つて領事館監督官を知るに及ばないやうな事があつたのであります。斯ういふ風な過去の事實及び現在學校内に、共益會黨、共

益會派或は正義派とか、共益會に通ずる處の一派と之に對抗する一派と悉く對立して居る。斯ういふ風な事實を聞いて居ります。で斯ういふ風な事は兒童に及ぶ影響となりまして、我々は子供から聞く處の事柄から甚だ奇異な事を聞いて居ります。學校の保護者あたりも斯ういふ風に認識して居る人が多しと思ひますが、現に私の子供が第二小學校に行つて居りますが、共益會のお蔭で立派な學校が出来て皆さんも幸福だ、と聞いて來て居ります。私は斯ういふ共益會の經營である共益會のお蔭でと申しますより、何故子供に皆さんは我が日本帝國のお蔭でといふ事を云つて頂かなかつたか、又乃至は皆さんの父兄のお蔭でといふ風にして、之を子供の頭に立派な學校を作つて貰つたといふ事を浸み込ませる場合に、共益會から作つて頂いたのは教育にならないと思ひます。斯ういふ些細な事柄に教育者が共益會に捉はれるといふ事は弊害だと思ひます。詳しく申上げれば幾らでも申上げますが、くどくどしくなりまして時間が無駄にかゝりますし、又御迷惑になる事もあると存じますから此の程度に留めて、之を要すに現在の機構に於て國民教育の完備といふ事は絶対に期し得ない實情にあると思ひます。少なくとも國民教育といふ重大な事實が完全に實行される事柄になりますれば、我々は機構が如何にあらうとも、又どういふ風な共益會が態度をとりませうと、夫が其の儘兒童の教育に影響するのでなければ、獨立機關を唱へるのではないのであります。夫が其の儘兒童の教育に

(159)

(160)

ふのは民団長の充分な考慮を願ふと共に、民団職員諸君も充分に御考慮願ひたいと思ひます。斯ういふ風な私の意見に對して又私の希望に對して、希望を貫徹し得る案がございませうれば、どういふ案でも誠意を以て其の案に私は賛成したいと思ひます。以上意見を述べて終ります。尙私が證據を持つて居ると云つて大變嚇かすやうな事を云ひましたが、別に大したものではありませぬ、之は質問ですが、之は(民団共益會職員電話表)恐らく民団で作つたものだらうと思ひます。共益會は責任がないといふかも知れませんが、斯ういふ風な風分に對しては共益會にあるといふ事は判然り判ります之は電話表といふのですが、共益會職員宅の中に中島主事以下、宮本、今井書記、其の下の方に行きまして若菜校長共他、而も若本教官迄入つて居りますが、斯ういふものを作つて居ります。學校關係のものであるから學校關係に入つて居るのは差支へありませんが、共益會職員宅に入つて居るのは、之を職員として取扱つて居るのであります。之を職員として取扱つて居るのは、之を職員として取扱つて居るのであります。(笑聲)

○副議長(嶋澤省朝君)  
外に質問ありませんか。

○山田榮治君。私は之に對しては勿論賛成しなければなりませんので、毛頭反對の意志はありま

(162)

(161)

せんが、希望を付け加へたいと思ひます。共益會が獨立した後二ヶ年程であつたかと思ひますが、事務報告なり豫算、決算書を参考書として民會議員に送付されて居りまして、發言權がない迄も内容は承知して居りましたが、何時程からかどういふものも無くなり、行政委員から半數を取るといふ理事も監事も段々影が薄れて行きました。心細い状態でありました。今度此の交付金を承認致します代りに、是非共益會が希望致しました發言權と迄は行かなくとも、差當り本年度から昨年の事務報告、決算書位は少なくとも民會議員だけに餘分に刷らせて、参考として御配布頂きたいと思ひます。

○副議長(龜澤省朝君)

外に御異議ありませんか(異議ナシ)本項に對しましては請君の意を體しまして恐らく適當の交渉を開始されると思ひますから、夫を信賴致しまして本問題は問題の性質に鑑み讀會省略可決確定と致します。(異議ナシ)

讀會省略可決確定致します。

未だ第一日程がすんだだけで後七つもありませんからもう二つばかり進めまして休憩に移りたいと思ひます。夫では

日程第二、帝國在郷軍人會天津分會補助金ノ件

之を上程致します。提案者御説明願ひます。

○民團長(白井忠三君)登壇

御説明申上げます。當地の軍人分會から補助金の請願がありました。御承知の如く在郷軍人分會其のものが昨年勅令に依りまして、從來の一般社團法人としての性質と異なつたものになつたのであります。従つて當地の如きは一朝事がありますれば在郷軍人分會員は悉く召集されて駐屯軍司令官の部下に入る事になつて居るのださうであります。そうして最近居留民の濫増に伴つて分會員も非常に増えたのであります。此の會員の間に今申すやうな、一朝事あつた場合に召集の通知をするには、やはり普段に夫らの懇願をして置く事が必要である。夫を從來よりはもう少し嚴重にしなければならぬといふ状態になつて来たさうであります。其處で今迄所謂會の書記といふ仕事は會員の義務率仕であつたのが、義務率仕で充分でないといふので分會長からの請願を受理しました後駐屯軍の副官部からも亦職務の副官部からも副官が見えなくなつて色々お話の上で、此の請願を容れるやうにして貰ひたい、といふお話でありました。今少しく日がありますと十二分に検討の上で金額等も決めたいと思つたのであります。民會が差迫つて居りますので豫算の内容を致しまして、結果此の一千弗が今年不足するといふ事を認めまして、之の補助を茲に提案したのであります。文句の内の「一千弗以内ノ補助金支出

(164)

(163)

ノット」と云ひますのは、右様の調で金額其の他に付ては、各地の自治体が町の在郷軍人分會に寄附して居る例を調べて頂きたいと思ひます。一千弗以内と提案しましたのは各地の例を見ます。大体熊本が二千七百圓、大連が六千圓で廣島が三千七百圓といふ風な回答が参つて居ります。其の外にも照會してありますが、昨年調査しましたので上海は八千弗、昭和九年と十年に出して居る、漢口は七百弗、八年に五百弗乃至千弗之は例年訓練所設置に伴ふ補助金として在郷分會に出して居るといふ回答を得て居ります。又此の一千弗補助致しますとして、實は軍人會對する補助の性質上、先刻來議論のありました共益會が一部の負擔をしても好いのだ、といふ事を私は考へたのであります。偶々共益會の豫算審査といふ事が都合よく日の取り合せがつかまへないので、不取敢民團の費用で一千弗補助して、今後毎年出すのですから明年以後に於ては共益會と相談しまして、適當の額を分擔して貰ふかも判りませんが、結局茲に提案致しました主な趣旨は、前の議案と同様補助の精神を決めて置くので、金額は其の都度民會で決めて行くといふのは、決して補助する事に決まつたものを先で止めて貰ふといふ意味でなく、精神はあく迄補助するのであつて額は其の都度決めて行くといふのであります。御賛同を願ひいたします。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○横前 香君 私は元より異存はございません。只參事會長として申しますが、我々居留民の機關が民團と共益會があるのであります。次に二つの機關を基として我々居留民に利して行きたいといふ場合に、或る場合には民團でやつた方が筋が通つて都合が好い、或る場合は共益會でやる方が都合が好いといふ事は多々あると思ひますが、何れにしても相協調して進むべきだと信じます。民團でやつて差支へのある事項は共益會として日本居留民の爲めではなくとも筋の通る金は豫算の許す限り融通する、何れにしろさうすべきだと確信するのであります。而うして在郷軍人會は勅令を以て認められた公けの團體であり、當民團は日本の法律に依つて認められた自治体であります。之に對し此の勅令に依つて認められた方へ日本の法律に依つて認められた方から補助金を出すといふのは一向に差支へないと思ひます。斯かるが故に、成る可く自分のやつて都合の好い仕事は此方として共益會の負擔を軽くする、民團の豫算が許し、筋が通るものは成るべく民團に於て負擔する、斯ういふ意味に於て本補助は共益會を抜きにして、全然民團に於て負擔して貰ひたいといふ希望を有つて居ります。

○副議長(龜澤省朝君)

夫では外に御異議ございませんか、御賛成のやうでございますから讀會省略可決したいと思ひます(賛成、異議ナシ)夫では讀會省略可決致しました。

次に

日程第三、第七團債償還ノタメ起債ノ件  
提案者より御説明願ひます。

○民團長(白井忠三君)

本件は一昨晚の協議會に於て詳細説明致しました事で、御承知の事と存じますから説明を略して御賛成を願ひます。

(異議なしと呼ぶ者あり) 拍手

○副議長(龜澤省朝君)

満場一致可決。

夫では之で休憩に致します、俱樂部に夕食の用意がございますからどうぞ彼方へお出で下さい夫では今度八時十分から開會致しますから左様御承知願ひます。

午後八時二十分再開

○副議長(龜澤省朝君)

では引き続き開會致します。

午後七時三十分休憩

(166)

議事日程

- 第四、昭和十二年度居留民團歳入出總豫算案
- 第五、昭和十二年度居留民團歳入出追加豫算案
- 第六、昭和十二年度下賜金記念事業費特別會計歳入出豫算案

此の三つを一括して議題に致したいと存じます(賛成)夫で第一讀會に於て全体に付ての御質問、御答辯を願ひまして、從來審査委員會に附しまして内部の各項に付て調べる事になつて居りますが、民會議員が一昨年來少なくなりまして、昨年も當議場に於て席上で行つて居ります第二讀會に入つてから審議したいと思ひますが、豫めお諮りして置きます、三つの案を一括して議題に致します、提案者より御説明願ひます。

○民團長(白井忠三君) 登壇

一應の説明を致します、同時に事務報告の時に申し上げましたやうに、豫算に關係のあります今後の民團施設の方針を併せて申し上げたいと思ひます、第一に歳入の部から申し上げますと課税の方針といふ事でありまして、茲に提案致します昭和十二年度の總豫算に於ての課金の課税の方針は、一先づ前年の方針を踏襲致しまして、先刻來の議案で色々民團の致すべき仕事も多くなり、寄附も膨大致します事から、課税を從來の方針の儘で進めて好いかどうかといふ事は考へられる事でありまして、どうしても何らかの増収を圖らなければならぬといふ事は、當

(165)

(168)

(167)

然來るべき結果だと思はれますが、之に付ては色々の方面から考へて決めなければならぬ事でありまして、其の暇がございませんでしたから、課税の方針は從來の通りといふ事で茲に豫算を計上致しました、若干づつ増額致して居りますのは居留民の増加に依る自然増収でありまして、課税率其の他は全く従前の方針に従つて居ります、其處で申上げて置きたい事は、本民團の過去約十年來の方針が、不動産税即ち土地、家屋の税金を漸増致しまして、之は英租界佛租界に比しまして日本租界の土地、家屋税金が低率であるといふ事から、此の土地、家屋の税金を漸増致しますので、他の取得、營業の兩課金は漸減の方針で進む、といふ事がつい昨年迄も持つて來られた方針でありまして、此の前の議案の時に申上げましたやうに、居留民が激増致しまして今後増えて行く居留民が租界の中に居住される方よりは租界の外に居住される人が増えて行く、といふ事を原則に考へます時に、從來租界内に居る人を大部分の構成分子と致しました民團の時と、現在及び將來の誠に伸びて行く居留民増加の情勢を考へます時に之迄の方針の不動産税を漸増、増やして行つて、取得、營業の兩課金を減して行くといふ方針が其の儘取行はれて行きますや否やといふ事は、一口に申しますれば租界外に居住されて居ります方々不動産税、土地課金、家屋課金といふものは從來之を取つて居りませんといふ事から、今云ふやうな居留民増加の趨勢に鑑みまして、從來通りの方針を進めて行くといふ事が好いかどうかといふ事を、充分に課金調査委員會其の他の機關に於て調査致しまして、再検討したいと考へて居ります。夫から例の不動産取得税といふものでありまして、之は此の税金を取る事になりましてから既に十年近い歴史を持つて居りますが、之は内地の登記登録税の代りのやうなものでありまして、民團が此の税金を取つて居るといふ事も一つの變つた形でありまして、而も登記に代る不動産届出規則といふもので領事館側でやつて居る、領事館に届出で不動産の権利を登記簿に登録して貰ふ、其の内地の不動産登記税といふものを民團が取つて居ります、内地と變つた機構になつて居ります爲めに、數年前迄民團の方へ取得税を納めてから領事館に登録して頂くといふ便宜な方法を取つて居りました、全く民團に規程されて居ります不動産取得税の規程が、餘り便宜の方法に過ぎまして、規則に依つて領事館に届出で済まして、其の届出抄本を持つて來て民團に税金を納めるといふ事になつて居りますが、兎に角税金を納めないでも登記が出来るといふので、登記を済ましてから民團の方で夫に課税するといふ行き方では、實際上民團で税金を取る上に不便があります、此の間此の項目に對する納納も相當大きな額に達して居ります、と同時に例の事件の費用金額にも大きな額が含まれて居る、夫では之は領事館にお願ひ致しまして監督方法を替えて、民團に取得税を納めて後領事館に登録して頂くといふ定義にして頂くべく、目下領事館當局と交渉を重ねて居りますから、諸

君の之に對する御協力を只今からお願ひして置きます。大体今申すやうに歳入の増加を今後圖らなければならぬといふ方針の下には、單に課税といふ以外に先刻申し上げましたやうに、色々な意味の民團の財源となるべきものを考へて、此の仕事を行なふといふ事を考へたいと思つて居ります。之は一、二の腹案もありますが、まだ當議場で申上げる程に具体化して居りませんので、次の機会に申上げたいと思ひます。此の以外には歳入の點から特に民會議員諸君の御認識を願ひたい事は、民團當局としては自讀自議の嫌ひがございませぬけれども、民團水道係の非常な努力及び功績といふ事を御認識願ひたいと思ひます。之は古い議員諸君はよく御承知であります。我が民團水道事業の成績は地下に於ける漏水が多くて、買入れるのが四十五仙であつて賣るのが八十五仙といふ差を儲けて居りましたにも拘はらず、一向に利益にならないのであります。其の差額は總て漏水となつて地下に流れて行つたのであります。之が昭和八年來當局者の努力に依りまして、漏水調査といふ事が極めて化學的に行はれました結果、漸次此の漏水が減つて参りました。今日では非常に好成績を擧げて居ります。元より鐵管の入れ替へ其の他年々此の方の費用が相當支出されて居りますが、一寸茲に最近の三年間の様子を申上げますと、昭和八年に十三萬一千元の賣上げで水代が九萬九千元、約三萬三千元がつまり経費等を除きました収益であります。翌九年には四萬七千元増えました。十年には六萬一千元といふ

成績に上つて居ります。私は昨年末就任致しまして、尙民團内部の吏員の能力といつたものにも十二分な結論を得て居りませんが、前年來此の不祥事件に對する民團吏員に對する色々の御非難も誠に御尤もでありまして、吏員一同が全体の責任を以て居留民諸君にお詫言申さなければなりません。此の反面に土木部の水道に於て斯ういふ風な努力と功績があるといふ事を申上げて、御認識を得て置く事が私の民團長としての職責と存じますので、特に此の一項を御報告申し上げます。

夫から歳出の方面であります。事務報告の時に一寸申上げましたが、尙一言付け加へて申上げたと思ひますのは人事のことでありまして、主として財務關係の機構を中心に改正、改革、整備を圖りたいといふ方針であります。財務關係の機構の改革に伴ひまして民團の全般の機構に檢討を加へまして、改革、整備を圖るといふ事を考へて居ります。其の點から豫め御了解を得たい事は、新たな機構に致します爲め一時相當な人員の増加といふ事が免かれないのではないかと思ふのであります。之は新しい機構に職員が馴れますに従つて追々元員の淘汰といふ事は元より致しますが、當分の間現在の人員費よりは人員費が増え行くかも知れん斯う思はれるのであります。個々昨年の通常民團の諸事務を拜見致しますと、民團の人員費に對して二割何分以上の支出になつた。之は多過ぎはしないかといふ事で議論になつた事を、議

事録で相見致しましたので、過去三年間の人員費の統計を取つてみました。民團の總支出の二割何分が多いと思ふ者は多いと思ひます。その思はない者は大して多くないと思ひます。何れにしても根據を持ちませんから各都市の人員費の比率を集めたと思ひましたが、思ふ程に材料が集まりませんで、今日迄まだ参りませんので報告申上げる事が出来ませんが、恐らく日本内地の各地の都市と我が居留民團の民團行政でやつて居ります事は、大分色々の點に相違があると思ひます。此の點から考へると直ちに總歳費と人員費との比率を割り出して、多しとか少ないといふ議論はし難いと思ひます。民團だけの問題として考へますと、大体に於て事務所費、警備費、土木費、水道費、埠頭費、衛生費、保潔費といふ風な部門に分れて、夫々の人員費がありまして、此の人員費の總額を經常、臨時部の歳出に比例しますと、成る程昨年の通常民團で問題になりました通り、十年度は二割九分といふ費用を使つて居ります。一年度に於ては三割一分、本年は私といふものや會計主任といふ比較的高級の人が事務所費に含まれまして、三割と斯うなつて居ります。併し歳入の三割と申しますと、私も人員費が要り過ぎると考へたのであります。此の警備費、即ち巡捕の俸給、給與といふものと、保潔費の中の道路掃除に使つて居る人夫賃といふものを勘定致しまして、之を三ヶ年間の決算、豫算から差つ引きました處が、結局警備費と保潔の苦力賃を除いたもの、人員費は、總歳入出の一

割四分に當つて居ります。昨年が二割四分八厘、本年も二割四分八厘、一昨年は二割四分、斯ういふ数字が出るのであります。之が自治体の人員費として多過ぎるものか少な過ぎるものかといふ事は、比例に依つては結論が得られません。二割何分、三割の人員費は多過ぎると民團議員の或る方からの民團當局に對する御注意がありましたが警備費と保潔費を除いて考へますと一割四分といふ数字が出ます。之が安常なりや否やといふ事は申上げ兼ねますが、只今申上げますやうに民團内部の機構の改革、整備を圖る上に於ては、少なくとも一時だけは更に少しは増えるといふ事にはせんかと思ひますが、充分に研究致しました上で御協賛を求むる事としたいと思ひます。同時に申上げたい事は民團吏員の入局の経路を考へますと、土地納税角茲に來て職が無くて遊んで居るといふ人か、色々俸手を求めて民團に採用を頼む、民團の方でも丁度人が要るからといふ都合でも、一方職が無くて困つてゐる立場の人は給料は幾らでも好いから使つて頂きたい、といふ事情の下に採用された人が段々と多いのであります。斯ういふ點から雇はれた人の俸給は、一方必要の爲めに採入れて居られる條件の者とは數等の差があります。例へば大きな會社が専門學校から何人、大學出が何人、中學出の者何人と學校に頼んで採用するといふ事は大學卒業生は幾ら、専門學校は幾らといふ標準の下に雇入れられますから其の給與は公平と申しますが、一つの一般的標準の下に決するのでありますけれども、當

(172)

民団の吏員の多数の情勢は職が得られなくて困つて居るから、民団で使つて貰ふ口はないかといふ懸路から入つて居りますので、夫では月給は廉いが、夫で結構でございますといふので入つて来ては相當長年勤積して居ります吏員の修給は順次上つて居る爲め可成りの給與になつて居りますが、入局日の浅い者の新様な事情の下に入つた者は極めて低率であるといふ事は御想像に難くないと思ひます。先般來の参事會に於て意見が出まして、一方に於ては不祥事件が發生したといふ事も鑑みて、せめて吏員が生活だけは出来るだけの給與を與へて置くといふ事を考へて置かねければならぬのじやないか、月給では足りないからついでに公金に手をつけぬといふ事も考へられ交で不足りないといふ事でありました、私は大へん結構な御意見と思ひますので、今後工面に盡すべき事は充分に講じますと同時に、繕紀を執すべき點は最も嚴肅に現代の民団の事情に即した方針で改革をしたい、斯ういふ風な意味で、豫算の中にござりますが、宿舎建築費として本年四萬五千元計上してあります、之は段々租界の中の家が無くなりまして、薄給の者が甚多い家賃の負擔に中々堪え難いといふ事から、民団は土地の流用といふ事も考へて、出來るだけ吏員の宿舎を早く完成しない方針の一端として計上しました、遂に修繕の時内容をお答へ申上げます。其處で撤出の警備費ですが、之は今申上げましたやうに民団の人員費の相當の部分をお占めて居りますが、今日迄の情勢で申しますと年々増加の一方を辿つて居ります、之は自むを得ない事情だと思はれます、一昨晩も申しましたやうに租界内の人口が増えますと共に交通量が増加しまして、交通整理に要します巡捕の数が増えますので、年々増加の一方を辿つて居ります警備費は、十年に十萬七千元一臨時都を除いた數字であります、十一年十二萬七千元、十二年は十三萬四千元、順次増加して参ります、之は増加するといふ事は元より包むない事情であり、又民團の治政を完備して行く上には當然増加の覺悟をしなければなりません、之に對する國庫の補助といふ事が數年前から民會でも議論になり政府に請求して居りますが本省から見えました佐藤事務官に本省の御意向を一應伺つて見ましたが、何ら御方針の明かな御返事が得られませんでした、中々此の問題の請願の願意を貫徹する事は難かしいと思ひます、夫は教育費に對する國庫の補助が政府の方は教員の本俸だけで、今日尙中々請願の誠に達しません、本國政府の財政状態から考へましても、國庫補助の達成されず時は中々先のこと考へますが、併し居留民團の場合としては斯ういふ風な性質のもの、國庫が相當の額を補助して下さつて好いものだといふ建前から、請願の趣旨を引續き貫徹すべく努力して見たいと思ひます。次に土木部の問題は今年に特別なものもございせん、大体租界内の

(171)

事業としての道路の舗装は大体終りましたから、基礎から出來て居らる者は多少ございしますが先づ以て大体出來て居ります、従つて支出される主なものは御筒所費、夫から下水道の方も例の汚水處分所の機能が充分でありません、之に對しては本年は充分研究を遂げまして、出來るだけ機能を發揮させるやうにしたいと考へて居ります。上水道の問題は漏水を防止する成績が大變八年以來年々効果を擧げて参つて居りますので、一日も早く完成させたいと思つて居りますが、一方に道路の擴張といふ問題がありますので、此の擴張計劃に伴ひまして致しません折角止水除敷設備をした處を掘りくり返して道路を擴げるといふ事のないやうに、道路擴張計劃と相伴つて進めて行きたいといふ風に考へて居ります。此の機會に申上げて置きたい事は例へば公園の胡同、大和公園の向ひの同光會に入つて行く胡同、其の外胡同が公道である限りは民團の經費に於て舗装致しますのは當然であります、私設胡同でも其の通りでありますが一、斯ういふ胡同を民團の經費でやるといふ事は理屈の上から少しく通らないのであります、其處で今日迄は其の邊甚だ何と申しますか、情實的に私設胡同でも舗装した事もあるし、或る場所は中々舗装に行つて居らぬといふ事で、其の附近の住人から考へると不公平な處置になつて居る事があるのであります、之を共益會と打合せまして、共益會の所有土地に屬する胡同に對する舗装も民團でやつてくれ、其の代り其の敷地を道路としてお使ひ下さつて構

(175)

はない、といふと甚だ形式的の談になりませんが、事實之は共益會から民團に寄附しても構はないのであります、共益會の借款の擔保に入つて居りますから寄附するといふ手續の出來ない方面もありません、共益會は其の所有土地を道路として使用する事を無償で提供する、民團は此の條件に對して道路の舗装及び以後の維持、補修も民團の費用でやるといふ協定の下に、各地の胡同は豫算の許す限り一日も早く完成したいと思ひます、豫算には協定の方が後になりましたので出て居りませんが、何れ臨時民會なりに追加豫算として本年中に致したいと考へて居ります。其の次に保潔費の問題ですが、私が先年當地に居りました當時は兎角文句が多く、直接居留民團の日常の生活と接觸の多い爲め御非難の聲が絶えなかつたのであります、朝早く散歩に出る時に埃が立つとて散歩の氣分を害する、少し水でも撒いて欲しいといつた事や新聞の投稿等は始末絶えなかつたのであります、當局者として申上げる事は變でありませんが、昨年暮六年振りで當地に参りましたら、先年當地を去つた時よりは道も綺麗になつて居れば、道路掃除も良くなつて居るといふ感じを持つて居ります、之は一つ段々綺麗になれば其の上にも綺麗にしたい、といふ土地の人の慾望から居留民の中に於ても御非難が起るのでありますから、當局者には相當の苦心を拂つて此の改善、改良といふ事を努めて居ります、之は日本の大阪あたりですと、六時、七時といふ時から掃除夫が出て掃除をします、處が天津の各家の大体朝

(174)

先づ以て大体出來て居ります、従つて支出される主なものは御筒所費、夫から下水道の方も例の汚水處分所の機能が充分でありません、之に對しては本年は充分研究を遂げまして、出來るだけ機能を發揮させるやうにしたいと考へて居ります。上水道の問題は漏水を防止する成績が大變八年以來年々効果を擧げて参つて居りますので、一日も早く完成させたいと思つて居りますが、一方に道路の擴張といふ問題がありますので、此の擴張計劃に伴ひまして致しません折角止水除敷設備をした處を掘りくり返して道路を擴げるといふ事のないやうに、道路擴張計劃と相伴つて進めて行きたいといふ風に考へて居ります。此の機會に申上げて置きたい事は例へば公園の胡同、大和公園の向ひの同光會に入つて行く胡同、其の外胡同が公道である限りは民團の經費に於て舗装致しますのは當然であります、私設胡同でも其の通りでありますが一、斯ういふ胡同を民團の經費でやるといふ事は理屈の上から少しく通らないのであります、其處で今日迄は其の邊甚だ何と申しますか、情實的に私設胡同でも舗装した事もあるし、或る場所は中々舗装に行つて居らぬといふ事で、其の附近の住人から考へると不公平な處置になつて居る事があるのであります、之を共益會と打合せまして、共益會の所有土地に屬する胡同に對する舗装も民團でやつてくれ、其の代り其の敷地を道路としてお使ひ下さつて構

起きるのは遅いのであります。一、邊掃除夫か廻つた後を朝起きてから店を掃除したり其の邊を掃除したりして塵芥を捨てられる。夫を第二回目の掃除が行く前にお通りの方から見ると、天津の日本租界の掃除は悪い、英租界も取つて居る、佛租界も取つて居る、御非難を受けませんが、此の邊は實情を充分に御覽下すつて御了解を得たいと思ひます。諸君の改革に對する御意見はどしどし御遠慮なく伺ひまして、此の完全を期したいと思います。長くなりましてから端折つて申上げますが、臨時部の官島街の外ウエズ運河を越えて橋を架ける事になつて、昨年も計上して居りますが、本年は協定が出来て官島街の突端に架けられる事になつて居ります。最後に三十周年記念費といふので一萬元計上して居りますが、之は準備委員の第二回第三回を聞いて具體的の経過を當民會に報告致したかつたのであります。第一回の準備委員會を開いた後第二回も開かず、計劃、内容その他は一向具體的の案を持つて居りません。豫算の範圍内に於て濟む限りは御一任を願ひます。各特別委員の方と協定致しまして案を具して舉行致したいと思ひます。若し一萬元の範圍以上の費用を要するやうな有意義の案がありました場合は臨時民會を召集して御協賛を仰ぐ事に致します。

ます。どうぞ遠慮なく御協賛を願ひます。  
 ○鹽谷信治君 只今豫算の概括に付て御説明がございましたが、あの警備費の事に付て申上げます此の龐大なる警備費に付て國庫の補助を仰ぐといふ事に付ては、簡單に行かん問題と思ひます我々の考へる事と本省の方のお考へとの間には大分距離のあるものと見えて、民會でも其の聲を高くして叫んで中々本省に届かぬといふ恨みがあります。併し只今民團長は、之は必ずや國庫の補助を受く可い努力する、受けなければならぬといふ云ふかのやうな其の議論は致しに賛意を表する者であります。同時に只警備費の國庫補助と全般的に之を云ふても、我々の考へと本省の考へとは距離が遠いのであります。多少参考の爲め申上げた事がありまして、之は尤もであると思つた點は、警備費といふ中に先程のお話のやうに交通整理上に要する巡捕の費用は、實際に民團が持つべきでありませうが、此の天津は特殊の地帯でありまして、従つて我が日本租界の其の警備に於て特殊の事情があるのであります。其の特殊の事情に對する特殊巡捕といふ者が相當數に上る、斯ういふ方面のものは當然外務省がしなければならぬといふお話を聞いた事があります。之は誠に御尤もな事でありまして、以後私は機會がある毎に、例へば本省から人が見える度にさういふお話をした事もありまして、お話申上げ

る時には稍判つて頂いたやうでも後では何のお返事もなしに、何度繰返しても同じであります。民團長は斯様の點を参考にせられて、今後此の警備費の國庫補助といふ事を交渉する場合は、斯ういふ程度から願ふといふやうにお取計ひをお願ひ致します。  
 ○菊地新一君 遠慮なく伺ひたいと思ひます。民團長がお話の中に私設道路の改良を申しますか、夫が大きな道路、所謂本道は立派に舗装も出来て居りますが、私設道路の改良が非常に困難になつて居る爲めに、折角綺麗になりかけた歩道に、私設道路の方から色々な塵埃が飛んで来る、夫から体裁上も非常に悪いといふやうな事を見受けられますので、果して私が云ひます處の私設道路が公共會の胡同が判りませんが、私が實際痛切に感じた自分の傍にありませぬ道路は、私の處は芙蓉街から小松街から抜ける胡同がありまして芙蓉街通りは立派に舗装してありますが、小松街の道路は土が突出してありまして、芙蓉街の道路が綺麗になりまして私の傍が汚ない爲め目立つのであります。之は少し何ですけれども彼處の道路は私設胡同でありませうか、公共會の方でございませうか、私判りませんが、芙蓉街と小松街の間の小路です。  
 ○民團長(白井忠三君) 芙蓉街と小松街の間は胡同が判りませうか(ありませぬ)大体原則と致しまして私設胡同と申します其の胡同は名稱が判りませぬ(ありませぬ)大体原則と致しまして私設胡同と申します

のは、領事館からどこへ何街と稱すといふ名稱が領事館から付けられてあります公道であります。民團が當然補修、補裝致しますのであります。地主が家を建てる都合上胡同を付けたら、可成り大きな道路に取つたりして居るのであります。夫が例の此の附近の昔外務省から民團が拂ひ下げを受けて共益會に寄附してあります道路敷地土地の中、夫からすつと住吉街に近い處の上の、低利資金で買ひました中等に少くあるものであります。之は領事館が公道とした道路ではないのであります。日本人の家の建築が日本租界をふさげると、大きな路だけでは小さな路がなくては不便だといふので地主が路をつけて居ります。之が總て私設胡同であります。敷地が地主のものでありますから自分で立派に補装するといふ形になつて居つたのですが、之では地主の方で中々補装をしないので附近の住人が迷惑するし、又胡同から出て来る泥が公道を汚すので、民團の手でやらうといふのが今申すやうな譯で、斯ういふ私設道路は提供するから民團で補装してくれといふのでしたら、民團の豫算の許す限り早く之らの道路を完成したいと思ひます。  
 ○菊地新一君 懇切な御説明に依つて判りました。民團の歩道も我々の理想に添ふやうにお願ひ致します。  
 ○伊丹關次郎君 大体の總括的の豫算の、經常收入豫算に付て少し伺ひたいと思ひます。十二年

(181)

度の豫算總額は八十三萬五千弗になつて居ります、十一年度の豫算總額よりつまり三萬弗増えて居ります、十一年度の實收額と比較致しますと却つて減少になつて居ります、色々十一年度の増收と比較したのであります、さういふ方面から考へまして、此の收入の方も人口の増加に依つて自然増加がもう少しあるのではなからうかと思ひます、今各内容を見ますと工部費や手数料、雜收課金が約六萬二千元程減少して居ります、増加の方も營業、取得課金といふものはあります、明細の事は遠慮の深で結構であります、此の人口の少ない處の昭和十一年度の實收額よりも十一年度の豫算額が少くないといふ事は、一寸可笑しな現象のやうに思はれます、人口増加に依る自然増加に付て只私の解釋と民團の解釋とどういふ風に違つて居りますか、確かめたいと思ふのであります、此の經費總金額に依つて……するやうに取扱つて、大体の自然増加といふものが此の點で……(低聲、聴取不能)

○民團長(白井忠三君)

一寸實は遠いので御質問が聴きませんが、大体の意味は十一年度の方が十一年度より多いといふ事だけだと思ひますが。

夫は此の決算の臨時部の第三款、第七種債償還借入金が計上してあるのです、之は例の今年間額になつて居ります、國債を返す爲め五萬元借金をして返すといふ豫算になつて居りましたが

(182)

之を五萬元借入れませんといふ事から十年の方が増えて居ります、夫と違ひますか。

○伊丹關次郎君 今のは私のお尋ね致しますのは經常收入になつて居ります、歳入の經常部の方です。

○平野書記 一寸お答へ致します、十一年度の決算と十二年度の豫算の經常部の歳入の開きは、此の豫算を組む丁度前年度、つまり十一年度の十二月頃の實收に此の三月迄入つて来る豫定を加へましたものに、夫に其の時の時局を考へまして八割にするとか或は九割、或は全部入るといふ風に豫算を立てるのですが、前年度の實收の全部が入るものといふ事はまあ豫想しない事にして居ります、夫で多少豫算の方は低い譯なもので、事實入つて来るものは八割に入るとか或は九割にしたものが決算になつて来るのですから、歳入の方が豫算より多いといふ都合になつて居ります、其の結果豫算と決算と比較すると多少の数字の相異が出来るのであります。

○伊丹關次郎君 大休斯ういふ風な豫算を作成されたものであるといふ事は大休考へて居りました十一年度十一年度の二年間は非常に人口増加の他が原因になつて居ります關係上、豫算は多くする方が良くなかつたかと思はれます、之は豫算の邊條を質問したいと思ひます。

○佐藤政作君 先程民團長から、土地、家屋の登記税金を先に取つて、さうして領事館に登記をさせる、夫は結構な事でありまして、課金調査委員會に出て居りますと、土地、家屋が所有主

(183)

が變つて、其の間の金は取つて居らない上に、長い間に二、三人も變つて居るやうに思はれるのであります、さういふ方面に對して突込んだ調査を今後なされる積りでございまして、民團は佐藤と名が載つて居りますが實際は上田君になつて居ても佐藤ではつたらかして居る様に思ひます、花園街で家を借りたが家主が、本當の持主が判らない、そんな者は登記簿の關係上何かで夫のものに對して何か適當な方法を講じて、さうして夫をやはり判然りとして登記をさせるといふ方法がもう一つ必要じゃないか、支那人關係のものは相手が日本人の時には領事館の手を經るけれども、支那人から支那人に移つた場合は二、三人も變つて居る持主が判らないのが澤山ある之に對しては家屋の税金の徴收を嚴重にして、支那人間に付ての賣買をもう一つ突き進んで……

○植前 香君

先程白井團長の説明の中に、汚水處分所が現在餘り効果がないといふ御説明がありました、此の席で承る迄も無く團長からは一、二邊聞いた事はありますが、之は只座談として受け取るべきであつて、彼是取り上げて、苟くも民團の席上責任ある團長の口から聞くといふ事は、甚だ意外とする處であります、凡そ物事を論ずるには標準があつて、其の標準に比較して好い悪いといふ結論が出ると思ふのであります、假に悪いとして如何なる標準に基いて好いとか悪いとか云はれるのであるか、其の說をお伺ひしたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君)

私の説明の詞が足りなかつたか知りませんが、私が成績が悪いと申上げた事は、出来た處分所が不完成であるといふ意味で申上げたのであります、處分所の機能が現在十二分でないと思ひますといふ意味から、之を當初の築造の目的に叶ふやうに改善したいと申上げたのであります、分拆に依る汚水の浄化成績といふものは遺憾なく具体的な報告もございせんし、調査も多分出来て居りませんと思ひます、只常識的に觀察してみまして、折角の汚水處分場から出て来る汚水が充分に浄化されて居らん、浄化の程度といふ事は判然りして居りませんが、もう少し臭のない水になつて出るやうにしたいといふ意味であります、作つたものが不完全なものであるといふ意味で申上げたのであります、此の點御了解願ひます。

○植前 香君 私は之以上、設備の未だ完成して居ないといふ點から操作上遺憾であるといふ事だけで、民團の期限も切迫して居りますので、此の席では答へませんが、完全とか浄化とかいふ専門的説明はお避けになつた方が好いと思ひます。

(民團長「承知致しました」)

○早瀬祐一君 私は人口自然増加に付て税金の徴收率に付て參事會でも申しましたが、何かもう少し迅速確實にして頂きたいと思ひます、新しく茲に来る人が家を持つ、課税の方法があれば

(184)

直ちに増収を圖るといふ風に、従来のやうな方法でなく今後は直ちに増収を得るといふ事が出来ぬものでせうか、又三仙や四仙の商ひをして居る者何十萬の商ひをして居る者どを、同じ商賣人の相場の中で押しなべて税金を拂ふといふ實情を、民團長も御考慮なすつて、又子供を何人も學校に入れて居る者にも何等か税の方法があらうと思ひます、中々我々は古くからの事情を知つて居るので、斯ういふ事は警察が許可せまいと思ひます、ちやんと他處から來た者が押強く固々しく營業して居る人があります、斯ういふ人が少なくないから、まして居住届が出れば其の人の仕事の状態が判るのじやから、居留民に公民としての公課を果して頂くやうに取計らつて貰ひたいと思ひます。

○副議長(龜澤省朝君)

では大体此の邊で全体の質問を打ち切ります、第二機曾に入りたいと思ひます、一挙つづき條審議に移したいと思ひます、歳出から致します、五頁の歳出経常部第一款事務所費、之を致します、御質問がありましたら第二機曾でも便宜上多少の質問は差支へありません、質問がなければ承認と認めます。

第一款 事務所費 (異議なし)

第二款 會費 (異議なし)

可決

(186)

(185)

第三款 義勇隊費

可決

第四款 警備費 (異議なし)

第五款 土木費

可決

第六款 水道費

○菊地新一君 私は事務報告中にも申上げて置いたのでありますが、水道費は遂次毎年増加の傾向を辿ると思ひます、民團長からもお話がありました、水道費が購入額四十五仙、料金八十五仙ですから、額から見れば細い儲けであります、之を他の方法の水の財源を求めましたならば、之は水道會社から買ふ値段であります、相當の財源を求め良質の水を求め、水道會社を全部とは申しませんが全部でも水道會社に利益を頂きたいのであります、半分でも地下水を取つてさうして水道自営にして半分購入して使用するといふ方法を取つてやれば、衛生的から考へまして且つ又經濟的から考へまして水道料に利益があらはれないかと思ひます、民團の財政は色々の方面から支出が多くなると思ひます、其の點から今年度は地下水試験費といふ名目で二千弗ばかり計上して頂く譯にいかせんでせうか、といふ理由は最も適當な時期に掘抜井戸の試験をして頂きたいと思ふのであります。

○民團長(白井忠三君)

(187)

御熱心な井戸も地下水、水道會社の御主張も實下の御希望も一昨晩より拜聴致しましたが、榮得の古い井戸は私先年居つた時から、あの井戸の水が質が好いといふ事で期待して居つたのですが、今度参りましてから出なくなつたといふ事に非常に未練を持ちまして、數十日に亘りまして御筒を用ひまして水を盛出し出した處が、只今出て居ります水のクローラが四十五といふ、極めて好いといふ事は申せませんが判に好い成績の水だといふ事を發見致しましたが、どうも濁りが取れない、取れないといふ理由は四時のパイプを入れて居りますが、水漕の網が腐朽して破損して居るらしく思はれます、一帯夜に二百屯の湧水量がありますが、二百立方尺の水が出て居るのですが、遺棄せんとする濁りが取れませんが下の方のストレーナの網が破れて居るのだらうといふので、今四時のパイプの中に二時のパイプを入れて、少しく澄んだクローラの少ない水が得られるかどうかといふ事を、もう少し試験してみたいと思つて居ります、只今四時のパイプの中に二時のパイプを入れて居りますから、湧出量は半減するのじやないかと思ひます、蓋當つての用途は夏になつて道路撒水の用に供します、天津の地下水の結論を得る材料になると思ひますので、御希望のやうな事を進める考への一方法なのであります、豫算は約千六百元程費用がありますが、其の他の井戸は今少しく先に願ひまして、榮得の井戸の調査研究を今少しくやつた上の事にしたいと思ひます。

(188)

○早瀬精一君 あの井戸の事でありましたが、民團長は其處の井戸の試験台のみお話しなさいましたが、興津街の中村ゴム会社の橋内に數千元を投じて掘つた井戸があります、水質はどんなのか知りませんが、ゴムのタイヤとかゴム製品を使ふのですが、機械を冷やす爲めに充分用立つて居るといふ事でありまして、一週調べてみたら如何ですか。

○山本技師 現在の租界内の井戸に付ては全部調べて居ります、大体私の意見を申上げれば、此の前の民會でも申上げましたが、井戸水は飲料水としては不適當でないが、工業用水として適當だと申上げられると思ひます、水質のクローラの點から申しますと、天津の水は二十六以下、非常にも悪い場合に五〇位になります、昨年は特別に條件が悪かつたのか一〇〇近くになりました、之は數年來にない現象であります、井戸の水は六〇以下のクローラは得られません、四百尺から五百尺でクローラは一〇〇であります、五百尺から六百尺で六〇台になります、四百尺より浅い處になりますとクローラはずつと増えるのであります、天津の英租界の井戸、特別の一區の井戸のクローラが一〇〇になつて居りますのは、何處に原因があるかと云ひますと、井戸の構造の不完全に歸すると思ひます、何故さう云つた構造上の缺陷があるかといふと、水室の多いといふ事を自慢にしたい爲めさういふ構造にする、殊に色々の層から水を取つて居るので、クローラの多い不適當の水質の爲め飲料に適さない、最も好い水は四百尺から六百尺の間で出

(189)

ます、工業用水としてはクロールが多い井戸でも好いので、白河の水が好いといふ事は申上げられませんが、水の問題に關しましては、水漬會社の水を用ひまして鑿井に依つて補なふといふ事は考へられるのですが、工業用水としては水道用水より外ないといふ事を申上げられます。

○菊地新一君 山本さんの御説明に依ると、どうも山本さんは専門達ひを議論になりまして、水質の如きに付て好いとか悪いとか御判定をなさいましたが、之は見當違ひじやないかと思ひます、蓋下は水質を自分で検査される譯でないと思ひます、飲料水に適するかどうかといふ判定はやはり其の資格の人から承はるべきで、少し出過ぎやせんかと思ひます、先づ貴下の説明を一々反駁すると、一寸之は専門事項に亙りますから一々申上げませんが(簡單々々と呼ぶ者あり)どうも貴下が憚越だと思ひます。

(日井民團長「民團の結論は申上げません」)

山本君一個の意見ですか。

山本君一個の意見とすれば、水道團營に向つて大いに進んで居るので、そのいふ風な判定をせられます事に對して、私の主張致します意見を申上げて置きますが、十數年來水質を地方的に検査致しまして、特別一區、特別三區、支那籍の方面、日本租界内の硬度を、種々な検査をして居ります友人に頼んで調査をして居ります、私個人では水道水に迄至つて試験して居ります、その報告を持つて居りますし自分の成績も持つて居ります、其の信念の下に日本租界の管轄の地下水は最も好い水質のものであり、構造的如何に依つて混濁になつたと思ひますが、其の噴出量は本年度に技術的方面の研究を進めたら、俄然相當な域に行くものと思ひます。

四〇、五〇位のクロールは差支へありません、クロールが好いとか悪いとか云つても、地下水から出て来るクロールなら心配する事はありません、私は其の信念の下に進んで居るのでありますから、どうか其の邊御含み置き下さい、民團長も此の地下水に關心を持たれまして、私先程豫算の事を申上げましたが、榮街の地下水を今使つて居る、四時のパイプに二時のパイプを入れて、榮街の地下水を更に検査して居る、更に適當の噴出量を出さうと努めて居るといふ其のお話を信じまして、二千那の試験費といふものは檢回致します。

(190)

○副議長(龜澤省刺君) 夫では異議ございません (異議なし) 可決

第七款 給水工事費 (全) 可決

第八款 埠頭費 (全) 可決

第九款 衛生費 (全) 可決

第十款 保淨費 (全) 可決

(191)

○佐藤政作君 異議ありませんが、保淨費中に除糞費なども入つて居りますか。

○民團長(日井忠三君) 入つて居ります。

○佐藤政作君 入つて居るならばもう少し入夫を増やして早目に雪を取つて頂きたいものです、柳蘭西租界、英租界、日本租界と通つてみまして、苦力を使ふにしても金の問題ですから云ひ難い、かも知れませんが、苦力を増して早く除糞するといふ風にして頂かないと、日本租界が一番悪い、恐らく柳蘭西租界が除糞してしまつて五日間位漏れる、英租界から見ると一週間は遅れます、あれは苦力を増やして一つ早目にして頂きたいものです。

○民團長(日井忠三君) 承知致しました。

○副議長(龜澤省刺君) 第十一款 救 助 費 (異議なし) 可決

第十二款 課金徴收費 (異議なし) 可決

第十三款 雜 支 出

○志村正三君 此の接待費が前年度の一千元に對して本年度は二千那の増額であります、之には何か理由がございますか。

(192)

○民團長(日井忠三君) 私から申上げるのは甚だ可笑しいですが、可笑しいといふ事もないのですが、名前は接待費ですが、民團長の交際費を含めて居るのであります、交際費の範圍は雜支出の範圍を如何にするやといふ事は、参事會の方で決めて頂いて居ります、夫以上の御説明は誰方が参事會の方にしつて頂いたら……

○志村正三君 民團長としては恐らく御自分の事に關する事で申しにくいかも知れません、其の點は充分承知して居りますが、此の接待費は昨年は千元の計上でありましたが、實際は八百元位しか使つて居らなかつたやうに思ひますからして、急に急激な増加であり、又民團長が、從來参事會長は名譽職でありましたが、今度有給民團長になつたから接待費が餘計に要る、といふ事がどうかといふ風な疑問でありますからして、此の點に付て民團長の云ひ難い點はどうか参事會の誰方でも御説明願ひたいと思ひます。

○村田善記 前から申すのも變なものです、民團長が申されるよりか好いと思ひますから、参事會の方は違つたら訂正して頂きたいと思ひます、今迄の名譽職の會長だつた時は接待する機會が割合に少ない、例へば民團に人が等ねて來ると會長が何時でもいらつしやる譯でないか

ら我々が接待して其の帰郷してしまふ、一々取持ちをしないで歸してしまふといふ風になる機会が多い、斯ういふ關係で少なかつたのであります、今度の民團長は有給でありますからどうしても名譽職の會長の時よりも直接面會する事が多い、さういふ風な意味が多分に之は考慮されて居たと思ひます、さういふ意味でなかつたでせうか、早瀬さん。

(早瀬議員「僕に聞かなくてもいいやないか」)

○齋谷信治君、私の記憶を呼び起して志村さんのお説の参考迄に申し上げますが、之は前参事會長森川さんの當時に、新民團長を呼ぶ体給を決めた時に出了問題でありまして、夫が基を爲して三千元といふものが決まつたのであります、古田さんも多分御記憶があらうと思ひます、此の三千元を決めました事は付ては今村田氏の話もありましたが、斯ういふ點が多分にあります、倒へば前の如き森川参事會長時代には、年に行政委員會長の交際費といふものを相當使ふから成るべく使はないやうにといふ方針の下に進みまして、さうして接待を成るべくしないやうにといふ方針で餘りしなかつたのであります、夫から成るべく自辨でやるといふ方針を取つて居りました、處で新民團長を呼ぶに當りましては、殊に此の際民團と各公的團體との接觸などが以前よりは、北支明朗に従つて頻繁になつて來るといふので、勞々民團行政の上に立つて居る民團長の俸給を決める時、斯ういふ接待費を餘分に見積つて置く方がいゝといふ事で、確か

森川さんも承知と思ひますが、斯ういふ事になつたのです。

○早瀬一君、全然古い記憶を呼び起して此の民團長の交際費に付て、尊厳ですが、一寸申上げます、此の項目が判然して居らんと誠に困るから、當下方に三千元といふ金額であるから、決めて呉れといふお話をしたが、民團長としての交際費にお使ひになつて要るだけ三千元以内に於て支出する、其處は民團長のお心任せで交際費にだけ使つて頂きたいといふやうに聲明申上げましたな、民團長。

○古田治四郎君、今齋谷さんから引合に出されましたので、白井さんと呼ぶ時、從來の會長制であつたらキチ／＼出動して居らんでも好いが、民團長は有給である以上ルーズにする譯にいかん、各方面の接觸に出す金や、義理で飲み食ひをするといふ事も多たらうから、俸給が高くて交際費の爲め俸給が不足しては甚だ氣の毒である、斯ういふ説明が出ましたので、名譽職で千円だから有給なら三千元といふ事で、今齋谷さんがお引合になつたので申しますが、別に其の他の事情はありません。

○志村正三君、只今民團議員諸君より説明がありまして、大体に於て諒解出來た譯であります、接待費とか斯ういふものは色んなものに使はれて居るものでありまして、疑惑の中心ともなるものであつて、斯ういふものを一邊に増額、三千円を増額したといふ事は、誤解、疑問を抱く

ものも在ると思ひます、私は此の接待費の何時も意味が大体疑念があるのであります、一昨日開會の當初民團長が事務報告に當りまして、色々の將來爲さんとする御方針を示しました、此の中に思想指導であるとか或は國民の救済であるとか、色々ありましたが、斯ういふ風な事情の色々に新たな事業をされる上に、交際費がよくかゝるといふやうな御説明でしたが、齋谷さん當りの御説明を聞いてみますと、俸給を一萬よりもつこ上げたいが奴らが居るから(笑聲)接待費で二千元位といふ風に聞えますが、又次の民會に於て云ふかも知りませんが、豫め御了承願ひます、夫からもう一つ雜支出であります、備考でみますと軍隊の慰問、夫から諸會議其の他と書いてあります、夫で其の他といふものがどういふ事に使はれるか存じませんが、祝日の陸軍記念日に當りまして此の記念日は所謂陸軍の記念日でなくして、國民の記念日であるといふ意味に於て、宜しく民團當りでやつたら好いといふ御意義であつたやうに聞いて居ります、蓋追つて海軍記念日が参ります、此の時に率先して民團が經費を出し得る様に、雜支出に對してはもつと増額して置いても宜いのではないかと、いふ意見を持つて居ります、○副議長(藤澤省朗君)夫ではさういふ御希望を附しまして、御異議ありませんでと(異議なし)可決。

次に歳出臨時部第一款、御下賜金記念事業積立録入金。

○木下秀良君、去る昭和十年三月通常民會に於て御下賜金記念事の特別會計條例といふものを設けまして、民團に於ては「昭和十年度以降五ヶ年内ニ銀一萬弗ニ達スル迄毎年銀千弗以上ヲ積立金ニ繰入ルモノトス」さうして何か記念事業をするといふ事になつて居りますが、未だに具休案が出来て居りません、今年に既に三年に垂々として居ります、第四條に「前二條ノ決定ニツキテハ参事會ハ審査委員會ヲ設クル事ヲ得」この参事會が現在民團長になつてはせんかと思ひますが、もうそろ／＼審査委員會といふものをお作りになりまして好いかと思ひます、是非確固たる目的を定め、夫に向つて、如何にして御下賜金を使ふかといふ事を立案して頂きたいと希望するのであります、夫に附帯致しまして、之は私が考へた一つの私案なのであります、御下賜金の性質上「之は社會的の慈善事業に使へ」といふ有難い思召であつたと承はつて居ります、十年三月に於ける民會席上に於て相當御下賜金事業の提案が出ましたが、何れも判然りと致しませんでした、其の後私が参事會に居りました時、森川會長と相談致しました時に結局私の考へに御同意のやうな傾向が見えて居りました、どんな事かと申しますと結核の豫防に對する施設であります、結核の豫防及び治療に對する施設であります、此の問題に付て實は天津の日本租界に於て結核患者が多い、之を皆さんにお目にかけるべく療養院の門田院長が、在

(197)

留邦人の統計を取った小冊子を拵えて頂きました。此の御熱心な御精勵に對しまして茲に於て深く感謝するものであります。之にありまして死亡率を内地に比較して二割強を指して居ります。御承知の如く現在の日本内地を見ますに、結核病患者が歐米諸國よりも年々増えて居るのであります。歐米諸國に於て結核治療の事業は非常に發達して居りまして、日本政府も結核治療法を作りまして、各縣及び府に於て預防治療を盛んにやつて居るのであります。我が天津に於ては未ださういふ施設がありません。之から段々人口も増えるのであります。人口稠密に依る結核發生が多く死亡率も増えやせんかと思ふのであります。現在小學校、女學校、商業學校等に於ては、學校衛生職員が盛んに學生の休養改善といふ事を目論んで居られます。隨つて見ますと結核といふものは、預防の出來る病氣なのであります。が慢性で金がかかるといふ事も通つて考へますと、相當の病院に入院して、之を完全に治すには二年かゝるか三年かゝるか判らないといふ事になります。普通の人が入院治療を行なふ事が出來ないのであります。其處で經費關係から自宅に於て療養するといふ事になります。略ぼ其の他排洩物あたりから結核菌を出します。衛生思想のない子供が傍に參りまして結核に感染するといふ處れがありますので、斯ういふ結核患者を隔離して下へば、第一に預防も出來第二に結核治療を設け治療すると、一番經費が安くなりますから心配なく治療を行なふといつた意味から

(198)

斯ういふ施設が私等は是非欲しいと思ふのであります。結核にしろ傳染病にしろ開業醫が第一線に立つて働かなければならぬのであります。民間當局に於きましても天津日本租界の醫師會といふものを利用なすつて醫師會と連絡を計つて事業を完成したい、之は民會の席上だから申すのであります。どうか醫師會といふもの御考慮願ひたい、之だけの事を現民團長にお願ひして置きます。之は民團長が囑申された事務報告に於ける、社會事業の一部にもなると思ひます。其の意味に於て茲に斯ういふ希望案が出來て參ります。此の特別會計條例といふものは、一萬元では何も出來ないと思ひます。昨年度は二千弗積立て、五ヶ年で一萬元といふのがさう既に七千九百ありまして、一年に一千元以上積立てれば好いといふやうな單純な考へでやられたものとすれば、一つ事業の目的を確立致しまして尙一萬元以上の積金をして積立金を増やしたいと思ふのであります。本年度も出來る事ならば二千元計上したいと思ふのであります。

○山田榮治君 私も木下議員とは違ふ意味に於て是非之は二千元に増額をお願ひ致したいと思ひます。夫は民團長の御方針にもありましたが、後程私が建議案として提出して居ります社會事業の用途へ、茲に來て感に困るといふやうな人を泊めるものに、恩賜館といふ形では使はして頂きたいと考へます。勿論之は私一個の希望でありますのでさういふ事を御承知願へるかどうか

(199)

知りませんが無料給所土地の建物より御探官の籠つた建物で貧困者を泊めてやつたら、二層其の有難味を感じると思ひますので、恩賜館のやうなものを造つて頂くと二千元乃至三千元位豫算の上でお認め置きます。

○志村正三君 私は木下君のお説に對して全然同意であります。私も醫者の立場から我が田に水を引くのはありませんが、結核預防といふ事は國家事業としてやましく云はれて居ります。海外に於ける患者の實状を見まして、早く隔離しなければよろしくない者を家庭に於て療養してゐるといふ實情を見せつけられまして、高い入院料を拂へないものは結局家庭に置かなければなりません。木下君が述べられたのも此の點にあると思ひます。之は何ぞかせねば面白くない結果になるのであります。斯ういふ事業は一日も早く完成するといふ事が、現在の状態に於て必要だと思ひます。御下賜金の總額に於ては前年通り或は夫以上に増額をして、よろしうございませうが、只今木下君の云はれた處の事業で山田君の云はれた事業は同一であります。一時も早く完成せられる事を希望して已みません。

○副議長(龜澤省朝君) 其の他質問ございませんか、さうすると木下議員の案は修正意見でございませうか。

○木下秀良君 出來れば二千元に修正して頂きたい、設備費もあるやうですから去年通りにした方が好いと思ふのです。

(200)

○民團長(白井忠三君) 木下議員の御提案に對する志村、山田兩議員の御賛成意見にお答へします。御意向のある處はよく判りました。御下賜金事業特別委員會を設ける事に夙に決定して居ります。特別委員を至急お願ひして、目的事業、如何なる事業をやるかといふ事を早く決定して頂かうと思ひます。同時に事業の性質に依つては幾らの金が必要かといふ事も決定します。その時に目的に添ふやうに豫算は追加豫算なりなんなりで新しく民會にお諮りする事に致しますから、千九百のまゝ此の通りに願ひましても必要に応じて増やす事も出來ます。二千元か三千元は豫算の範圍で増減する事が出來ると思ひますから、之は此のまゝで、御趣旨の點をよく承知致しまして、委員會を至急お願ひしたいと思ひます。

○副議長(龜澤省朝君) 夫では可決

第二款 事務所費 可決

第三款 土木費

○佐藤政作君 民團長の最初の日ご自分の方針に付てお述べになつた際、道路を擴張するとか何

とか租界の休戦上の問題を云はれました。之は旭街、官島街の道路の擴張が一部に話もありましたが、そういう方針もあるとすれば多数の土地を獨占してゐる建物の土地に對する方針は、どういふ風に決定して居られますか。常盤街も官島街の方では築けた向ひ側の水屋の鍾田さん迄が割に鐵筋を使つてあるが、此方側は泥が引かれる、最近はこの通りが多くなるので狭い通りが餘計狭くなり、今でさへ朝中が通ると、朝寝坊ですから車が通る運送運送で居るんですが、車が通ると起きてしまふ、建物會社が租界の重要な部分を占めて居るのだから、自分の方は斯ういふ方へである方針を與へる必要がないかと思ひます。蓬萊街から官島街の方は又三階に建て直すと云ふ事も聞いて居ます、あのまゝでは何十年か其の儘だつたら私は面白くないと思ひます、租界の道路や何かを民間の方針をお持ちになるならば、明かになさればさういふ機會に建物會社は少しづつ引込める考へもつて居るでせう、普通引込めるとか建て直すといふに付ては條件があると思ひます、早く民間としての方針をお示しになつて、する／＼べつたりして居ると、今の私の住つて居る處の煙草を抜くと引抜ける、龐大な建物を制限して、或る程度迄制限して鐵筋コンクリートでなければいけないといふやうに、道路の狭い處は狭いなりに自動車が入る事もある、少なくとも道から一尺は引込めて建てるといふ事は建築する人は得心して居るのですから、斯ういふ點は——殊に建物會社と滿洲工業會社と一類になるといふやうな事も聞きます、此の機會を外さないと御交渉なすつたら、民間の土木隊に於て新しい建築が研究されて居るんでせうが、曙街のあの裏の小路ですか梅小路ですか、あの建築一帯は火事があつたならば確かに怪我人が出来まふ、あゝいふ處は私設胡同であるけれども民間が注意を以て、建物會社の建築改革に對して一定の方針の下に指導する……

○山本技師 今の改革の計劃に付ては前の參事會に賛成を頂きまして立案は出来て居りますが、民間長が非常の決定を急がれて居りますし、夫に今浪速街の問題もありまして、其の事に付ても嚴重に建築の出来た時に處理するやうに將に注意して居ります、其の點に不備の點がありましたら私の責任としてお詫言申上げます、浪速街に付ては丁度改革がありましたので、街路の擴張の部分の説明して夫に差支へないやうに改革が成つて居りますが、御路擴張の設計に合ふやうに行なふ條件がつけられて居ります、只今の建物會社の問題ですが、今の三階建てといふのはやはり建物會社ですか。

○佐藤政作君 常盤街の南の店を三階にするといふので私昨日初めて話を聞いたのですが、滿洲工業と合併するといふのは新聞関係からも聞きました、御注意に申上げたのです。

○榎前 香君 只今山本技師の説明に依りますと、一口に云ひますと、建物の引込みを云つて居りますが、道路の設定は館令を以てやるといふ程強制力はない、官島街の擴張も館令を以て告

示されてないと思ひます、警察當局と相談の上で館令に依ると公告して決つたら後に適用して頂きたいと思ひますが、さうしないと民間が所有權の侵害といふ大きな問題になります。

○山本技師 只今の官島街の問題に付ては懸案が決定して居るから領事館に申請して、其の結果告示する事になつて居ります、浪速街の問題に付ては引込めるといふ事はまだやつて居りませんが、建築額を出した際に擴張する豫定があるに注意して置きました、其の注意に依つて民間の意見を容れて自發的にやつて居るので未だ嘗て法規に悞る事はやつて居りません。

○榎前 香君 以後も決定案を館令の告示を得て然る後にやるといふ風に頂きたいと思ひます。

○副議長(縣澤省親君) 希望附承認如何でございますか。

第四款 噴霧風移下水暗渠改造費	(全)	可決
第五款 道路擴張費	(全)	可決
第六款 消防除建物修築並直宿舎修築費(全)	(全)	可決
第七款 水道費	(全)	可決
第八款 衛生費	(全)	可決

○志村正三君 此の衛生費に於て家庭改造費一萬元ございしますが、之はこの家を改造するのですか。

○民間長(白井忠三君) 療病院であります、夫で之に付ては一昨夜來問題にございしたやうに、目下移轉するといふ事でも他に敷地を求めて居る際、矛盾もあるやうな譯であります、新療病院の新築が二年先になるか三年先になるか判らない、夫に今患者も非常に多いので、行つて見ると全くひどい建物になつて居りますので、建直しをする一方に不備を補ふといふので二千元ばかりと、療病院をやり直しまして全部完全な療病院に代るやうに致します。

○志村正三君 私此の療病院の改造に現狀に於ては必要かとも存じますが、療病院の移轉の方を早く實施して頂きたいと思ひます、理由は現在の療病院に於て日本人の患者の收容だけでも漸次租界内に於ける日本人の増加に伴ひまして、狹隘を感じて居るのは勿論であります、租界内の支那人が日本人の約二倍以上の支那人が居りますが、支那人の傳染病者を隔離する處の機關を設けなければ、如何に民間の衛生技師が骨を折りましたが、傳染病の豫防は出来んといふ事に、我々は非常な危険を感じて居ります、支那人の傳染病者を隔離する病院がないのであります、病氣に依りましては差支へないが、瘴毒であるとか猩紅熱、斯ういふ風なもの普通

(205)

病院に隔離する譯に行きません、自然支那人側の病院に送るので、之は非常に設備が不備である爲め、支那人はさういふ處に隔離される事は死に、でも追ひやられるやうに考へて、患者を自分の家に置かないで旅館とかいふ風な人の利らない處に持つて行く、斯ういふ様な事が非常に危険でありまして、租界内に於ける日本人に對する傳染病の脅威は最も甚だしいものでありまして、此の脅威に對して我々民衆議員としては、一時も早く此の支那人の傳染病患者に對する隔離といふ事をしてやらない事は、居留民の不安は何時迄も積るのであります、此の意味に於て早く病院の大きなものを建て、斯ういふ風な患者も收容出来る、日本人の幸福のみでなく租界内の支那人にとつても幸福であり、因いては國策上に懸く處の影響は大なるものと思ひます、租界内約二萬及び之に隣接する支那街に居る處の支那人に對して、國策の上にて密接な關係を見るべく國策の爲めに善處したいと思ひます、斯ういふ風な點から申して私は病院擴充より移轉が一日も遅かならん事を希望致します、此の希望を此の時期に於て實行する事が果して穩當なりや否やが疑問であるとして、改正が必要ならば金をかけないやうにして、一方一時も早く病院の移轉を進めて頂きたいといふ希望を附します。

○菊地新一君 私此の一萬元といふ家屋改造の實状について茲に掲げてあります事に疑念がありませんが、療病院は共益會の所有だと思ひます、前民會、前々民會にも其の事が出たのですが共益會の所有であるのに民團が増築するといふのは見當違ひかと思ひますが、此の點を明かにして頂きたいと思ひます。

(206)

○民團長(白井忠三君) お答へ致します、療病院は御承知の通り療病院として出来上つたものでありまして、當時民團に土地も家屋も所有して居りましたが、土地家屋と共に共益會に寄附致しましたが、實際療病院は民團の仕事として使つて居りますので、療病院の補充の爲め此の建築を計上したのであります、一方療病院を移轉するといふ方針が決まつて居りますから、夫を省いて一日も早く實現せよといふ御意見は御尤もですが、敷地から選定しなければなりませんし、種々の關係から二年位先になると考へなければなりません、一方現在の療病院は現在のまゝで辛抱出来ませんが、之を茲に計上したのであります、無論療病院が引越す時には實費診療所として活用されるのであります、其の時に於ける受渡しの方法をどういふ計算に致すかは考へて見ませんが療病院の實情からどうしても、現に先般來猩紅熱患者が増えました時は病室が満員で、熱の下つた患者は廊下に收容するといふ位に狭くなつて来て居りますので、本年此の増築を計上したいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 御尤もです、一昨日申上げました時に、豫算に計上したものは豫算の時に申上げますが、豫算に計上するだけの具体案の出来てないものは事務報告の時に申上げたのであります、大體斯ういふ風な事はやつてみて、例へば同光會に寄附して仕事を換けて行くとか、色々變つた方面の事を考へましたが、申上げる事を忘れましたが、民團に色々特別委員會を作りたいと思ひ

(207)

○菊地新一君 私は増築改築に反對する者ではありません、猩紅熱は一時傳染猖獗を極めて、病室の狹隘な事は私は痛切に見て感じて居ります、増築に反對するのではございませんけれども荷も公共團體の財産は收支明かにして置かなければなりませんと思ひます、改築ならまだしもですが増築といふ事は一つの形を造るのだと思ひます、そうしますれば民團と共益會はわけて複雑な關係にありまして、其の最も複雑な標本が療病院だらうと思ひます、民團と共益會の關係、財産の分離等に付て、さういふ事は考へて居らんといふ事のやうに承はりましたが、甚だ以て私は何と申しましたら好いか、考へ違ひしやないかと思ひます、財産目録は確實にお造りになりまして、療病院關係のものは共益會、療病院關係のものは民團といふ風に分けて、まごつかないやうにして置いて頂きたい、といふ希望を述べて御質問を打ち切ります。

○志村正三君 此の臨時部、被服下費以全部本年度は計上してありませんが、之は何か………

○民團長(白井忠三君) 之がつまり實費診療所の豫算が從來民團でしたものが削られて、共益會がやる事になつた結果であります。

○副議長(鵜澤朝君) 異議ありませんか (異議なし) 可決

(208)

第九款 團 債 (異議なし) 可決  
第十款 補助及寄附  
○志村正三君 茲に補助及び寄附金といふものがありまして、民團長の施政方針といふと大きくありますが、施政方針と申しますか色々將來の事業をやられる御意向のやうに承ります、私は斯ういふ事業をやられるといふ事は双手を擧げて賛成する一人であります、之に經費が計上してないやうに見て居るのであります、之は此の項にありません、之以外に相當の經費がかかるものと思ひます、私は金をかけなければ仕事は出来ないと信じて居るのであります、之からは新事業をやつて頂く事は賛成であります、或る意味に於て之に對する經費等も斯ういふ風な項の中に入れて頂いたら好いのではないかと思ひますが、此の點に付てのお考へを拜聴したいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 御尤もです、一昨日申上げました時に、豫算に計上したものは豫算の時に申上げますが、豫算に計上するだけの具体案の出来てないものは事務報告の時に申上げたのであります、大體斯ういふ風な事はやつてみて、例へば同光會に寄附して仕事を換けて行くとか、色々變つた方面の事を考へましたが、申上げる事を忘れましたが、民團に色々特別委員會を作りたいと思ひ

まして、大連の市會にあるさうであります、市會議員を各方面に分擔させまして、外に専門家を――衛生には大連病院の院長といふ風に――網羅した特別委員會有るさうであります、當天津には法規調査、課金調査、臨時的に三十周年委員會と御下賜金記念事業特別委員會といふものがあります、此の外社會事業特別委員會といふものを造りまして、委員で研究した結果民間としてやるべき仕事の種類が決まりましたら經費を計上して改めて御協賛を得やうといふので、本年豫算に伴なつて居りません、幸ひ案が出来ましたならば改めて提案致したい、斯ういふ考へで居る譯であります。

○志村正三君 成るべく早い處案を作つて頂いて、斯ういふ好い事は一日も早く實現して頂きたいと思ひます、希望を附して終ります。

○副議長（龜澤省朝君） 希望付可決。

第十一款 天津共立學校増築補助金  
古田治四郎君 年々寄附金を出してありますが、成程學校増築といふ事になつて居りますが、學校は財團法人のやうな經營であると思ひますが、之は年々寄附してゐる増築費の内容を何にも知らない、此の内容をどうか承はりたいと思ひます。

○民團長（白井忠三君） 此の寄附金の方は財團法人天津共立學校の寄附行爲の中の寄附行爲に依るものであります、年々一萬何千円づつ支出して現在の校舍は家も越して不適當であるから土地は自分の土地であります之を民間に買取りまして、夫に代る土地をやるといふので、土地は今の管外地と云はれるウエズ運河の向ふであります、夫迄の間増築補助金といふ一項を残しまして、毎年豫算は計上して建てる時に出すといふ事で、事實は出さないといふのであります。

○古田治四郎君 判りました。

○副議長（龜澤省朝君） 是之で可決致します。

第十二款 民國三十年紀念式費  
可決して宜しうございませうか (異議なし) 可決

第十三款 警備費 (異議なし) 可決

第十四款 保淨費 (全) 可決

夫では之で全部歳出は終りました、十分間休憩致します、さうして無論御如才もないでせうがお歸りにならないやうにお願ひ致します。希望として申上げて置きます。

午後十時四十五分休憩

午後十一時再開  
○副議長（龜澤省朝君） 夫では引續き歳入豫算に付て決議致します。

歳入經常部、第一頁居留民團課金。

○上田 茂君 此の課金の事に付て民團長に將來の御方針をお伺ひしたいのですが、外國租界に店を持つて居る者は外國租界の課金と日本租界の課金を双方納めるのであります、今迄には課金調査委員會で調査して御存じでせうが、負擔は日本租界の方が輕いのであります、將來は此の點は多少課金調査委員會でも、外國租界に店舗を持つて居る者を包容して頂きたいと思ひます。課金の増収は外國租界に土地や家屋を持つて居る者、といふ御方針のやうに承はつて居りますか。

此の點をお伺ね致します。

○民團長（白井忠三君） 先刻其處迄判然り申上げたか、一寸記憶して居りませんが、實は其の點を研究して居るんであります、同時に今仰る通り英租界、佛租界に於ては營業課金の如きは日本租界に比して極めて輕いものであります、不動産に對する英、佛租界の課税は日本租界より非常に重いのであります、重いものに對しては之を考慮して考へますので、差引勘定を考へます、夫から輕いものは、日本租界よりもつと輕い課税に對しては其の差を考へる、といふ風に結局日本居留民團の團員の一人である限り、日本租界に居つても外國租界に居つても、其の負擔が公平であるといふ風にしたいと考へて居ります、但し之は項目の上で差引勘定をしたわけで、日本租界に居ります者は道路、上水、下水、總ての公共設備の利益を享受されて居りますが、外國租界に居る方は道路はお通りになります、租界内に居住される方程に直接其の方の利益を享受されて居りません、此の四つの課金を、決定して申しますと、只料金の上下だけで差引勘定で公平だといふのでは完全でないと思ひますから、日本租界に居住される方と租界外に居住される方は、一つの課金の公平を圖る目安を作らなければならぬと考へます、又一方一旦事あつた場合に日本租界に居るお方を上には非常な費用は掛りませんが、外國租界に居る人は經費も非常に多くの費用を要する、といふ事も考慮致しまして、色んな方面から考へて出来るだけ民團の地域内の全居留民の負擔を公平に、理想的に公平にしたいといふ風な理想の下に考へて居る譯であります、一寸結論は急に申上げ難いと思ひますが、さういふ趣意の下に立案したい、斯う思ふのであります。

○上田 茂君 只今懇切な御回答を得まして満足であります、どうか宜しくお願ひ致します。

(213)

○菊地新一君 家屋課金の三千元の増額は、大体どういふ意味の増額ですか、内容を報せて頂きたいと思ひます。

○平野書記 之は家屋の増加に依るといふのが多く入つて居ります。

○菊地新一君 家屋の増加に依るといふと、共益會がアパートを建てましたが、アパート税金が入つて居りますか。

○大橋書記 之は如何に免除の交渉がある筈で豫算に入つて居りません。

○菊地新一君 原則として之は取るものでせうか、取らないものでせうか、夫でアパートは一つの營業事業と見て差支へないと思ひます、でありますが、夫に對する民團長の御方針を承はりたうございます。

○民團長(白井忠三君) 之は法人としては取らない筈であります、結局共益會が一つの公的の法人でありまして、利益を目的とした法人ではありませんので、成る程家賃を取つて居るので資本に對する何れかの利益が上るのでありますが、上つた利益は公益の爲めに使つて居るのでありますから、斯ういふ風なもの並びに國家の公用に對する、土地課金が幾分の減額を示して居りますが、例へば陸軍の借行社になつて居る建物が從來は個人所有として、土地も亦私有である爲め取つて居りました、夫が今度軍の所有になりました、夫から海軍武官室の建物があります、斯ういふものが段々増えました、從來取つて居つたものが取れない性質のものに變つた爲め減つたのであります、共益會に屬する建物も其の意味に於て課税をしないといふ方針で居ります。

○菊地新一君 取れない原則とあれば致し方ありません、次の財産、不動産取得税、差支の爲め引續いて伺ひますが、共益會のアパートの方の關係は序に、之も取つてありませんか。

○民團長(白井忠三君) 取りません。

○副議長(龜澤省朝君) 第一款議したものと……(異議なし)

○岡本久雄君 此の四つの課金は重大な點と思ひます、民團長の話に依りまして、追々民團の歳出、つまり寄附とか人件費とか或は教育の補助とか、色んな掛りが要ると思ひます、斯ういふ風に支出が増えて行きます、歳入といふものが此の四つの課金が最も重なるものであります、之に對してもう少し此の課金を増やさないといふ事は、團長が何かお考へが有りますか、土地課金、家屋課金も増やさないか、又取得、營業も四非といふのは廉い最低と思ひます、色んな課金から較べまして非常に廉いと思ひます、斯ういふ點に於て民團長は如何に考へて居られますか、此

(214)

の點は歳入に於て重要な課金であります、如何に課金調査委員會で御審議ありませうか、團長の御意見を。

○民團長(白井忠三君) 御尤もな御意見でありまして、大体に仰有る通りになる外ないと思ひます、只天津の民團が從來模範民團とか居留地とか云はれました事は、幸ひにも他の民團にございませぬ電氣事業を團營にして居つたとか、土地を低利賣金で買つたとか云ふ事から實際に民團の立派な資源を得てゐたから高くはないでも済んで居つたといふ状況で、之が我が民團の強味であつたのであります、上海、青島に較べて非常に軽く済んで居りました、併し今云はれる通り年々歳出が増えて來まして、どうしても斯ういふ課金を漸次幾分増やして行かなければならないと思ひます、只今云ふ通り、民團が前に特種事業を致した爲め、特別の財源を得て居りましたといふ事を經驗と致しまして、今後何らかの財源を得られるならば、課税の方針を増やすにしても他に収益を圖る途も考へてみたいと思ひます、何れにしても増やさないと思ひます、不動産税を上げて取得、營業は漸減するといふ此の方針も或は撤廢して、やはり之からも増やして行かなければならないかも知れません、何れにしましても急激の増加といふ事は、他の財源に頼りまして、急激の増加といふ事は懸けたいといふ方針で慎重に考慮して居ります。

○早瀬新一君 共益會の収入は土地と電氣であります、新しくアパートを建築して高い家賃を取つて賣つて行く以上は、税金を取る筋があると思ひます、電氣の報償金を取るものは取る、新に渡すものは渡すといふ事を民團長は意見を吐かれましたが、斯ういふ營業に類似するものには税金を取つた方が好いと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 今申上げました通り共益會が公益法人でなくて營利を目的とする法人であれば、之は仰有らなくとも取るのであります、土地課金と家屋課金だけは第四條に「領事官又ハ民團長ニ於テ公認シタル公益ノタメニ使用スル土地又ハ家屋ニ對シテハ課金ヲ減免スル事ヲ得」といふ規程があるのであります、共益會が建物會社が株式會社のやうなもので、利益を配當する營業事業であれば之は當然取るのですが、儲かつた家賃は國民教育費の補ひとする公益の爲の性質から云つて課税する事の出来ない性質なのです、報償金を致しますのと違つた意味で減免するのであります。

○副議長(龜澤省朝君) 第一 可決  
第二 可決  
第三 可決  
第四 可決

(215)

○早瀬新一君 共益會の収入は土地と電氣であります、新しくアパートを建築して高い家賃を取つて賣つて行く以上は、税金を取る筋があると思ひます、電氣の報償金を取るものは取る、新に渡すものは渡すといふ事を民團長は意見を吐かれましたが、斯ういふ營業に類似するものには税金を取つた方が好いと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 今申上げました通り共益會が公益法人でなくて營利を目的とする法人であれば、之は仰有らなくとも取るのであります、土地課金と家屋課金だけは第四條に「領事官又ハ民團長ニ於テ公認シタル公益ノタメニ使用スル土地又ハ家屋ニ對シテハ課金ヲ減免スル事ヲ得」といふ規程があるのであります、共益會が建物會社が株式會社のやうなもので、利益を配當する營業事業であれば之は當然取るのですが、儲かつた家賃は國民教育費の補ひとする公益の爲の性質から云つて課税する事の出来ない性質なのです、報償金を致しますのと違つた意味で減免するのであります。

○副議長(龜澤省朝君) 第一 可決  
第二 可決  
第三 可決  
第四 可決

(216)

の點は歳入に於て重要な課金であります、如何に課金調査委員會で御審議ありませうか、團長の御意見を。

○民團長(白井忠三君) 御尤もな御意見でありまして、大体に仰有る通りになる外ないと思ひます、只天津の民團が從來模範民團とか居留地とか云はれました事は、幸ひにも他の民團にございませぬ電氣事業を團營にして居つたとか、土地を低利賣金で買つたとか云ふ事から實際に民團の立派な資源を得てゐたから高くはないでも済んで居つたといふ状況で、之が我が民團の強味であつたのであります、上海、青島に較べて非常に軽く済んで居りました、併し今云はれる通り年々歳出が増えて來まして、どうしても斯ういふ課金を漸次幾分増やして行かなければならないと思ひます、只今云ふ通り、民團が前に特種事業を致した爲め、特別の財源を得て居りましたといふ事を經驗と致しまして、今後何らかの財源を得られるならば、課税の方針を増やすにしても他に収益を圖る途も考へてみたいと思ひます、何れにしても増やさないと思ひます、不動産税を上げて取得、營業は漸減するといふ此の方針も或は撤廢して、やはり之からも増やして行かなければならないかも知れません、何れにしましても急激の増加といふ事は、他の財源に頼りまして、急激の増加といふ事は懸けたいといふ方針で慎重に考慮して居ります。

○早瀬新一君 共益會の収入は土地と電氣であります、新しくアパートを建築して高い家賃を取つて賣つて行く以上は、税金を取る筋があると思ひます、電氣の報償金を取るものは取る、新に渡すものは渡すといふ事を民團長は意見を吐かれましたが、斯ういふ營業に類似するものには税金を取つた方が好いと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 今申上げました通り共益會が公益法人でなくて營利を目的とする法人であれば、之は仰有らなくとも取るのであります、土地課金と家屋課金だけは第四條に「領事官又ハ民團長ニ於テ公認シタル公益ノタメニ使用スル土地又ハ家屋ニ對シテハ課金ヲ減免スル事ヲ得」といふ規程があるのであります、共益會が建物會社が株式會社のやうなもので、利益を配當する營業事業であれば之は當然取るのですが、儲かつた家賃は國民教育費の補ひとする公益の爲の性質から云つて課税する事の出来ない性質なのです、報償金を致しますのと違つた意味で減免するのであります。

○副議長(龜澤省朝君) 第一 可決  
第二 可決  
第三 可決  
第四 可決

第四款	第五款	(異議なし)	可決
第六款	使用料	可決	
第七款	衛生費	可決	
第八款	手数料	可決	
第九款	財産出生収入	可決	
第十款	給水工事費徴収金	可決	
第十一款	雑収入	可決	
第十二款	夫で歳入の臨時部に移ります。		
第一款	前年度繰越金	可決	
	夫では最後の十二頁の歳出豫備費(異議なし)	可決	
	夫では昭和十二年追加豫算案、歳入第一款(異議なし)	可決	
第七開債	(異議なし)	可決	
歳出、第九款、開債	(異議なし)	可決	
第十款 補助及寄附	(全)	可決	

夫では其の次に至りまして昭和十二年度御下賜金記念事業費特別会計、歳入第一款(異議なし)可決

歳出の第一款 (異議なし) 可決

夫では日程第四、第五、第六は議了致しました、第三讀會を省略致しまして可決確定と致したいと思ひます(異議なし)可決確定致しました。

次に日程第七、社會課設置に關する建議案

建議案提案者から御説明願ひます。

○山田榮治君(登壇) 拍手

本案に對しまして提案者と致しまして簡単に理由を申上げて皆さんの御協賛を願ひます。

近時社會問題に於ける領域が益々擴大し日と共に深刻化しつゝあります、從つて之に對する政策及び施設は都市政策中に於て最も重大視される傾向に至つて参りました、將に我が民團に於ける如きは急激なる租界の發展に伴ひ、我が國策の遂行より見ましても、當民團の之に對する適切な措置は利害を外としてるべき民團としての重大なる責務であると思ひます、最近新聞の日々の報を見ましても、毎日慢然來來者の不始末者、或は失業者の破廉恥的犯罪其の他暴力行為等の記事があります、之等の社會思想は何を物語るものでありませう、國際都市に於て國

家の體面を汚す誠に悲しむべき現象であります、之等は發展途上の過渡期にあり現象とは存じますが、又制度の缺陷も其の實の一端を負擔しなければならぬと思ひます、之等の者に今少しく現地の認識をせしめられて居つたならば、又施設を致しましたならば斯く迄不體裁ではないであらう。
明治大帝は明治元年に下し給ふた御宸翰の中で「億兆一人タリトモ其ノ所ヲ得サレハ則、朕カ罪ナリ」と宣はせられて居りまして、一人たりとも其の業を失ひ其の所得ざる者があれば、則朕が罪なりと仰せられた程、億兆の生活の安定に於て御軫念あらせられたに不拘、之等の實情を見乍ら何等適切な方法を講じないといふ事は、獨り人道に反するのみならず、御聖旨に對し率り畏れ多き極みであります、現在僅かの同光會に於て此の方面一部の仕事をやつて居りますやうであります、折角の慈善團體も運用宜しきを得ません結果、却つて犯罪者や怠け者を製造するかの感があります、斯くの如き事業は一慈善團體に任して置く事ではありません、當然國家其の他の機關に於て取扱はねばならぬ問題だと信じます、殊に同光會は當地の理解ある方々の機金により、當地居住の貧困者の救済を主たる目的として生れましたので、斯かる廣範圍に及ぶものでないと思ひ居ります、當民團は宜しく年來の實情に鑑みまして、速に之等の必要な施設を爲し、夫々の機關と協力して時勢の要求に伴ふ社會施設と、之が指導を爲すの制度を速に設けられん事を茲に提案するものであります、當租界の國策の伸張と共に他の都市乃至は各居留地と豫算其の他の事情が許す限り、一般都市に於ける施設或いは制度等の事業より一步進んで夫々の機關と聯絡を取りまして、獨り租界地のみならず内地又は滿洲各方面に對しても、北支に於ける國家の動きや北支の經濟等の時々刻々の動きを聯絡して、之等の人を指導する機關を樹立して頂きますならば、一人貧困者のみならず等しく利益するところが多いと思ひます、民團長に於きまして、社會指導の樹立の急務である事は事務報告其の他の機會に於て述べお述べになりましたので、一切を民團の方に一任致しまして茲に於ては民會としての意志を表示したいと思ひます、皆さんの御賛同を願ひいたします。(拍手)
○佐藤政作君 只今山田議員の提案された社會課設置に關する建議案は、何等反對の餘地ない寧ろ大いに賛成する者であります、斯ういふものが天津に實現するやうに、山田さんからも云はれた通り民團長にも其の意志が表示があつたやうですから、民團長に一任して御便宜の方法を考へて頂く、此の意味で之を可決したいと思ひます。
○木下秀良君 私山田君の提案には非常に賛成する一人であります、何れ社會課といふのが設置されるが、どういふ形になりますか存じませんが、斯ういふ仕事をやる上に於ては、貧民救済もあり死亡者の救済といふ事もありませうが、當地に於ては救恤すべき事項を考へますと、

其の點に於てどうかと申せばアヘン、アルカライド慢性中毒者、モヒ中毒、ヘロイン患者が相當日本人の中にあるのであります。警察巡りて開々留置所に入る人間が藪が切れるためよく發作が起ります。現在ルンペン青年等の中に斯ういふ病氣にかゝつてゐる者が多いといふ事は由々しき状態であり、之より若し山田議員の御提案が通りまして、民團長が施設を行はれる場合に於ては、慢性アヘン、アルカライド患者の治療といふ事も考慮に入れて頂きたいと思ひます。

○志村正三君 私も山田議員の案に對して賛成の一人であり、關係上一言意見を述べざるを得ません。民團長の仕事の一つとして日支關係の親善といふやうな事も承はりましたが、大體日支親善は國家の爲め外務當局が最も力を注いで居る處の一事業であります。地元の民團が斯ういふ事業に對して比較的やつてゐる事が少ない。此の共立學校のやうな事はやつて居りますが、民團としてしなければならない事柄であり、其の指導者を經費との關係で、斯ういふ事をしたいけれども中に經費其の他指導者の適當な者がないので出来ません、といふ事は想像されるのであります。斯ういふ事柄に對して是非共此の案に對して一日も早く實現される事を希望致します。

○民團長（白井忠三君）

私からも一言申述べて置きたいと思ひます。一昨晩申上げましたやうに私自身が、社會的施設といふ問題が民團の施政の中に缺けて居るといふ事柄を考へたのであります。私の考へて居りました範圍は現在の滿洲の滿鐵會社の中にも福祿課——福祿増進といふ福祿であります。といふものがあります。之は國家が設け居ります又市がやつ居る社會事業と違つて居りますが私の考へて居りますのは、そう云つた滿鐵の中にありますものと、市等やつて居る社會事業と二つをつぎ合せてやうな一課を民團の中に設けたい、扱て致します仕事に付ては、先夜一寸申上げたやうに、只此處に流れて来たルンペンを日本に送り返すといふ事だけの仕事、色んな方面から考へて適切なりや否やといふ事は考へなければならぬと思ひます。今木下議員からお話がありました事も私が心中に考へて居る一つの仕事であります。どういふ形でモヒ患者、殊に青年の前途ある者が之に依つて前途を誤るといふ事は、既に十數年前からの天津居留青年の中に於ける非常に面白い一つの傾向であります。十數年來増えて居りますか減つて居りますか、今度参りましてから存じませんが、少なくも斯ういふ問題は取締りの官憲共打合せて、居留民の思想、社會動向を正しく導く上からは是非考へなければならぬ一つの問題だと思ひます。生活改善、思想善導といふ事は數回叫ばれても、何時も永續性のない花火線香に終りましたが斯ういふ事でなく民團の中に一つの課を設けて常に之に付て考へて

(222)

(221)

効果の擧がるもの擧げ得るものから一歩々々進んで行くといふ事にしたと思ひます。早刻も申上げたいと思つて居ましたが、其の方面に遠慮の深い方又關係の深い方を特別委員としてお願ひしまして、其の方々の研究をバックとして進んで行きたい、斯ういふ風に考へて居ります。徒らに慎重々々で實行が遅れる事は望ましくありませんが、斯ういふ性質の仕事をするには警察の方にもお話しして、十二分に研究致しまして、實行的の問題は小さな事からでも進めて行くといふ事にしたいと考へます。此の御建議に對しまして以上の方針の下に滿腹の賛意を表する者であります。

○早瀬精一君 提案者の御説明と民團長の御答辯を伺ひまして、双手を擧げて私は賛成致します。私の今から申しますのは社會事業の事ではございません。私は火葬場の改革、葬儀場の新設の必要を感じて居るのであります。現在の火葬場の状態では傳染病でも棺に入れたものを野積みにしてゐるといつた、誠に非衛生極まるものであります。火葬場の設計をすると死ぬといふ状態であるやうであります。三人一日にお葬ひがあり、一人は明日に選ばれるといふ現状でありますから、迷信に囚はれないで一つ改造して頂きたい、といふ事を社會課の機會に申述べます。

○副議長（龜澤省爾君）

本案は滿鐵御賛成と認めて第二讀會省略可決確定したいと思ひます（異議なし）大では可決確定と致します。では議事日程第八、居留民團法施行細則改正に關する建議案之を上げ致します。

○榎前 香君 一寸本案に入る前に少く建議案に納得出来ないものがありますので、此の建議案に依りますと、「一、現行居留民團法施行細則第五條ニ規定セル等級選舉權ハ速ニ撤廢スヘシ」とありますが、撤廢すべしといふ詞は如何にも民團の意志のみで撤廢出来るかの如くに思ひ得るのであります。施行細則なるものは箇々でありまして、若し之を改正する必要があるならば請願して、領事館に持つて行つて改正して貰ふべきであります。従つて斯くの如き案を此の儘上程するといふ事は我が民會の名譽の爲めに惜しからぬかと思ひます。提案者の方で何とか文句を改めて民會議事案に提案して欲しいと思ひます。

○山田榮治君 私は提案者を出し置いて申上げる事は一寸何ですが、一向之で差支へないと思ひます。検討して撤廢すべしといふのですからするしないは領事館の權限にあるので、茲では民會の意志を表示するのが目的で、元より民會の意志のみによつて撤廢し得ないものであります。

(224)

(223)

○副議長（龜澤省朝君）  
 一應提案者の説明を聞いてから、不合理と認めましたら其の後に訂正させませう。

○榎前 香君 議長は不合理とお思ひになりませんか。

○副議長（龜澤省朝君）  
 一旦此議案を受理した以上は………

○榎前 香君 民會の名譽の爲めに云ふて居るのでありますが。

○副議長（龜澤省朝君）  
 提案者に御説明を願ひます。

○志村正三君（登壇）  
 提案者と致しまして一應御説明致します。

選挙法が制定されました當時の社會の情勢から申しますと、當時は國民教育が未だ普及致して居りませんので、制定の精神に基いて全部の者に選挙権を與へるといふ事は、當時の情勢から見まして、誠に不安な事だったのであります。其の爲めに政治に關與し得る資格を、當時の國民の納税額に依つて此の資格を定められたのであります。然るに時勢の進展と共に國民教育の普及の全きを期し、國民の兵役の義務なるものが全般的に行はれるに至りましたので、義務の公平といふ點から人的の要素、云ひ換れば人格を基準として之に選挙権を附與するといふ事が適當であるといふ考への下に、茲に普通選挙が行はれたのであります。今日の天津の狀態から見ましても、納税を本意として之に依つて選挙権の資格を定めるといふ事は既に時代遅れの感があるのであります。殊に制限選挙に於ても最も陳腐なる處の等級制度を此處にして居るといふ事は、我々居留民の不名誉であるのみならず、之が時期尚早であるといふ理由の下に之迄實行されなかつたといふ事は、我々居留民の誠心感に感ずる次第であります。現在の等級別選挙の實情を申しますと、選挙の公正を期する點に於て、現在の等級別選挙は甚だ不公平と思はれるのであります。のみならず弊害が伴つて居るといふ感があるのであります。此の現行等級別選挙を正しいとする民會議員があると思はます。恐らくは自己の利益に關する點に於てのみ正しいとするのではないかと思ふのであります。個人の立場に於て非難する場合には、此の利益たるや、混雑にも三分の利があるといふ其の三分の利に等しいのではないかと思ひます。其の弊害の大なるものと致しましては、此の國際關係の重要な處の天津に於て國際關係上面白くない結果を齎らす、現在瀕らして居るといふ點に於て弊害の最も大なるものと思ふ一人であります。何故かと申しますと、此の等級別選挙に於て一級、二級を通じて支那人の有権者が其の六割を占めて居るのであります。支那人の有権者たるや資産に依つて

其の地位を持つて居る方々であります。斯ういふ人々に一級の選挙権があるといふ事に依つて選挙される方々が此の一級を我が物にせんが爲めに、色々の手段色々の方法を以て此の票を得るのであります。處が斯ういふ地位のある支那人は日本人の間に知人があるからして、此の知人が同じ黨派關係があれば關係ないのであります。黨派があれば板挟みになつて居るのであります。場合に依つては他の者の一票を得る爲めに、同胞の悪口迄云つて此の票を奪ふといふ事になります。此の事が我が同胞の名譽の爲めに、又此の國際關係の上にて之迄如何なる結果を齎らしたて居りませうか、又私の知つて居る人の中に選挙の關係になりますと、双方から賣められて、ごつちに入れたつて自分の立場が困るといふ關係から、方々旅行をする者が非常に多いのであります。之らの點に付ては非常な弊害と私は考へて居ります。又他人の名譽をも傷つけて、其の票を奪はんが爲め他を陥入るといふ事があります。之は人道上の由々しき問題だと思ひます。之を一、二級制度を撤廢する事に依りまして一級の票の効力が少なくなりますならば、比較的此の種の中國人に對する處の選挙の争奪戦が輕減される事と思ふのであります。而もさういふ風な國際關係に於て面白くない關係を生じつ、取つた此の票が、如何なる風に使はれて居りますかと申しますと、自分の黨派の中で票の足らない者に振當てたり、夫に依つて斯ういふ票を集める事の上手い人は、自然其の黨派の中で瞭然たる勢力を持つて居るのであります。云ひ換れば此の票を得る事に依つて、其の黨派の人々も此の票の援助を受くる事によりまして其の行動を束縛され、所謂公人としての本分を盡す事が出来ないやうな現狀にある事は、私は甚だ遺憾に存して居るのであります。其の意味に於て此の等級別選挙制を撤廢する事に依りまして、公正なる處の選挙を行はれたらば、自治行政の革進は火を賭るよりも明かに實行出来ると思ひ居るのであります。斯ういふ風な意味合から申上げる事は此の一、二級を撤廢する事に依つて現在の天津の自治行政が暗黒化しつゝある事を、一時も早く明朗化したいと存じまして、此の案を提案致しまして、皆さんの御賛同を得たいと思つて居るのであります。此の程度で説明を終ります。（拍手）

○早瀬精一君 志村君の提案に双手を挙げて賛成する一人であります。私も一級議員であります。此の等級別選挙に缺陷のある事を信じて居ります。他の議員は五十票乃至は百票も票を集めてその上層に於て出られるのに、我々は何の事もありません。餘はれては排いて初めて立派な議員が出る譯であります。之迄一度も出た事のない此の厄介な男が斯うやつて此處に出て來るといふのも、此の等級別選挙で一級、二級のあるお蔭であります。どうか提案者の意志を用ひられて、全部が全部に於ける處の議員が出る事を希つて居るのであります。どうぞ之に御賛成願ひます。

(229)

○植前 香君 私は級別選挙に對して賛成でもなければ不賛成でもありません。どう轉んでも五十歩、百歩であります。只今志村議員の御説を承はつて居りまして、別段今速急に之を改善しなくともならぬといふ結論を、御議論の點にも下し得ないのであります。凡そ政治形態機構といひますか、そのいふものは土地柄と其の時代、其の時の情勢に依つて變化すべきものであり、色々變つた形態、變つた機構が採用される事になつて居りますが、例へば大きく云へば日本には日本の機構があり、英吉利には英吉利、ロシアにはロシア、其の土地、其の處、其の時代に適した機構があります。天津には支那人といふものに選舉權、即ち公民權を與へて居ります。而して其の支那人たるや我々日本人の政治觀念といふものに較べると甚だ低級であると云つて好いのであります。斯くの如き支那人の選舉權を認めて居る天津の土地柄であつてみれば、天津に級別選挙制がある事は甚だ我々居留民團の恥辱である、といふ結論をする事は少しく性急でないかと思ふのであります。不公平で弊害があるといふ御説明は甚だ先の枝葉の事でありまして、もう少し私くとしては明確なる弊害を具體的なお示しなかつたかと思ひますが、只茲に辯明して置きたいのであります。級別選挙に負ふ處ある議員は甚だ利己的であり黨派的であると云ふ御意見は、我々日本人を餘りに比喩しすぎたお詞だらうと思ひます。我々は、私自身としてはどうも轉んでも好いので、一級から出ても二級から出ても構はないので

(230)

すが、不可んといふ止めでもないのです。そういふ事は我々何れが利己的なりやといふ事を考へます。級別を固執する譯でなく、只此の民團の機能を發揮させる爲め、如何なる組織、如何なる機構を採用するといふ事は常に考へて居る事でありまして、のみならず民意の洞察、那邊に民意が動きつゝあるか、民意の動向、民意のある處を充分考へて居るのであります。一級に級別選挙を固執する事に依つて利己的なりとする事は御遠慮願ひたいと思ひます。夫で弊害の一として示された票の奪ひ合ひといふ事ですが、今日の此の制度としては誠に已むを得ない、状態でありまして、必ずしも支那人の票ばかりでなく日本人の票でも集められるのを迷惑に思つて旅行するといふのは、中には之は其の當日であるかも知れませんが、そればかりでなく滞り居るので選舉權が無い、斯ういふ事を云つて居る人が居ます。平素却つて選舉權のない事を喜んで居るのは支那人ばかりでなく日本人の中にも居ります。之は要するに租界の選舉なるものが言論を闊かして、其の候補者の政治的経路とか思想とか觀念とかいふものを公けにするのでなく、情實因縁選挙をして居る結果だと思ひます。機構そのものは好いのだが運用の如何が悪い、私は斯う見るのであります。夫から同胞の悪口を盛んに云ふといふ事を云はれましたが、恐らく日本人で日本人の悪口を云ふ人はいないと思ひます。或はあるかも知れませんが、私の知つて居る範圍では同胞の悪口を云ふ事はまだ聞いた事がない、甚だ京聞にし

(231)

て存じません。夫から未だありますが、要するに私は凡そものを議する時に、現在の状態に於ては何等の弊害があり此の儘で行けば更に之以上の弊害が起る、改革すれば斯ういふ風に好い結果になるといふ場合にのみ考へるべきで、無暗に改革を議するものでないと思は斯う考へますが、此の支那人の選舉權を剥奪するとか何と云ふ事になればいざ知らず、直ちに選舉問題のみを取り上げて級別を廢止するといふ事は、私はどうしても考へなければならぬ問題だと思ひます。例へば營業の一番安い四弗といふ事がありまして、さういふ事をすればならぬと思ひますが、年額四弗で選舉權が作れるといふ事がないとも保證出来ませんし、色んな觀察をしなければ直ちに決定出来ないと思ひます。強ち不賛成を唱へるのではないが御反省を願ひたいと思ひます。もつと研究した上で案を練つた上で改廢如何の決定をすべきものじやないかと思ひます。夫から嘗つて國策的關係とか志村議員の説明の中にありますが、斯ういふ事は私はないと思ひます。苟くも我々日本人は支那人の票を買つて此の議場に出ても、日本人の民意を無視して支那人の利益を考へる議員は、恐らく多い民會議員の中に一人も居ないと思ひます。私は本案に決して不賛成とは云ひませんが、研究の上で實行に移すべきだと思ひます。

(232)

○山田榮治君 私此の問題に付てはゆつくり意見を述べさせて頂きたいと思ひましたが、時間も非常に遑うござりますので御遠慮申し上げますが、簡単に賛成を表示したいと思ひます之は既に本民會を通した事のある議案でありまして、何が故に實現されないかといふ事を疑つて居ります。斯くの如き制度は今日の世想からみまして世界廣しと雖も天津だけではないかと思ひます。斯ういふものを置くべき理由があれば拜聴したいと思ひます。殊に本案に反對するといふ方は斯ういふ制度を置く爲めに特別の利益を受けるか、或は斯ういふ制度の爲めに不利益を受ける者に對立して居るか(ノウ、ノウト呼ぶ者あり)さういつた人が反對すると思はれるのであります。第一に選舉權の資格に區別があるといふ事は全く封建時代の遺物でありまして今の時代に於てはさういふ差別のある時代でありません。只天津の實情に云々といふ事を此の問題が出る度に云はれますが、私は此の天津の實情に鑑みて此の制度が悪いといふのであります。日本人だけの土地なら十二分に政治訓練を経て居りますので、さういふ事がある事もないでせうか、斯ういふ土地柄なるが故に直ちに之を撤廢すべしと思ふのであります。現に提案者からの御説明もありませんが、或る支那人の票を僅かに得る事ですら之で完全に何人でも飛び出す事が出来るのであります。甚だ例を引きました何でありますか、兎程早瀬議員御自身は云はれたやうに、全然早瀬議員其の人が知らん間に當選するといふ奇現象が起るのであります。之が故に私は是非此の際民會一致の意見を以て本案を通させて頂きまして、民團當局から監督官

(234)

なさるやうな御意志もありませんが、いきなり決議を突きつけてしまふより準備工作をやる方が好いと思ひます、實際に充分研究して其の上で領事館の腹も探り(笑聲)當民會に諮る以上は再び前回の如き掘り潰しに(笑聲)ならんやうな決議を採りたいと思ふのであります、其の意味に於て本通常民會に志村議員が建議案を出されたが此の際に議場にて審議々々といふ形を撤回願ひたいと思ひます、そして之に代るべき代案を致しまして、私は之は當然民團に於ても考慮すべき問題でありますから、特別調査委員會とか特別委員會といふ名目の下に委員を任命し調査研究して、領事館の腹も探りまして、臨時民會に提出する事も好いでせう、翼はくば志村議員に於きまして私の説を諒となすつて、折角此の案の撤回を希むものであります。

○上田 茂君 只今木下議員は中々好い事を云はれました、私も此の問題は中々今断は堪へられぬと思ひます、此の點は志村議員が枉げて撤回して頂きます、代案を出して頂く事をお薦め致します。

○志村正三君 私は此の建議案を上げました理由は、取りも直さず居留民の福利と民團自治行政の修正、斯ういふ點に於て此の等級別選舉制撤廢を建議したやうな譯であります、決して名を求むる者ではありません、私の建議案が次の選舉に於て行はれるならば、私は之は此の通常民會に於て通過する事を要求して居る者でもありません、要するに現在の世想に於

(233)

の方にお願ひして改正の意見を實現される事を希望するのであります、民會議員には總体に二つの缺陷があると思ひます、夫は事の善惡に拘はらず賛成するといふ事と、事の善惡に拘はらず反對するといふ事であり、本案の如きは斯うするといふ事に對して茲に一人と雖も反對の意志はないと思ひます、處が或る黨派の黨則と申しますか申合せと云ひますか、さういふものがあつて心ならずも本案に賛成が出来ない、植前議員が今賛成でもない反對でもないといふ云はれたが一体どんなお考へをお持ちなのか、少なくとも民會議員として斯ういふものに對する態度を決する事が我々の義務であります、此の際議論を抜きに致しまして時代柄滿場一致を以て通過して頂きたいと思ひます。

○木下秀良君 彼處の時計は止りましたが私の時計は十二時十五分過ぎて居ります、連日本日迄三日間皆さん大變御勞苦でありまして、尙幾ら議論を戦はしてもお互に理屈のある事で盡きぬ事と存じます、私も植前議員とは見解の相違で、私は前々から賛成を標榜して居る者であり、今幾ら討論をやつてもさういふ事では充分研究願つてから決議をするといふ事になり、一時になるか三時になるか判らないと思ひます、此の問題は前日に於て昭和六年頃通過したと思ひます、一度民會を通過したが時期尙早といふ名目で掘り潰されて居ります、今は世想が變つて居りますし領事館の方の頭も變つて居りますから、或は此の際に撤廢に賛成を

(236)

○副議長(龜澤省朝君) そうすると原案は御撤回になるのでありますか。

○志村正三君 夫を採用してくれるならば原案を撤回致しますが、賛成してくれなければ飽く迄願ひます。(笑聲)

○副議長(龜澤省朝君) 原案提出者にお諮り致します、はつきり願ひます。

○志村正三君 「實現ヲ期スベシ」其の上に「其」と入れて「其ノ實現ヲ期スベシ」としたら滿場一致下さうですか……………

○副議長(龜澤省朝君) 御撤回になりますか、提案者はつきりお願ひ致します。

○志村正三君 代案を滿場一致を以て認めて頂きましたならば、私は原案を撤回するの光榮に浴します。(拍手、笑聲)

○副議長(龜澤省朝君) 改めて之を御提出でございますか。

夫では規定の賛成者を得まして改めて(賛成々々と呼ぶ者多し)之は成立致しました。夫では

(235)

て當天津に於きましては、一、二級を撤廢する等級別選舉制を廢するといふ事が焦眉の急を要する事柄であると思ひます、故に私は本案を撤回致します事は何でもありませんが、此の趣旨を取る意味に於て之に代るべき處の代案を提出致します、代案を諸君が滿場一致を以て御賛成下さるならば私は原案を撤回致します、若し代案を出す事に依つて單獨的に扱つて原案を否決されるやうな事になれば、私は最後迄闘つて潔く討死して居留民に對して聲明したいと思ひます。

○木下秀良君 代案を出されるに際して條件を出されましたが、其の疑惑は先づ無からうと思ひます、私から皆さんに御賛成をお願ひ致します、代案の内容は先程私が申し上げました範圍の代案だと思ひます、何れさう急激な議論を吐かれる風にもありませんので、是非、何れ代案の内容を見なければどういふ風なものか判りませんが、皆さんの御賛成になるやうな代案だと思ひますから、一つ御賛成を願ひます。(笑聲)

○志村正三君 代案の内容が判らない中は賛成するから判らぬといふやうな疑惑は勿論だらうと思ひますので、私が代案の原稿を讀み上げて之に滿場一致御賛成を願ひます。

「居留民團ハ天津ノ實情ニ鑑ミ民會議員等級別選舉制撤廢ニツキ特別委員會ヲ設ケ之ガ研究ヲ爲シ實現ヲ期スベシ」

(237)

只今の御提出の案。  
 「居留民団ハ天津ノ實情ニ鑑ミ民會議員等競別選舉制撤廢ニツキ特別委員會ヲ設ケ之ヲ研究ヲナシ其ノ實現ヲ期スベシ」  
 此の案に就てお諮り致します。(賛成) 夫では満場一致可決確定と致します。(拍手)  
 ○副議長(龜澤省朝君)  
 監督官に御報告致します、之を以て本會の議案全部議了致しました、就きまして今次の會議の成績を只今御報告致します。  
 ○村田書記 第三十次居留民會通常會の成績を申し上げます。  
 一、會期 昭和十三年三月二十八日ヨリ三月三十日マデ三日間  
 一、附議事項  
 選舉 一件  
 報告 二件  
 議案 十件  
 建議案 二件

(238)

民團會計検査報告 承認  
 昭和十一年居留民團事務報告 承認  
 昭和十年度居留民團出入出決算承認ノ件 承認  
 昭和十年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件 承認  
 雜種課金條例中改正ノ件 修正可決  
 天津療病院諸料金條例中改正ノ件 可決  
 邦人教育費補助ノ件 可決  
 帝國在郷軍人會天津分會補助金ノ件 可決  
 第七團債償還ノタメ起債ノ件 可決  
 昭和十二年度居留民團歳入出總豫算案 可決  
 昭和十二年度居留民團歳入出追加豫算案 可決  
 昭和十二年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出豫算案 可決  
 社會課設置ニ關スル建議案 可決  
 居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案 代案可決  
 承 認 四件

(239)

原案可決 八件  
 修正可決 一件  
 原案撤回代案可決 一件  
 以上

○副議長(龜澤省朝君)  
 閉會に際しまして私から一寸御挨拶を申し上げます。  
 監督官には公務御多忙中にも拘はらず連日御監督を得まして誠に有り難うございます、居留民會議員各位には御多忙中にも拘はらず會期中連日深夜迄御出席下さいまして、此の非常時に際し誠に非常時に相應はしい御熱心さを以て慎重審議、本日全部の議案を議了せられました事は誠に感佩、同僚の至りに堪えないのであります。  
 民團長に於きましては初代民團長として御就任、日また浅きにも拘らず御提案をお組みになりまして、又參事會員各位及び民團吏員各位には民團長の御相談役として御熱心に御輔佐せられ、今日各案を殆ど全部無修正に近い状態で議了せられました事は、誠に平常の御勉勵の結果と御喜び申上げる次第でございます。

(240)

終りに私に不馴れの議長勤めでございまして、會議中數々の失敗等もありましたにも拘はらず、何等御不満も仰せられずどうやら此の大任を終らして頂きました事は誠に身に餘る光榮でありまして、之は偏へに各位の深甚なる御同情と御後援によるものと感謝致します。簡單乍ら之を以て私の閉會の辭と致します、監督官より、閉會の辭をお願ひ致したいと思ひます(拍手)  
 ○大江領事 (登壇) 拍手  
 只今議長から色々お話ありました通り、之を以て第三十次居留民會通常會を閉會致します、簡單でございますが御挨拶致します。  
 ○足立傳一郎君 甚だ僭越でございますが民會議員を代表致しまして皆さんに一寸御挨拶を申し上げます、監督官に於きましては連日深夜迄御臨席下さいまして甚だ有り難う存じます。民團長白井氏にも色々の問題が懇話の如くありますのを一々御解決になりまして、總ての議員が満足したやうな次第でございます、又吏員諸君に於きましても連日御出席下さいまして、何れも議員が満足した次第でございます。最後に議長に申し上げます、非常なる御熱心で誠に議事が悉く進行致しました事は感謝致します。一寸御挨拶申し上げます。(拍手)  
 ○民團長(白井忠三君)  
 私からも一寸御挨拶申し上げます、民團長制度が布かれた初代の民團長と致しまして其の職

を汚す事日尙遠く、十二分の研究も出来て居りませんで此の民會に臨む事になりましたが、幸ひにも充分なる御理解と御同情の下に、僅かの修正はありましたが原案全部が御協賛を得ました事は、甚だ私の光榮と致します處で深く感謝致します。只今議長並びに民會議員代表の足立議員から懇篤なるお詞を頂きまして、吏員一同に對しましてもお詞を頂きまして私より代つて厚く御禮を申し述べまして、將來一層職務に検討を加えまして、更に御期待に添ひます事を茲にお誓ひ申したいと思ひます。本民會に於きまして民團長に課せられたる私案も數々ありまして、之は參事會議員諸君の協力の下又民會議員諸君の、民會議場に於てばかりでなく平素御同情ある御指導、御援助の下に、一日も早く御委託の任務を盡したい、實現したいと考へて居ります。此の上共宜しくお願ひ致します。監督官並びに議長には一方ならぬ御勞苦を拜しまして此の點厚く御禮申し上げます。簡單でありますがお察申します。

○副議長(龜澤省朝君)  
夫では之を以て閉會を致します。

午前零時 四十分閉會

昭和十二年居留民會通常會議事速記録附録  
昭和十二年居留民會通常會に於て議決したる諸事項及昭和十年決算報告書並に昭和十二年度居留民團歳入出豫算の如し。

(一) 天津居留民會會計検査報告

一、検査セシ年月日 昭和十年十一月十四日、昭和十一年二月十三日  
昭和十一年六月十九日 自九月十二日  
至十一月十六日

一、検査セシ期間及帳簿並ニ証憑書 昭和十年年度一般會計及特別會計

右検査ハ昭和十一年十一月五日居留民會議員協議會ニ於テ不取御了解ヲ得置候事情ノ通ニ有之末々結果發表ノ時機ニ至ラスシテ任期終了致候ニ付次期會計検査委員へ詳細引續クシテ候右報告候也

昭和十一年十二月十五日

天津居留民團  
會計検査委員 八 木 忠 良  
全 大 内 專  
全 橋 本 磯 太  
天津居留民會議長 速 山 猛 雄 殿

(二) 昭和十年度居留民團歳入出決算

入	出
一、銀八拾壹萬六千貳百六拾四圓四拾七仙也	一、銀五拾壹萬貳千八百零四圓四拾五仙也
二、銀貳拾四萬貳千壹百貳拾九圓四拾七仙也	二、銀四拾萬貳千八百拾七圓四拾五仙也
計銀壹百零七萬八千參百九拾參圓九拾四仙也	計銀九拾壹萬五千六百貳拾壹圓九拾四仙也
	差引銀拾六萬貳千七百七拾貳圓零四仙也

昭和十一年度へ繰越 (決算表省略)

(三) 昭和十年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算

入	出
一、銀五千弗也	
計五千弗也	

一、銀五千弗也 昭和十一年度へ繰越  
計五千弗也 (決算表省略)

(四) 雜種課金條例中改正ノ件

雜種課金條例中左ノ通り改ム

第一條中 酌婦ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一 女 給

第二條中 酌婦ノ次ニ左ノ通り女給ノ月額ヲ加フ

女 給 月額銀一弗

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本條例ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

理由 雜種課金條例中新規ニ女給ニ對スル課金負擔ヲ加ヘムトス則チ女給ト稱スルハ飲食店營業

(245)

中カフエートシテ警察取締ヲ受ケル營業所ニ於テ客ノ接待ヲ爲ス娛樂ノ婦女ヲ指稱ス之ノカフエーニ於ケル女給ノ接待行爲タルヤ藝妓ト其ノ本質ニ於テ類似シ藝妓ハ歌舞曲ニヨリ客ノ遊興ヲ助ケルモ女給ハ酌、其他ノ行爲ニヨリ遊興ノ氣分ヲ助成シ兩者ハ其ノ客ニ待席シテ遊興ヲ助成スル行爲ニ於テ何等異ルトコロナク故ニ本邦各都市ニ於テハ昭和七八年前後ニ女給稅ノ制定ヲ見ルニ至レリ而シテ當天津ニ於テハ女給數昭和十年四月ニハカフエー十五軒ニ對シ女給數五十二滿タリシカ本年本月ノ現在數ハカフエー二十一軒ニ對シ百七十三名ノ激増ヲ示シ今々漸増ノ傾向ニアリ運方ニ減退等ヲ豫想セラレサル現情ニ於テ賦課ノ永續性ニ顧慮ヲ要セス依テ本課金條例中ノ藝妓酌婦及ダンサート等シク本課金負擔ノ適用ヲ受ケシムヘキモノトス

(五) 天津療病院諸料金條例中改正ノ件

一、天津療病院諸料金條例第一條各料金中左ノ通り加フ

六、入院料 無料

但シ相當ノ資力アル者ニツキテハ每一日法定傳染病銀壹弗以上結構病銀六拾仙以上ノ入院料ヲ徵スルコトヲ得

一、附則トシテ左ノ一項ヲ加フ

(246)

本條例ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

理由 由

本院ノ入院料ハ原則トシテ無料トスルモ日本内地ノ實狀ニモ徵シ費力アル者ニツキテハ低額ノ入院料ヲ徵收シ得ル事トシ其收入ヲ本院設備ノ改善費ノ一部ニ充ツル事妥當ナリト認メタルニヨル

(六) 邦人教育費補助ノ件

一、財團法人天津共益會ニ對シ邦人教育補助金ヲ支出スルコト

一、前項ノ支出額ハ毎年民會ニ於テ之ヲ決定ス

理由、最近邦人々口激増ニ伴ヒ共益會ノ經費増大シ教育費ノ負擔困難トナリタルニヨル

(七) 帝國在郷軍人會天津分會補助金ノ件

一、帝國在郷軍人會天津分會ニ對シ毎年銀壹千弗以內ノ補助金支出ノコト

一、前項補助金額ハ民會ニ於テ之ヲ決定ス

理由、帝國在郷軍人會天津分會ヨリ經費不足ニヨル補助金支出方請願アリタル處在郷軍人會ニ對スル他地ノ事情等參酌シ補助額ヲ妥當ト認メタルニヨル

(247)

(八) 第七團債價ノタメ起債ノ件

一、本民國ハ大正十四年埠頭築造費トシテ外務省ヨリ貸下ヲ受ケタル金五拾萬圓ヲ償還スルタメ起債スルコト

一、前項起債ノ方法、金額並條件ハ民會ニ於テ之ヲ決定ス

(九) 昭和十二年度居留民團歲入出豫算

入	銀八拾參萬五千零九弗也	經	常	部
出	銀貳拾貳萬弗也	經	時	部
計	銀壹百零五萬五千零九弗也	經	常	部
入	銀六拾六萬八千五百六拾九弗參拾五仙也	經	時	部
出	銀參拾八萬六千四百參拾九弗六拾五仙也	經	常	部
計	銀壹百零五萬五千零九弗也	經	時	部

(決算表省略)

(248)

(一〇) 昭和十二年度居留民團歲入出追加豫算

入	銀七萬九千八百貳拾五弗也	臨	時	部
出	計銀七萬九千八百貳拾五弗也	臨	時	部
入	銀七萬九千八百貳拾五弗也	臨	時	部
出	計銀七萬九千八百貳拾五弗也	臨	時	部

(決算表省略)

(一一) 昭和十二年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案

入	銀八千弗也	計	八千弗也
出	銀八千弗也	計	八千弗也

<p>( 250 )</p> <p>( 二 ) 居留民團法施行細則改正ニ關スル建議案</p> <p>一、現行居留民團法施行細則第五條ニ規定セル等級選舉制ハ速ニ撤廢スヘシ</p> <p>理 由</p> <p>天津ノ實情ヨリ見テ斯ル制度ハ選舉ノ公正ヲ期シ難シト認ムルニ依ル 右建議ス</p> <p>昭和十二年三月二十八日</p> <p>天津居留民團副議長 龜澤省朝 殿</p> <table border="0"> <tr><td>提出議員</td><td>志村正三</td></tr> <tr><td>贊成議員</td><td>山田榮一</td></tr> <tr><td>全</td><td>菊地新</td></tr> <tr><td>全</td><td>眞藤一</td></tr> <tr><td>全</td><td>早瀬精一</td></tr> <tr><td>全</td><td>古田治四郎</td></tr> </table>	提出議員	志村正三	贊成議員	山田榮一	全	菊地新	全	眞藤一	全	早瀬精一	全	古田治四郎	<p>( 249 )</p> <p>( 二 ) 社會課設置ニ關スル建議案</p> <p>天津居留民團ハ社會課ヲ設置シ社會事業ニ關スル適切ナル施設ト指導ヲ爲スヘシ</p> <p>理 由</p> <p>近時急激ナル租界ノ發展ニ伴ヒ社會問題モ益々複雑化スルニ至リタルヲ以テ統制アル機關ニ於テ之カ施設ト指導ヲ爲スノ要アリト認ム</p> <p>右建議ス</p> <p>昭和十二年三月二十八日</p> <p>天津居留民團副議長 龜澤省朝 殿</p> <table border="0"> <tr><td>提出議員</td><td>山田榮一</td></tr> <tr><td>贊成議員</td><td>菊地新</td></tr> <tr><td>全</td><td>眞藤一</td></tr> <tr><td>全</td><td>早瀬精一</td></tr> <tr><td>全</td><td>志村正三</td></tr> <tr><td>全</td><td>古田治四郎</td></tr> </table>	提出議員	山田榮一	贊成議員	菊地新	全	眞藤一	全	早瀬精一	全	志村正三	全	古田治四郎
提出議員	志村正三																								
贊成議員	山田榮一																								
全	菊地新																								
全	眞藤一																								
全	早瀬精一																								
全	古田治四郎																								
提出議員	山田榮一																								
贊成議員	菊地新																								
全	眞藤一																								
全	早瀬精一																								
全	志村正三																								
全	古田治四郎																								

<p>昭和十二年居留民會通常會要錄</p> <p>員 三十二名(定員三十二名)</p> <p>期 自昭和十二年三月二十八日至三月三十日三日間</p> <p>一、議 會 公 會 堂</p> <p>二、會 場 公 會 堂</p> <p>三、成 績 省 略</p> <p>四、成 績 省 略</p> <p>五、議長及會議係</p>	<table border="0"> <tr><td>議長</td><td>龜澤省朝</td></tr> <tr><td>副議長</td><td>白井忠三</td></tr> <tr><td>民團長</td><td>白井忠三</td></tr> <tr><td>書記</td><td>村田秀</td></tr> <tr><td>書記</td><td>鹽澤</td></tr> <tr><td>連記</td><td>山下</td></tr> </table>	議長	龜澤省朝	副議長	白井忠三	民團長	白井忠三	書記	村田秀	書記	鹽澤	連記	山下
議長	龜澤省朝												
副議長	白井忠三												
民團長	白井忠三												
書記	村田秀												
書記	鹽澤												
連記	山下												

